

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
高崎河川国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事
工事地名	群馬県高崎市根小屋町地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 1月
2) 事務所名	高崎河川国道事務所 工務第一課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026010006	1 4) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	318日間 自 令和 8年 4月15日 (当初) 至 令和 9年 2月26日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	群馬県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	前橋・高崎地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	烏川本川	2 2) 処 分 費 等	23,255
		2 3) 公 告 日	令和 8年 1月23日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
築堤・護岸			式	1		89,427,863			
河川土工			式	1		2,121,742			
掘削工			式	1		286,880			
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000m3未満	m3	880	326	286,880				単-1号
盛土工		式	1		222,228				
路体(築堤)盛土 (1)	2.5m未満	m3	30	6,807	204,210				単-2号
路体(築堤)盛土 (2)	2.5m以上4.0m未満	m3	10	849	8,490				単-3号
路体(築堤)盛土 (3)	4.0m以上	m3	40	238.2	9,528				単-4号
法面整形工		式	1		556,104				
法面整形(切土部)	現場制約無 埴質土、砂 及び砂質土、粘性土	m2	240	930.1	223,224				単-5号
法面整形(盛土部)	法面締固め無 現場制 約無	m2	730	456	332,880				単-6号
残土処理工		式	1		1,056,530				

設計内訳書

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地		残土受入れ地での処理	式	1		199,840			内-1号
土砂等運搬 (1)		土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		352,512			内-2号
土砂等運搬 (2)		土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		504,178			内-3号
地盤改良工			式	1		380,336			
表層安定処理工			式	1		380,336			
安定処理		1mを超え2m以下 固化材100m2あたり使用量31.3t/100m2 特殊土用	m2	44	8,644	380,336			単-7号
法覆護岸工			式	1		12,193,202			
作業土工			式	1		170,971			
床掘り		土砂	式	1		26,411			内-4号
埋戻し (1)		土砂	式	1		65,220			内-5号
埋戻し (2)		土砂	式	1		20,160			内-6号
埋戻し (3)		土砂	式	1		33,370			内-7号

設計内訳書

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
基面整正			式	1		25,810			内-8号
コンクリートブロック工(平ブロック張)			式	1		10,755,381			
現場打基礎コンクリート (1)	24-8-40(高炉) 底幅 50 c m 高さ 50 c m	m	28	20,040	561,120				単-8号
現場打基礎コンクリート (2)	18-8-40(高炉) 底幅 50 c m 高さ 50 c m	m	47	19,930	936,710				単-9号
平ブロック張	t=150mm	m2	376	22,730	8,546,480				単-10号
目地板	樹脂発泡体(15倍発泡) t=10	m2	7	4,213	29,491				単-11号
端止工 (1)	24-8-40(高炉) t=30c m	箇所	2	10,120	20,240				単-12号
端止工 (2)	24-8-40(高炉) t=30c m	箇所	1	96,200	96,200				単-13号
端止工 (3)	24-8-40(高炉) t=30c m	箇所	1	61,980	61,980				単-14号
縦帯コンクリート	24-8-40(高炉) t=30c m	m	28	17,970	503,160				単-15号
植生工		式	1		1,266,850				
張芝	張芝工 500m2以上	m2	650	1,949	1,266,850				単-16号

設計内訳書

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
擁壁護岸工			式	1		1,149,310			
場所打擁壁工(構造物単位)			式	1		75,310			
重力式擁壁		1mを超え2m未満 24-8-40(高炉)	m3	1	75,310	75,310			単-17号
プレキャスト擁壁工			式	1		1,074,000			
プレキャスト擁壁 (1)		H=2.3m	m	3	159,400	478,200			単-18号
プレキャスト擁壁 (2)		H=2.6m	m	3	198,600	595,800			単-19号
カルバート工			式	1		17,416,705			
作業土工			式	1		300,496			
床掘り		土砂	式	1		38,416			内-9号
埋戻し		土砂	式	1		262,080			内-10号
門型カルバート工			式	1		17,116,209			
門型カルバート		B9500×H2600×L1000	m	5	3,391,000	16,955,000			単-20号

設計内訳書

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場打ち地覆コンクリート		18-8-40(高炉)	m3	2	37,580	75,160			単-21号
現場打ち地覆コンクリート型枠									
			式	1		86,049			内-11号
付帯道路工			式	1		45,653,272			
作業土工			式	1		1,770,811			
床掘り (道路舗装)		土砂	式	1		136,857			内-12号
床掘り		土砂	式	1		117,588			内-13号
埋戻し		土砂	式	1		700,770			内-14号
基面整正			式	1		815,596			内-15号
防止柵工			式	1		1,159,300			
転落(横断)防止柵		柵高 1.1m コンクリート建込	m	20	9,360	187,200			単-22号
車止めポスト (1)		I型	本	5	108,900	544,500			単-23号
車止めポスト (2)		P型	本	2	213,800	427,600			単-24号

設計内訳書

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
舗装準備工			式	1		73,860			
不陸整正		補足材無し	m2	424	174.2	73,860			単-25号
アスファルト舗装工			式	1		7,439,951			
下層路盤(車道・路肩部) 堤防天端部		再生クラッシャー RC-40 仕 上り厚 150mm	m2	3,260	711	2,317,860			単-26号
下層路盤(車道・路肩部) 堤防天端(市道)部		再生クラッシャー RC-40 仕 上り厚 150mm	m2	9	1,089	9,801			単-27号
上層路盤(車道・路肩部) 堤防天端(市道)部		粒度調整砕石 M-30 仕 上り厚 70mm	m2	9	1,050	9,450			単-28号
表層(車道・路肩部) 堤防天端部		再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 3.0m超	m2	3,260	1,558	5,079,080			単-29号
表層(車道・路肩部) 堤防天端(市道)部		再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 1.4m未 満 (1層当り平均仕上 り厚50mm以下)	m2	9	2,640	23,760			単-30号
縁石工			式	1		35,209,350			
法肩ブロック		3割勾配ブロック	m	1,485	23,710	35,209,350			単-31号
光ケーブル配管工			式	1		7,485,633			

設計内訳書

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
作業土工			式	1		1,488,269			
掘削(光ケーブル配管)		土砂 押土無 障害無 施工数量 170m 3	式	1		409,360			内-16号
埋戻し		土砂	式	1		1,078,909			内-17号
配管工			式	1		3,846,964			
配管設置(埋設部)		FEP 土砂 管径 80mm	m	826	2,814	2,324,364			単-32号
配管設置(露出部)			m	92	16,550	1,522,600			単-33号
ハットホル工			式	1		2,150,400			
ハットホル		1200×600×900(T-20)	箇所	8	268,800	2,150,400			単-34号
構造物撤去・復旧工			式	1		833,336			
付帯構造物撤去工			式	1		12,604			
プレキャストU型側溝撤去		250×250	m	4	2,250	9,000			単-35号
コンクリート蓋撤去		362×500×90	枚	8	254.3	2,034			単-36号

設計内訳書

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ポリエチレン管撤去		保温付き φ 40	m	4	392. 7	1, 570			単-37号
付帯構造物復旧工									
			式	1		23, 796			
プレキャストU型側溝設置		250×250(再利用品)	m	4	4, 532	18, 128			単-38号
コンクリート蓋設置		362×500×90(再利用品)	枚	8	410. 1	3, 280			単-39号
ポリエチレン管布設		保温付き φ 40(再利用品)	m	4	597. 2	2, 388			単-40号
砕石舗装復旧工			式	1		19, 908			
下層路盤(車道・路肩部)		再生クラッシュ RC-40 仕上り厚 150mm	m2	28	711	19, 908			単-41号
法覆護岸復旧工			式	1		468, 272			
コンクリート(間知)ブロック積		控35cm	m2	10	32, 030	320, 300			単-42号
胴込・裏込材(砕石)		再生砕石 RC-40	m3	8	8, 076	64, 608			単-43号
現場打天端コンクリート(1)		24-8-25(高炉)	m3	1	69, 470	69, 470			単-44号
現場打天端コンクリート(2)		24-8-25(高炉)	m3	0. 2	69, 470	13, 894			単-45号

設計内訳書

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
構造物取壊し工			式	1		245,360			
コンクリート構造物取壊し (1)	鉄筋構造物 機械施工	m3	1	19,750	19,750				単-46号
コンクリート構造物取壊し (2)	無筋構造物 機械施工	m3	13	11,040	143,520				単-47号
舗装版切断 (1)	コンクリート舗装版 15cm以下	m	24	1,289	30,936				単-48号
舗装版切断 (2)	アスファルト舗装版 15cm以下	m	33	710.4	23,443				単-49号
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 4 c m	m2	45	615.8	27,711				単-50号
運搬処理工			式	1		63,396			
殻運搬 (1)	コンクリート殻(鉄筋)	m3	1	1,625	1,625				単-51号
殻運搬 (2)	コンクリート殻(無筋)	m3	13	2,410	31,330				単-52号
殻運搬 (3)	アスファルト殻	m3	2	3,593	7,186				単-53号
殻処分 (1)	コンクリート殻(鉄筋)	m3	1	3,750	3,750				単-54号
殻処分 (2)	コンクリート殻(無筋)	m3	13	1,175	15,275				単-55号

設計内訳書

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
殻処分 (3)		アスファルト殻	m3	2	2,115	4,230			単-56号
仮設工			式	1		2,194,327			
工事用道路工			式	1		815,008			
敷鉄板 金井沢		22×1,524×6,096(mm) 設置・撤去	式	1		107,402			内-18号
敷鉄板 薬師沢		22×1,524×6,096(mm) 設置・撤去	式	1		707,606			内-19号
仮締切工			式	1		976,715			
仮締切		大型土嚢	式	1		774,774			内-20号
遮水シート			式	1		201,941			内-21号
仮水路工			式	1		162,644			
高密度ポリエチレン管		φ1100 支給品	式	1		130,960			内-22号
支給品運搬		高密度ポリエチレン管	式	1		15,842			内-23号
現場発生品運搬		高密度ポリエチレン管	式	1		15,842			内-24号

設計内訳書

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通管理工			式	1		239,960			
交通誘導警備員			式	1		239,960			内-25号
直接工事費			式	1		89,427,863			
共通仮設費			式	1		12,403,360			
共通仮設費			式	1		5,401,360			
運搬費			式	1		4,156,720			
重建設機械分解組立輸送費			式	1		1,588,000			内-26号
仮設材運搬費			式	1		2,568,720			内-27号
準備費			式	1		305,240			
表土処理			式	1		305,240			内-28号
技術管理費			式	1		23,400			
六価クロム溶出試験費			式	1		23,400			内-29号

設計内訳書

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
現場環境改善費（率計上）		式	1		916,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		7,002,000				
純工事費		式	1		101,831,223				
現場管理費		式	1		27,132,000				
工事原価		式	1		128,963,223				
一般管理費等		式	1		21,386,777				
工事価格		式	1		150,350,000				
消費税相当額		式	1		15,035,000				
工事費計		式	1		165,385,000				

一式当たり内訳書

第 1号内訳書

整地

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m 3	1,600	124.9	199,840			
合 計					199,840			

一式当たり内訳書

第 2号内訳書 土砂等運搬
(1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.5km以下	m 3	810	435.2	352,512			
合 計					352,512			

一式当たり内訳書

第 3号内訳書

土砂等運搬
(2)

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

第 4号内訳書 床掘り

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 標準 無し 無し	m 3	110	240.1	26,411			
合 計					26,411			

一式当たり内訳書

第 5号内訳書 埋戻し (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅4m以上	m 3	60	1,087	65,220			
合 計					65,220			

一式当たり内訳書

第 6号内訳書 埋戻し (2)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	m 3	10	2,016	20,160			
合 計					20,160			

一式当たり内訳書

第 7号内訳書

埋戻し
(3)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

第 8号内訳書

基面整正

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
基面整正		m 2	50	516.2	25,810			
合 計					25,810			

一式当たり内訳書

第 9号内訳書 床掘り

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 標準 無し 無し	m 3	160	240.1	38,416			
合 計					38,416			

一式当たり内訳書

埋戻し
第 10号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	m 3	130	2,016	262,080			
合 計					262,080			

一式当たり内訳書

現場打ち地覆コンクリート型枠
第 11号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
型枠	一般型枠 小型構造物	m ²	9	9,561	86,049			
合 計					86,049			

一式当たり内訳書

第 12号内訳書 床掘り
(道路舗装)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 標準 無し 無し	m 3	570	240.1	136,857			
合 計					136,857			

一式当たり内訳書

第 13号内訳書 床掘り

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 無し	m 3	410	286.8	117,588			
合 計					117,588			

一式当たり内訳書

第 14号内訳書

埋戻し

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m未満	m 3	210	3,337	700,770			
合 計					700,770			

一式当たり内訳書

第 15号内訳書 基面整正

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
基面整正		m 2	1,580	516.2	815,596			
合 計					815,596			

一式当たり内訳書

掘削(光ケーブル配管)
第 16号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削 (光ケーブル配管工)	全ての費用	m 3	170	2,408	409,360			
合 計					409,360			

一式当たり内訳書

埋戻し
第 17号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し・締固め（光ケーブル配管工）	全ての費用	m 3	100	3,551	355,100			
敷砂，保護砂（材料費）		m 3	30	3,200	96,000			
埋設表示シート（材料費）		m	1,653	379.8	627,809			
合 計					1,078,909			

一式当たり内訳書

第 18号内訳書 敷鉄板 金井沢

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	167	422. 6	70, 574			
敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096(mm) 無 11日 無 有	枚	18	2, 046	36, 828			
合 計					107, 402			

一式当たり内訳書

第 19号内訳書 敷鉄板 薬師沢

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	1,041	422. 6	439,926			
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 15日 無 有	枚	112	2,390	267,680			
合 計					707,606			

一式当たり内訳書

第 20号内訳書
仮締切

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
大型土のう工	製作・設置 流用土 5mを超え20m以下 標準(1.0)	袋	129	4,935	636,615			
大型土のう工	撤去 6mを超え20m以下 標準(1.0)	袋	129	1,071	138,159			
合 計					774,774			

一式当たり内訳書

遮水シート
第 21号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
遮水シート張	遮水シートA(厚1.0+10.0mm)	m 2	56	3,308	185,248			
遮水シート張撤去		m 2	56	298.1	16,693			
合 計					201,941			

一式当たり内訳書

高密度ポリエチレン管
第 22号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
高密度ポリエチレン管設置・撤去工	φ 1100	m	20	6,548	130,960			
高密度ポリエチレン管(支給品)	φ 1100	m	20	0	0			
高密度ポリエチレン管(支給品)	継手 φ 1100用	個	4	0	0			
合 計					130,960			

一式当たり内訳書

支給品運搬
第 23号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場発生品及び支給品運搬	トラック[クレーン装置付]ヘビーストラック2t積、吊能力2.9t 有り 5.0km以下	t	1.31	2,696	3,531			
現場発生品及び支給品積み込み・荷卸し	トラック[クレーン装置付]ヘビーストラック2t積、吊能力2.9t	t	1.31	9,398	12,311			
合 計					15,842			

一式当たり内訳書

現場発生品運搬

第 24号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場発生品及び支給品運搬	トラック[クレーン装置付]ヘビーストラック2t積、吊能力2.9t 有り 5.0km以下	t	1.31	2,696	3,531			
現場発生品及び支給品積み込み・荷卸し	トラック[クレーン装置付]ヘビーストラック2t積、吊能力2.9t	t	1.31	9,398	12,311			
合 計					15,842			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員
第 25号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員B		人日	14	17,140	239,960			
合 計					239,960			

一式当たり内訳書

重建設機械分解組立輸送費

第 26号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) トラッククレーン系 100t吊以上120t吊以下 標準(1.0)	回	1	1,588,000	1,588,000			
合 計					1,588,000			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費

第 27号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 14.8km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	417	4,660	1,943,220			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(片道分)	t	417	1,500	625,500			
合 計					2,568,720			

一式当たり内訳書

表土処理

第 28号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 2.0km以下	m 3	400	638. 2	255, 280			
整地	残土受入れ地での処理	m 3	400	124. 9	49, 960			
合 計					305, 240			

一式当たり内訳書

六価クロム溶出試験費
第 29号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
六価クロム溶出試験費		検体	3	7,800	23,400			
合 計					23,400			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	326
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削		土砂 オープンカット 無し 無し 5,000m3未満	m 3	1	326	326		
計						326		
単価						326	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	路体(築堤)盛土 (1)	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6,807
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2.5m未満	m 3	1	6,807	6,807		
計						6,807		
単価						6,807	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一3号	路体(築堤)盛土 (2)	2.5m以上4.0m未満	単位	m3	数量	1	単価	849
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体(築堤)盛土		2.5m以上4.0m未満	m 3	1	849	849		
計						849		
単価						849	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一4号	路体(築堤)盛土 (3)	4.0m以上	単位	m3	数量	1	単価	238.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体(築堤)盛土		4.0m以上 20,000m3未満 無し	m 3	1	238.2	238.2		
計						238.2		
単価						238.2	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一5号	法面整形(切土部)	現場制約無し 砂質土、砂及び砂質土、粘性土	単位	m2	数量	1	単価	930.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形		切土部 無し 砂質土、砂及び砂質土、粘性土 全ての費用	m 2	1	930.1	930.1		
計						930.1		
単価						930.1	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一6号	法面整形(盛土部)	法面締固め無し 現場制約無し	単位	m2	数量	1	単価	456
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形		盛土部 無し 無し 砂質土、砂及び砂質土、粘性土 全ての費用	m 2	1	456	456		
計						456		
単価						456	円／m2	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一7号	安定処理	1mを超え2m以下 固化材100m2あたり使用量 31. 3t/100m2 特殊土用	単位	m2	数量	1	単価	8, 644	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
安定処理		バックホウ 構造物基礎 1mを超え2m以下 31. 3t/100m2	m 2	1	8, 644	8, 644			
計						8, 644			
単価						8, 644	円／m2		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一8号	現場打基礎コンクリート (1)	24-8-40(高炉) 底幅 50 c m 高さ 50 c m	単位	m	数量	10	単価	20, 040
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打基礎コンクリート		生コンクリート各種 有り 一般養生・特殊養生(練炭)	m 3	2. 35	85, 270	200, 384. 5		
計						200, 384. 5		
単価						20, 040	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一9号	現場打基礎コンクリート (2)	18-8-40(高炉) 底幅 50 c m 高さ 50 c m	単位	m	数量	10	単価	19,930
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打基礎コンクリート		18-8-40(高炉) 有り 一般養生・特殊養生(練炭)	m 3	2.35	84,800	199,280		
計						199,280		
単価						19,930	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一10号	平ブロック張	t=150mm	単位	m2	数量	1	単価	22,730
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
平ブロック張		150kg/個以上 平ブロック各種 不要 遮水シートA(厚1.0+10.0mm) 無し 有り 15.0個を超え20.0個以下	m 2	1	22,730	22,730		
計						22,730		
単価						22,730	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一11号	目地板	樹脂発泡体(15倍発泡) t=10	単位	m2	数量	1	単価	4, 213
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
目地板		30m2未満 樹脂発泡体(15倍発泡) t=10	m 2	1	4, 213	4, 213		
計						4, 213		
単価						4, 213	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一12号	端止工 (1)	24-8-40(高炉) t=30cm	単位	箇所	数量	1	単価	10, 120
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート		小型構造物 人力打設 24-8-40(高炉) 一般養生 無し 全ての費用	m 3	0.09	38,010	3,420.9		
型枠		一般型枠 小型構造物	m 2	0.7	9,561	6,692.7		
計						10,113.6		
単価						10,120	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一13号	端止工 (2)	24-8-40(高炉) t=30cm	単位	箇所	数量	1	単価	96, 200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート		小型構造物 クレーン車打設 24-8-40(高炉) 一般養生 打設高さ約17m以下、水平打設距離約17m以下	m 3	0. 9	42, 400	38, 160		
型枠		一般型枠 小型構造物	m 2	6. 07	9, 561	58, 035. 27		
計						96, 195. 27		
単価						96, 200	円／箇所	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一14号	端止工 (3)	24-8-40(高炉) t=30cm	単位	箇所	数量	1	単価	61, 980
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート		小型構造物 クレーン車打設 24-8-40(高炉) 一般養生 打設高さ約17m以下、水平打設距離約17m以下	m 3	0. 58	42, 400	24, 592		
型枠		一般型枠 小型構造物	m 2	3. 91	9, 561	37, 383. 51		
計						61, 975. 51		
単価						61, 980	円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一15号	縦帯コンクリート	24-8-40(高炉) t=30cm	単位	m	数量	10	単価	17,970
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート		小型構造物 人力打設 24-8-40(高炉) 一般養生 無し 全ての費用	m 3	1.5	38,010	57,015		
型枠		一般型枠 小型構造物	m 2	10	9,561	95,610		
目地板		30m2未満 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	m 2	0.15	4,213	631.95		
基礎碎石		12.5cmを超え17.5cm以下 再生クラッシュラン 40～0 全ての費用	m 2	5	1,486	7,430		
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0.1	189,600	18,960		
計						179,646.95		
単価						17,970	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一16号	張芝	張芝工 500m2以上	単位	m2	数量	1	単価	1,949
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
人力施工による植生工		張芝工 500m2以上(標準) 無	m 2	1	1,949	1,949		
計						1,949		
単価						1,949	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一17号	重力式擁壁	1mを超え2m未満 24-8-40(高炉)	単位	m3	数量	1	単価	75,310
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
重力式擁壁		1mを超え2m未満 24-8-40(高炉) 有り 無し 一般養生 延長無し	m 3	1	75,310	75,310		
計						75,310		
単価						75,310	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一18号	プレキャスト擁壁 (1)	H=2.3m	単位	m	数量	3	単価	159,400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
プレキャスト擁壁設置		2.0mを超え3.5m以下 有り 有り 標準	m	2.6	17,650	45,890		
プレキャストL型擁壁(材料費)		H=2300 L=1600 短切品	本	1	257,000	257,000		
プレキャストL型擁壁(材料費)		H=2300 L=1000 短切品	本	1	165,000	165,000		
裏込碎石		再生クラッシュラン 40～0 全ての費用	m 3	1.13	7,534	8,513.42		
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 人力打設 18-8-25(高炉) 一般養生 無し 全ての費用	m 3	0.05	31,300	1,565		
計						477,968.42		
単価						159,400	円/m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一19号	プレキャスト擁壁 (2)	H=2.6m	単位	m	数量	3	単価	198,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
プレキャスト擁壁設置		2.0mを超え3.5m以下 有り 有り 標準	m	3.2	17,650	56,480		
プレキャストL型擁壁(材料費)		H=2600 L=2000 標準品	本	1	190,000	190,000		
プレキャストL型擁壁(材料費)		H=2600 L=1200 短切品	本	1	335,000	335,000		
裏込碎石		再生クラッシュラン 40～0 全ての費用	m 3	1.64	7,534	12,355.76		
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 人力打設 18-8-25(高炉) 一般養生 無し 全ての費用	m 3	0.06	31,300	1,878		
計						595,713.76		
単価						198,600	円/m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一20号	門型カルバート	B9500×H2600×L1000	単位	m	数量	5	単価	3,391,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
門型カルバート工		B9500×H2600×L1000	m	5	224,900	1,124,500		
門型カルバート(材料費)		B9500×H2600×L1000 接続金具、突出し鉄筋含む	本	5	3,080,000	15,400,000		
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 コンクリートポンプ車打設 18-8-40(高炉) 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し 全ての費用	m ³	5.28	28,260	149,212.8		
型枠		一般型枠 鉄筋・無筋構造物	m ²	6.19	10,580	65,490.2		
モルタル練		普通 全ての費用	m ³	0.47	106,900	50,243		
足場工		手摺先行型枠組足場 必要 標準	掛m ²	31	5,285	163,835		
計						16,953,281		
単価						3,391,000	円/m	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単-21号	現場打ち地覆コンクリート	18-8-40(高炉)	単位	m3	数量	1	単価	37,580	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
コンクリート		小型構造物 人力打設 18-8-40(高炉) 一般養生 無し 全ての費用	m 3	1	37,580	37,580			
計						37,580			
単価						37,580	円／m3		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一22号	転落(横断)防止柵	柵高 1.1m コンクリート建込	単位	m	数量	1	単価	9,360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
防護柵（横断・転落防止柵）設置工		コンクリート建込 ビーム式・パネル式 3m 100m未満 無	m	1	9,360	9,360		
計						9,360		
単価						9,360	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-23号	車止めポスト (1)	I型	単位	本	数量	1	単価	108,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
車止めポスト設置		全ての費用						
			本	1	81,700	81,700		
コンクリート		小型構造物 人力打設 18-8-40(高炉) 一般養生 無し 全ての費用						
			m 3	0.25	37,580	9,395		
型枠		一般型枠 小型構造物						
			m 2	1.79	9,561	17,114.19		
基礎碎石		7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュラン 40〜0 全ての費用						
			m 2	0.49	1,366	669.34		
計						108,878.53		
単価						108,900	円／本	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-24号	車止めポスト (2)	P型	単位	本	数量	1	単価	213,800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
車止めポスト設置		全ての費用	本	1	185,800	185,800		
コンクリート		小型構造物 人力打設 18-8-40(高炉) 一般養生 無し 全ての費用	m 3	0.25	37,580	9,395		
型枠		一般型枠 小型構造物	m 2	1.79	9,561	17,114.19		
基礎碎石		7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュラン 40〜0 全ての費用	m 2	0.49	1,366	669.34		
アンカーボルト(材料費)		M16 L=500mm	本	4	191	764		
計						213,742.53		
単価						213,800	円／本	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一25号	不陸整正	補足材無し	単位	m2	数量	1	単価	174.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
不陸整正		無し 全ての費用	m 2	1	174.2	174.2		
計						174.2		
単価						174.2	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一26号	下層路盤(車道・路肩部) 堤防天端部	再生クッシャー RC-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量	1	単価	711
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤(車道・路肩部)		150mm 1層施工 再生クッシャー RC-40 全ての費用	m 2	1	711	711		
計						711		
単価						711	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一27号	下層路盤(車道・路肩部) 堤防天端(市道)部	再生クラッシュ RC-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量	1	単価	1,089
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤 (歩道部)		150mm 1層施工 再生クラッシュ RC-40 全ての費用	m 2	1	1,089	1,089		
計						1,089		
単価						1,089	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一28号	上層路盤(車道・路肩部) 堤防天端(市道)部	粒度調整碎石 M-30 仕上り厚 70mm	単位	m2	数量	1	単価	1,050
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
上層路盤 (歩道部)		70mm 1層施工 粒度調整碎石 M-30 全ての費用	m 2	1	1,050	1,050		
計						1,050		
単価						1,050	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一29号	表層(車道・路肩部) 堤防天端部	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価 1,558
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層 (車道・路肩部)		3.0m超 40mm 再生密粒度アスコン (13) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	1,558	1,558	
計						1,558	
単価						1,558	円/m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一30号	表層(車道・路肩部) 堤防天端(市道)部	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 1.4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm以下)	単位	m2	数量	1	単価 2,640
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層 (車道・路肩部)		1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 40mm 再生密粒度アスコン (13) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	2,640	2,640	
計						2,640	
単価						2,640	円/m2

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一31号	法肩ブロック	3割勾配ブロック	単位	m	数量	10	単価	23,710
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法肩ブロック設置工		B500/1000×H250×L2000(法勾配1：3.0)低炭素仕様	m	10	2,389	23,890		
基礎砕石		7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュラン 40～0 全ての費用	m ²	10	1,366	13,660		
法肩ブロック(材料費)		B500/1000×H250×L2000（法勾配1：3.0）	個	5	39,900	199,500		
計						237,050		
単価						23,710	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一32号	配管設置(埋設部)	FEP 土砂 管径 80mm	単位	m	数量	826	単価	2,814
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
配管設置 (埋設部)		4条 全ての費用	m	826	2,769	2,287,194		
ベルマウス(材料費)		FEP φ80用	個	56	657	36,792		
計						2,323,986		
単価						2,814	円/m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一33号	配管設置(露出部)		単位	m	数量	92	単価	16,550
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
管路材設置		露出部 単管設置	m	92.1	2,506	230,802.6		
配管用炭素鋼鋼管(材料費)		SGP80	m	79.3	1,909	151,383.7		
金属製可とう電線管(材料費)		PV83	m	12.8	6,680	85,504		
配管支持金物Uボルト(材料費)		φ80 2条用	組	32	14,100	451,200		
配管支持架台(壁面用)(材料費)		DW形(HDZT56)	組	8	25,100	200,800		
配管支持架台(床面用)(材料費)		FW形(HDZT56)	組	8	17,600	140,800		
アンカーボルト(材料費)		M10×70L(SUS)	個	40	319	12,760		
異種管継手(材料費)		FEP φ80→SGP80	個	16	8,240	131,840		
防水型ユニオンカップリング(材料費)		SGP80→PV80用	個	32	3,670	117,440		
計						1,522,530.3		
単価						16,550	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一34号	ハンドホール	1200×600×900 (T-20)	単位	箇所	数量	1	単価	268, 800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基礎砕石		7. 5cmを超え12. 5cm以下 再生クラッシュラン 40～0 全ての費用	m 2	1. 6	1, 366	2, 185. 6		
ハンドホール		全ての費用	個	1	266, 600	266, 600		
計						268, 785. 6		
単価						268, 800	円／箇所	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一35号	プレキャストU型側溝撤去	250×250	単位	m	数量	1	単価	2, 250
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
U型側溝		再利用撤去 無し 無し 道路用鉄筋コンクリート側溝 3種 JIS A 5372 250 250×250×2000 無し 無し	m	1	2, 250	2, 250		
計						2, 250		
単価						2, 250	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一36号	コンクリート蓋撤去	362×500×90	単位	枚	数量	1	単価	254.3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版		再利用撤去 無し 道路用鉄筋コンクリート側溝 3種 JIS A 5372 250 36.2×9×50 無し 無し	枚	1	254.3	254.3		
計						254.3		
単価						254.3	円／枚	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一37号	ポリエチレン管撤去	保温付き φ40	単位	m	数量	4	単価	392.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
既設管撤去切断工		ポリエチレン管 φ40	口	1	137.7	137.7		
撤去管吊上げ積み込み工		ポリエチレン管 φ40	m	4	358.2	1,432.8		
計						1,570.5		
単価						392.7	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一38号	プレキャストU型側溝設置	250×250(再利用品)	単位	m	数量	1	単価	4,532
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
U型側溝		据付け 無し 無し 側溝(各種) L=2000mm 1000kg/個以下 無し 無し 有り 再生クッションラン 40～0 0.5m3/10m	m	1	4,532	4,532		
計						4,532		
単価						4,532	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一39号	コンクリート蓋設置	362×500×90(再利用品)	単位	枚	数量	1	単価	410.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	枚	1	410.1	410.1		
計						410.1		
単価						410.1	円/枚	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一40号	ポリエチレン管布設	保温付き φ40(再利用品)	単位	m	数量	1	単価	597.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ポリエチレン管布設		保温付き φ40	m	1	597.2	597.2		
計						597.2		
単価						597.2	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一41号	下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量	1	単価	711
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤(車道・路肩部)		150mm 1層施工 再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 2	1	711	711		
計						711		
単価						711	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一42号	コンクリート(間知)ブロック積	控35cm	単位	m2	数量	1	単価	32,030
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリートブロック積工		JIS滑面 150kg/個未満 無し 無し 練積 有(胴込+裏込) 0.48m3/m2 18-8-40(高炉)	m 2	1	32,030	32,030		
計						32,030		
単価						32,030	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一43号	胴込・裏込材(砕石)	再生砕石 RC-40	単位	m3	数量	1	単価	8,076
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
胴込・裏込材(砕石)		間知・平・連節・緑化ブロック 再生砕石 RC-40	m 3	1	8,076	8,076		
計						8,076		
単価						8,076	円/m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一44号	現場打天端コンクリート (1)	24-8-25 (高炉)	単位	m3	数量	1	単価	69, 470
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打天端コンクリート		生コンクリート各種 一般養生	m 3	1	69, 040	69, 040		
目地板		30m2未満 樹脂発泡体 (15倍発泡) t=10	m 2	0. 1	4, 213	421. 3		
計						69, 461. 3		
単価						69, 470	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一45号	現場打天端コンクリート (2)	24-8-25 (高炉)	単位	m3	数量	1	単価	69, 470
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打天端コンクリート		生コンクリート各種 一般養生	m 3	1	69, 040	69, 040		
目地板		30m2未満 樹脂発泡体 (15倍発泡) t=10	m 2	0. 1	4, 213	421. 3		
計						69, 461. 3		
単価						69, 470	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一46号	コンクリート構造物取壊し (1)	鉄筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	19,750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
構造物とりこわし		鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	m 3	1	19,750	19,750		
計						19,750		
単価						19,750	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一47号	コンクリート構造物取壊し (2)	無筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	11,040
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
構造物とりこわし		無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	m 3	1	11,040	11,040		
計						11,040		
単価						11,040	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一48号	舗装版切断 (1)	コンクリート舗装版 15cm以下	単位	m	数量	1	単価	1,289
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版切断		コンクリート舗装版 15cm以下 全ての費用	m	1	1,289	1,289		
計						1,289		
単価						1,289	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一49号	舗装版切断 (2)	アスファルト舗装版 15cm以下	単位	m	数量	1	単価	710.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版切断		アスファルト舗装版 15cm以下 全ての費用	m	1	710.4	710.4		
計						710.4		
単価						710.4	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一50号	舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 4 c m	単位	m2	数量	1	単価	615.8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版破碎		アスファルト舗装版 無し 必要 15cm以下 有り 全ての費用	m 2	1	615.8	615.8		
計						615.8		
単価						615.8	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一51号	殻運搬 (1)	コンクリート殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	1,625
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし 機械積込 無し 5.7km以下 全ての費用	m 3	1	1,625	1,625		
計						1,625		
単価						1,625	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一52号	殻運搬 (2)	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	2,410
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 14.4km以下 全ての費用	m 3	1	2,410	2,410		
計						2,410		
単価						2,410	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一53号	殻運搬 (3)	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	3,593
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		舗装版破砕 機械積込(騒音対策不要、厚15cm超)又(騒音対策必要) 有り 17.5km以下 全ての費用	m 3	1	3,593	3,593		
計						3,593		
単価						3,593	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単－54号	殻処分 (1)	コンクリート殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	3,750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1	3,750	3,750		
計						3,750		
単価						3,750	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単－55号	殻処分 (2)	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	1,175
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1	1,175	1,175		
計						1,175		
単価						1,175	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-56号	殻処分 (3)	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	2,115
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1	2,115	2,115		
計						2,115		
単価						2,115	円/m3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工 [市場単価]	SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無 (鉄筋割合10%未満含む) 補正無 (一般構造物)	単位	t	数量	1	単価	189,600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	鉄筋コンクリート用棒鋼	S D 3 4 5 D 1 3	t	1.03	110,000	113,300		
	鉄筋工	加工・組立共 一般構造物	t	1	76,245	76,245		
	諸雑費 (まるめ)		式	1		55		
	計					189,600		
	単価					189,600	円／t	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	人力施工による植生工	張芝工 500m2以上(標準) 無	単位	m 2	数量	1	単価	1, 949
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面工（張芝工）		野芝・高麗芝（全面張）	m 2	1	1, 949. 3	1, 949		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						1, 949		
単価						1, 949	円／m 2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	プレキャストL型擁壁(材料費)	H=2300 L=1600 短切品	単位	本	数量	1	単価	257, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費（本）			本	1	257, 000	257, 000		
計						257, 000		
単価						257, 000	円／本	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	プレキャストL型擁壁(材料費)	H=2300 L=1000 短切品	単位	本	数量	1	単価	165, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費（本）			本	1	165, 000	165, 000		
計						165, 000		
単価						165, 000	円／本	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	プレキャストL型擁壁(材料費)	H=2600 L=2000 標準品	単位	本	数量	1	単価	190, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費（本）			本	1	190, 000	190, 000		
計						190, 000		
単価						190, 000	円／本	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャストL型擁壁(材料費)	H=2600 L=1200 短切品	単位	本	数量	1	単価	335,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費（本）			本	1	335,000	335,000		
計						335,000		
単価						335,000	円／本	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	門型カルバート工	B9500×H2600×L1000	単位	m	数量	10	単価	224, 900
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	3. 2	32, 946	105, 427		
	特殊作業員		人	10. 1	27, 642	279, 184		
	普通作業員		人	6	25, 806	154, 836		
	トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	1 0 0 t 吊	日	5. 2	194, 000	1, 008, 800		
	K T ジョイント締付工	D38タイプ	ヶ所	60	775. 1	46, 506		
	縦締ジョイント締付工	D25タイプ	ヶ所	60	3, 615	216, 900		
	保護モルタル充填工	カバー内部	リットル	6. 42	3, 407	21, 872		
	保護モルタル充填工	開口部	m 3	1. 01	380, 900	384, 709		
	諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		30, 766		
	計					2, 249, 000		
	単価					224, 900	円／m	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

[illegible]

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	足場工	手摺先行型枠組足場 必要 標準	単位	掛㎡	数量	100	単価	5,285
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1.6	32,946	52,713		
	とび工		人	8.5	28,560	242,760		
	普通作業員		人	1.3	25,806	33,547		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25 t 吊	日	1.4	53,200	74,480		
	諸雑費（率＋まるめ） 31%		式	1		125,000		
	計					528,500		
	単価					5,285	円／掛㎡	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	防護柵（横断・転落防止柵）設置工	コンクリート建込 ビーム式・パネル式 3m 100m未満 無	単位	m	数量	100	単価	9,360
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	横断・転落防止柵設置工 コンクリート建込用	ビーム式・パネル式	m	100	1,679.94	167,994		
	転落防止柵	H=1100mm 横柵 コンクリート建込式 景観色	m	100	7,680	768,000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		6		
	計					936,000		
	単価					9,360	円／m	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

[illegible]

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	法肩ブロック設置工	B500/1000×H250×L2000(法勾配1：3.0)低炭素仕様	単位	m	数量	100	単価	2,389
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1.43	32,946	47,112		
	特殊作業員		人	1.43	27,642	39,528		
	普通作業員		人	2.86	25,806	73,805		
	バックホ運転	クローラ型 山積0.45m3 平積0.35m3 クレーン2.9t吊	日	1.43	44,800	64,064		
	諸雑費（率＋まるめ） 9%		式	1		14,391		
	計					238,900		
	単価					2,389	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	法肩ブロック(材料費)	B500/1000×H250×L2000（法勾配1：3.0）	単位	個	数量	1	単価	39,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費（個）			個	1	39,900	39,900		
計						39,900		
単価						39,900	円／個	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	ベルマウス(材料費)	FEP φ 80用	単位	個	数量	1	単価	657
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費（個）			個	1	657	657		
計						657		
単価						657	円／個	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	配管支持金物Ｕボルト(材料費)	φ80 2条用	単位	組	数量	1	単価	14,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費（組）			組	1	14,100	14,100		
計						14,100		
単価						14,100	円／組	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	配管支持架台(壁面用)(材料費)	DW形(HDZT56)	単位	組	数量	1	単価	25,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費（組）			組	1	25,100	25,100		
計						25,100		
単価						25,100	円／組	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	配管支持架台(床面用)(材料費)	FW形(HDZT56)	単位	組	数量	1	単価	17,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費（組）			組	1	17,600	17,600		
計						17,600		
単価						17,600	円／組	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	アンカーボルト(材料費)	M10×70L(SUS)	単位	個	数量	1	単価	319
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費（個）			個	1	319	319		
計						319		
単価						319	円／個	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	異種管継手(材料費)	FEP φ 80→SGP80	単位	個	数量	1	単価	8,240
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費（個）			個	1	8,240	8,240		
計						8,240		
単価						8,240	円／個	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	防水型ユニオンカップリング(材料費)	SGP80→PV80用	単位	個	数量	1	単価	3,670
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費（個）			個	1	3,670	3,670		
計						3,670		
単価						3,670	円／個	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	U型側溝	再利用撤去 無し 無し 道路用鉄筋コンクリート側溝 3種 JIS A 5372 250 250×250×2000 無し 無し	単位	m	数量	10	単価 2,250
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
U型側溝		L 2 0 0 0 1 0 0 0 k g 以下 昼 無	m	10	2,249.86	22,498	
諸雑費（まるめ）			式	1		2	
計						22,500	
単価						2,250	円／m

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	蓋版	再利用撤去 無し 道路用鉄筋コンクリート側溝 3種 JIS A 5372 250 36.2×9×50 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価 254.3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
蓋版コンクリート・鋼製		4 0 k g 以下 昼 無	枚	100	254.22	25,422	
諸雑費（まるめ）			式	1		8	
計						25,430	
単価						254.3	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	既設管撤去切断工	ポリエチレン管 φ40	単位	口	数量	100	単価	137.7
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
配管工			人	0.25	28,764	7,191		
普通作業員			人	0.25	25,806	6,451		
諸雑費（率＋まるめ） 1%			式	1		128		
計						13,770		
単価						137.7	円／口	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	撤去管吊上げ積込み工	ポリエチレン管 φ40	単位	m	数量	10	単価	358.2
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
配管工			人	0.048	28,764	1,380		
普通作業員			人	0.084	25,806	2,167		
諸雑費（率＋まるめ） 1%			式	1		35		
計						3,582		
単価						358.2	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	U型側溝	据付け 無し 無し 側溝(各種) L=2000mm 1000kg/個以下 無し 無し 有り 再生クラッシャーラン 40～0 0.5m3/10m	単位	m	数量	10	単価	4,532
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	U型側溝	L 2 0 0 0 1 0 0 0 k g 以下 昼 無	m	10	4,411.5	44,115		
	側溝	再利用品	個	5	0	0		
	再生クラッシャーラン	R C - 4 0	m 3	0.6	2,000	1,200		
	諸雑費（まるめ）		式	1		5		
	計					45,320		
	単価					4,532	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	410.1
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版コンクリート・鋼製	4 0 k g 以下 昼 無	枚	100	410.04	41,004		
側溝蓋	再利用品	枚	100	0	0		
諸雑費（まるめ）		式	1		6		
計					41,010		
単価					410.1	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ポリエチレン管布設	保温付き φ 40	単位	m	数量	10	単価	597.2
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
配管工			人	0.08	28,764	2,301		
普通作業員			人	0.14	25,806	3,612		
諸雑費（率＋まるめ） 1%			式	1		59		
計						5,972		
単価						597.2	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	コンクリートブロック積工	JIS滑面 150kg/個未満 無し 無し 練積 有(胴込+裏込) 0.48m3/m2 18-8-40(高炉)	単位	m 2	数量	100	単価	32,030
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ブロック積工	昼間 制約無	m 2	100	14,912.4	1,491,240		
	コンクリート積ブロック	J I S 滑面 1 5 0 k g / 個 未 満	m 2	100	5,880	588,000		
	生コンクリート 高炉	1 8 - 8 - 4 0	m 3	53.76	20,900	1,123,584		
	諸雑費（まるめ）		式	1		176		
	計					3,203,000		
	単価					32,030	円／m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	m 3	数量	1	単価	19, 750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋構造物		昼間 機械施工 制約無	m 3	1	19, 746. 51	19, 746		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						19, 750		
単価						19, 750	円／m 3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	m 3	数量	1	単価	11, 040
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
無筋構造物		昼間 機械施工 制約無	m 3	1	11, 033. 13	11, 033		
諸雑費（まるめ）			式	1		7		
計						11, 040		
単価						11, 040	円／m 3	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量	100	単価	3, 750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		Co殻(鉄筋)	m ³	100	3, 750	375, 000		
計						375, 000		
単価						3, 750	円／m ³	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量	100	単価	1, 175
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		Co殻(無筋)	m ³	100	1, 175	117, 500		
計						117, 500		
単価						1, 175	円／m ³	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量	100	単価	2,115
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		As殻(掘削材)	m ³	100	2,115	211,500		
計						211,500		
単価						2,115	円／m ³	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	単位	m 2	数量	100	単価	422. 6
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 295	32, 946	9, 719		
	とび工		人	0. 295	28, 560	8, 425		
	普通作業員		人	0. 295	25, 806	7, 612		
	バックホウ（クローラ型）運転		日	0. 295	54, 530	16, 086		
	諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		418		
	計					42, 260		
	単価					422. 6	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 11日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	2,046
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	敷き鉄板賃料	22×1524×6096mm	枚	1	946	946		
	整備費（敷鉄板）	22×1524×6096mm	枚	1	1,100	1,100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					2,046		
	単価					2,046	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 15日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	2,390
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	敷き鉄板賃料	22×1524×6096mm	枚	1	1,290	1,290		
	整備費（敷鉄板）	22×1524×6096mm	枚	1	1,100	1,100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					2,390		
	単価					2,390	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	大型土のう工	製作・設置 流用土 5mを超え20m以下 標準(1.0)	単位	袋	数量	10	単価	4,935
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.204	32,946	6,720		
	特殊作業員		人	0.204	27,642	5,638		
	普通作業員		人	0.204	25,806	5,264		
	大型土のう袋材	H=1.08m W=1.1m	袋	10	1,100	11,000		
	バックホウ運転（クレーン仕様）	製作・設置 5mを超え20m以下	日	0.204	46,720	9,530		
	ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	2 5 t 吊	日	0.204	53,200	10,852		
	諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		346		
	計					49,350		
	単価					4,935	円／袋	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	大型土のう工	撤去 6mを超え20m以下 標準(1.0)	単位	袋	数量	10	単価	1,071
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.094	32,946	3,096		
	特殊作業員		人	0.094	27,642	2,598		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2 5 t 吊	日	0.094	53,200	5,000		
	諸雑費 (率+まるめ) 0.4%		式	1		16		
	計					10,710		
	単価					1,071	円／袋	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	遮水シート張撤去		単位	m 2	数量	100	単価	298. 1
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 16	32, 946	5, 271		
	普通作業員		人	0. 72	25, 806	18, 580		
	諸雑費（率＋まるめ） 25%		式	1		5, 959		
	計					29, 810		
	単価					298. 1	円／m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	高密度ホ リェレン管設置・撤去工	φ 1100	単位	m	数量	1	単価	6, 548
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高密度ホ リェレン管設置工		φ 1100	m	1	4, 363	4, 363		
高密度ホ リェレン管撤去工		φ 1100	m	1	2, 185	2, 185		
計						6, 548		
単価						6, 548	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	高密度ホ リェレン管（支給品）	φ 1100	単位	m	数量	1	単価	0
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費（m）			m	1	0	0		
計						0		
単価						0	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	高密度ポリエチレン管（支給品）	継手 φ1100用	単位	個	数量	1	単価	0
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費（個）			個	1	0	0		
計						0		
単価						0	円／個	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	17,140
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	17,136	17,136		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						17,140		
単価						17,140	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復)トラッククレーン系 100t吊以上120t吊以下 標準(1. 0)	単位	回	数量	1	単価	1, 588, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員			人	4. 3	27, 642	118, 860		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]		7 0 t 吊	日	1. 5	135, 000	202, 500		
運搬費等率 394%			式	1		1, 266, 158		
諸雑費（まるめ）			式	1		482		
計						1, 588, 000		
単価						1, 588, 000	円／回	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 14.8km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	4,660
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分A		製品長12m以内 20kmまで	t	1	4,660	4,660		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						4,660		
単価						4,660	円／t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(片道分)	単位	t	数量	1	単価	1,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込み、取卸し費（仮設材等）			t	1	1,500	1,500		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						1,500		
単価						1,500	円／t	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	257, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
プレキャスト L 型擁壁		H=2300 L=1600 短切品	本	1	257, 000	257, 000		
計						257, 000		
単価						257, 000	円／本	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	165, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
プレキャスト L 型擁壁		H=2300 L=1000 短切品	本	1	165, 000	165, 000		
計						165, 000		
単価						165, 000	円／本	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	190,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
プレキャストL型擁壁		H=2600 L=2000 標準品	本	1	190,000	190,000		
計						190,000		
単価						190,000	円／本	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	335,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
プレキャストL型擁壁		H=2600 L=1200 短切品	本	1	335,000	335,000		
計						335,000		
単価						335,000	円／本	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	K T ジョイント締付工	D38タイプ	単位	ヶ所	数量	100	単価	775.1
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	1.5	25,806	38,709		
トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕		100 t 吊	日	0.2	194,000	38,800		
諸雑費（まるめ）			式	1		1		
計						77,510		
単価						775.1	円／ヶ所	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	縦締ジョイント締付工	D25タイプ	単位	ヶ所	数量	10	単価	3,615
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.1	32,946	3,294		
	特殊作業員		人	0.3	27,642	8,292		
	普通作業員		人	0.2	25,806	5,161		
	トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	100t吊	日	0.1	194,000	19,400		
	諸雑費（まるめ）		式	1		3		
	計					36,150		
	単価					3,615	円／ヶ所	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	保護モルタル充填工	カプラー内部	単位	リットル	数量	1	単価	3,407
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	普通作業員		人	0.12	25,806	3,096		
	無収縮モルタル(材料費)		リットル	1	311	311		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					3,407		
	単価					3,407	円／リットル	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	保護モルタル充填工	開口部	単位	m 3	数量	1	単価	380,900
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	普通作業員		人	2.7	25,806	69,676		
	無収縮モルタル(材料費)		m 3	1	311,200	311,200		
	諸雑費（まるめ）		式	1		24		
	計					380,900		
	単価					380,900	円／m 3	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	3,080,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
門型カルバート		B9500×H2600×L1000 部材一式含む	本	1	3,080,000	3,080,000		
計						3,080,000		
単価						3,080,000	円／本	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	191
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
アンカーボルト		M16 L=500mm	本	1	191	191		
計						191		
単価						191	円／本	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホ運転	クローラ型 山積0.45m3 平積0.35m3 クレーン2.9t吊	単位	日	数量	1	単価	44,800
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	28,458	28,458		
	軽油		L	50	130	6,500		
	バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	山積0.45m3（平積0.35m3） 2.9t吊	日	1.5	6,560	9,840		
	諸雑費（まるめ）		式	1		2		
	計					44,800		
	単価					44,800	円／日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（個）		単位	個	数量	1	単価	39,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法肩ブロック		B500/1000×H250×L2000（法勾配1：3.0）低炭素仕様	個	1	39,900	39,900		
計						39,900		
単価						39,900	円／個	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（個）		単位	個	数量	1	単価	657
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ペルマウス		FEP φ80用	個	1	657	657		
計						657		
単価						657	円／個	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（m）		単位	m	数量	1	単価	6,680
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
金属製可とう電線管		PV83	m	1	6,680	6,680		
計						6,680		
単価						6,680	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（組）		単位	組	数量	1	単価	14,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
配管支持金物Ｕボルト		φ80 2条用	組	1	14,100	14,100		
計						14,100		
単価						14,100	円／組	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（組）		単位	組	数量	1	単価	25,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
配管支持架台(壁面用)		DW形(HDZT56)	組	1	25,100	25,100		
計						25,100		
単価						25,100	円／組	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（組）		単位	組	数量	1	単価	17,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
配管支持架台(床面用)		FW形(HDZT56)	組	1	17,600	17,600		
計						17,600		
単価						17,600	円／組	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（個）		単位	個	数量	1	単価	319
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
アンカーボルト		M10×70L(SUS)	個	1	319	319		
計						319		
単価						319	円／個	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（個）		単位	個	数量	1	単価	8,240
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
異種管継手		FEP80→SGP80	個	1	8,240	8,240		
計						8,240		
単価						8,240	円／個	

参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

[illegible]

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	54, 530
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	28, 458	28, 458		
	軽油		L	119	130	15, 470		
	バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	山積0. 8 m 3（平積0. 6 m 3） 2. 9 t 吊	日	1. 06	10, 000	10, 600		
	諸雑費（まるめ）		式	1		2		
	計					54, 530		
	単価					54, 530	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転（クレーン仕様）	製作・設置 5mを超え20m以下	単位	日	数量	1	単価	46,720
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	28,458	28,458		
	軽油		L	65	130	8,450		
	バックホウ（クレーン型）〔後方超小旋回・クレーン付〕	山積0.45m ³ (平積0.35m ³)吊2.9t	日	1.36	7,210	9,805		
	諸雑費（まるめ）		式	1		7		
	計					46,720		
	単価					46,720	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	高密度ポリエチレン管設置工	φ1100	単位	m	数量	100	単価	4,363
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1.6	32,946	52,713		
	特殊作業員		人	3.99	27,642	110,291		
	普通作業員		人	5.8	25,806	149,674		
	ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	4.9 t 吊	日	3.09	40,000	123,600		
	諸雑費（まるめ）		式	1		22		
	計					436,300		
	単価					4,363	円／m	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	高密度ポリエチレン管撤去工	φ1100	単位	m	数量	100	単価	2,185
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.8	32,946	26,356		
	特殊作業員		人	2	27,642	55,284		
	普通作業員		人	2.9	25,806	74,837		
	ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	4.9 t 吊	日	1.55	40,000	62,000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		23		
	計					218,500		
	単価					2,185	円／m	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（m）		単位	m	数量	1	単価	0
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高密度ポリエチレン管		φ1100 支給品	m	1	92,100	0		
計						0		
単価						0	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（個）		単位	個	数量	1	単価	0
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高密度ポリエチレン管		継手 φ1100用 支給品	個	1	96,000	0		
計						0		
単価						0	円／個	

参考資料（3）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	無収縮モルタル(材料費)		単位	リットル	数量	1	単価 311
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
無収縮剤		セメント系 プレミックスタイプ 沓座基礎用 標準混和量 1875kg	k g	1.875	166	311	
計						311	
単価						311	円／リットル

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	無収縮モルタル(材料費)		単位	m 3	数量	1	単価 311,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
無収縮剤		セメント系 プレミックスタイプ 沓座基礎用 標準混和量 1875kg	k g	1,875	166	311,250	
計						311,250	
単価						311,200	円／m 3

R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費 -----	89, 427, 863
(2) 共通仮設費 -----	12, 403, 360
(3) 純工事費 -----	101, 831, 223

(1)+(2)

(4) 現場管理費 -----	27, 132, 000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6) 工事原価 -----	128, 963, 223
-----------------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7') 一般管理費等(計上額) -----	21, 386, 777
------------------------	--------------

(8') その他費目計 -----	0
-------------------	---

(9) 業務委託料等 -----	0
-------------------	---

(10) 工事価格 -----	150, 350, 000
-----------------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額 -----	15, 035, 000
-------------------	--------------

(12) 請負工事価格 -----	165, 385, 000
-------------------	---------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格 -----	150, 350, 000
--------------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格 -----	150, 546, 000
-------------------	---------------

(15) 調査基準価格の100/110 -----	136, 860, 000
---------------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費 -----	0
---------------------	---

(17) 工場管理費 -----	0
------------------	---

(18) 工場製作原価 -----	0
-------------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額) -----	21, 391, 116
-------------------------	--------------

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0			
対象工事費	89,427,863	直接工事費	89,427,863	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	23,255	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0（間接費非対象額）				
管理費区分 T		0（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		2,226,000				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		91,653,863	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		91,630,608		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		7.49 %		0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		7.64 %	(7.49% × 週休1.02)			
計上額		7,002,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	91,630,608	直接工事費	89,427,863		
非対象額計（－）	23,255				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	23,255	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支給品（＋）	2,226,000				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	91,630,608	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1 %	0 %		0 %	
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1 %				
計上額	916,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	4,485,360				
運搬費	4,156,720	準備費	305,240	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	23,400
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					12,403,360

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	101,831,223	単独（追加工事）直接工事費	89,427,863	単独（追加工事）共通仮設費	12,403,360
非対象額計（一）	23,400				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	23,400	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	2,226,000				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	104,033,823	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	104,010,568		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	25.32 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	26.08 %（25.32% × 週休1.03）		0 %		
計上額	27,132,000		0		0
			5,893,720（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	高崎河川国道事務所 工務第一課	工事番号	2026010006	第 0 回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
			河川工事	

工事原価	128,963,223				
純工事費	101,831,223	現場管理費	27,132,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	23,400				
管理費区分9	23,400	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	128,939,823	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	128,916,568	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	128,939,823				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	16.55 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	21,386,777				
業務委託料等	0				
調査基準価格	150,546,000				
調査基準価格の100/110	136,860,000	（ 91.03 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事

国土交通省 関東地方整備局
高崎河川国道事務所 工務第一課

工事数量総括表

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
築堤・護岸		式		1		
河川土工		式		1		
掘削工		式		1		
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000 m3未満	m3		880		
盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土 (1)	2.5m未満	m3		30		
路体(築堤)盛土 (2)	2.5m以上4.0m未満	m3		10		
路体(築堤)盛土 (3)	4.0m以上	m3		40		
法面整形工		式		1		
法面整形(切土部)	現場制約無 粘性土、砂及び砂質土、粘性土	m2		240		
法面整形(盛土部)	法面締固め無 現場制約無	m2		730		

工事数量総括表

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
残土処理工		式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
土砂等運搬 (1)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
土砂等運搬 (2)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
地盤改良工		式		1		
表層安定処理工		式		1		
安定処理	1mを超え2m以下 固化材100m2あたり 使用量 31.3t/100m2 特殊土用	m2		44		
法覆護岸工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し (1)	土砂	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
埋戻し (2)	土砂	式		1		
埋戻し (3)	土砂	式		1		
基面整正		式		1		
コンクリートﾌﾟﾛｯｸ工(平ﾌﾟﾛｯｸ張)		式		1		
現場打基礎コンクリート (1)	24-8-40(高炉) 底幅 50 c m 高さ 50 c m	m		28		
現場打基礎コンクリート (2)	18-8-40(高炉) 底幅 50 c m 高さ 50 c m	m		47		
平ﾌﾟﾛｯｸ張	t=150mm	m2		376		
目地板	樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	m2		7		
端止工 (1)	24-8-40(高炉) t=30cm	箇所		2		
端止工 (2)	24-8-40(高炉) t=30cm	箇所		1		
端止工 (3)	24-8-40(高炉) t=30cm	箇所		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
縦帯コンクリート	24-8-40 (高炉) t=30cm	m		28		
植生工		式		1		
張芝	張芝工 500m2以上	m2		650		
擁壁護岸工		式		1		
場所打擁壁工 (構造物単位)		式		1		
重力式擁壁	1mを超え2m未満 24-8-40 (高炉)	m3		1		
プレキャスト擁壁工		式		1		
プレキャスト擁壁 (1)	H=2. 3m	m		3		
プレキャスト擁壁 (2)	H=2. 6m	m		3		
カルバート工		式		1		
作業土工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
門型カルバート工		式		1		
門型カルバート	B9500×H2600×L1000	m		5		
現場打ち地覆コンクリート	18-8-40(高炉)	m3		2		
現場打ち地覆コンクリート型枠		式		1		
付帯道路工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り (道路舗装)	土砂	式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
基面整正		式		1		
防止柵工		式		1		
転落(横断)防止柵	柵高 1.1m コンクリート建込	m		20		
車止めポスト (1)	I型	本		5		
車止めポスト (2)	P型	本		2		
舗装準備工		式		1		
不陸整正	補足材無し	m2		424		
アスファルト舗装工		式		1		
下層路盤(車道・路肩部) 堤防天端部	再生グラッサラン RC-40 仕上り厚 150mm	m2		3,260		
下層路盤(車道・路肩部) 堤防天端(市道)部	再生グラッサラン RC-40 仕上り厚 150mm	m2		9		
上層路盤(車道・路肩部) 堤防天端(市道)部	粒度調整砕石 M-30 仕上り厚 70mm	m2		9		

工事数量総括表

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
表層(車道・路肩部) 堤防天端部	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 3.0m超	m2		3,260		
表層(車道・路肩部) 堤防天端(市道)部	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 1.4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm 以下)	m2		9		
縁石工		式		1		
法肩ブロック	3割勾配ブロック	m		1,485		
光ケーブル配管工		式		1		
作業土工		式		1		
掘削(光ケーブル配管)	土砂 押土無 障害無 施工数量 170m 3	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
配管工		式		1		
配管設置(埋設部)	FEP 土砂 管径 80mm	m		826		
配管設置(露出部)		m		92		

工事数量総括表

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
ハントホル工		式		1		
ハントホル	1200×600×900 (T-20)	箇所		8		
構造物撤去・復旧工		式		1		
付帯構造物撤去工		式		1		
プレキャストU型側溝撤去	250×250	m		4		
コンクリート蓋撤去	362×500×90	枚		8		
ポリエチレン管撤去	保温付き φ40	m		4		
付帯構造物復旧工		式		1		
プレキャストU型側溝設置	250×250 (再利用品)	m		4		
コンクリート蓋設置	362×500×90 (再利用品)	枚		8		
ポリエチレン管布設	保温付き φ40 (再利用品)	m		4		

工事数量総括表

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
砕石舗装復旧工		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150m m	m2		28		
法覆護岸復旧工		式		1		
コンクリート(間知)ブロック積	控35cm	m2		10		
胴込・裏込材(砕石)	再生砕石 RC-40	m3		8		
現場打天端コンクリート (1)	24-8-25(高炉)	m3		1		
現場打天端コンクリート (2)	24-8-25(高炉)	m3		0.2		
構造物取壊し工		式		1		
コンクリート構造物取壊し (1)	鉄筋構造物 機械施工	m3		1		
コンクリート構造物取壊し (2)	無筋構造物 機械施工	m3		13		
舗装版切断 (1)	コンクリート舗装版 15cm以下	m		24		

工事数量総括表

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
舗装版切断 (2)	アスファルト舗装版 15cm以下	m		33		
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 4 c m	m2		45		
運搬処理工		式		1		
殻運搬 (1)	コンクリート殻(鉄筋)	m3		1		
殻運搬 (2)	コンクリート殻(無筋)	m3		13		
殻運搬 (3)	アスファルト殻	m3		2		
殻処分 (1)	コンクリート殻(鉄筋)	m3		1		
殻処分 (2)	コンクリート殻(無筋)	m3		13		
殻処分 (3)	アスファルト殻	m3		2		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
敷鉄板 金井沢	22×1,524×6,096 (mm) 設置・撤去	式		1		
敷鉄板 薬師沢	22×1,524×6,096 (mm) 設置・撤去	式		1		
仮締切工		式		1		
仮締切	大型土嚢	式		1		
遮水シート		式		1		
仮水路工		式		1		
高密度ポリエチレン管	φ 1100 支給品	式		1		
支給品運搬	高密度ポリエチレン管	式		1		
現場発生品運搬	高密度ポリエチレン管	式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
重建設機械分解組立輸送費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
準備費		式		1		
表土処理		式		1		
技術管理費		式		1		
六価 Cr 溶出試験費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事

特記仕様書

令和 8 年 1 月

国土交通省 関東地方整備局

高崎河川国道事務所

第1章 総 則

第1条 適 用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下URLよりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者(以下、「専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。)。
 - (1) 各工事の請負金額が1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)であること。
 - (2) 工事現場間の距離は、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
 - (3) 下請次数は3次までであること。
 - (4) 現場に連絡員(※)を配置していること。
※連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいう。
※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。
 - (5) 施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。
 - (6) 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。
 - (7) 現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
 - (8) 監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は2件までであること。なお、専任特例2号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(C O R I N Sの写し)

4. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者として兼務する事となった場合、第 1 項（3）～（6）について施工計画書、施工体系図等へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第 5 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第 26 条第 3 項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4）同一の専任特例 2 号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。なお、専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - （5）専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務できる工事は群馬県内の工事でなければならない。
 - （6）専任特例 2 号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （7）専任特例 2 号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 21 日付基発第 267 号の 2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - 3) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINS の写し）
4. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第 1 項（5）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例 2 号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第 6 条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-6コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第 7 条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-6 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記

載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点 群馬県高崎市根小屋町地先 緯度 36° 17' 17" 経度 139° 01' 47"
終点 群馬県高崎市根小屋町地先 緯度 36° 17' 34" 経度 139° 01' 19"

第8条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-6 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

本工事は高崎市根小屋町地先において、カルバート工の設置及び、堤防天端のアスファルト舗装工事等を行うものである。

第9条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第10条 低入札価格調査制度調査対象工事について

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
 2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は高崎河川国道事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
- なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。（別紙様式－0）

資料名	内訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初の実績と比較表
比較表－3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－5	手持ち機械の当初と実績の比較表

比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第１１条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。
 なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１２条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

- ①法覆護岸工
- ②カルバート工

第１３条 工事書類の作成

- １．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。
- ２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
- ３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
 また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
- ４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１４条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１５条 情報共有システムの活用

- １．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。
- ２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
 令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
- ３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
- ４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
- ５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート

ト等を求められた場合、協力しなければならない。

第16条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第17条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第18条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第19条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第20条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第21条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第22条 支給材料及び貸与物件

支給材料は、下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	支給場所	摘要
高密度ポリエチレン管	φ1100	m	20	上佐野水防倉庫置場	—

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第23条 工事現場発生品

1. 施工箇所から発生する高密度ポリエチレン管の引渡し場所は、上佐野水防倉庫置場とする。
2. 現場発生品は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	引渡場所	運搬距離	摘要
高密度ポリエチレン管	φ1100	m	20	上佐野水防倉庫置場	約3.7km	—

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第24条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	下層路盤
再生密粒度アスコン	最大粒径13mm	表層

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

1. なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(分別解体等の方法)

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①架設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	受入時間
--------------	-------	-------	------

アスファルト殻	三原興産(株) 亀里工場	群馬県前橋市亀里町1074-1	8:00~17:00
コンクリート殻（無筋）	(株)清水インダストリー	群馬県高崎市中尾町28-1	8:00~17:00
コンクリート殻（有筋）	(株)フセコー	群馬県藤岡市中大塚瀧前973	8:30~16:300

上記（２）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

- 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第25条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第26条 コンクリート副産物から再生された資源について

- コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
- 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
- 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
- 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
- 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

第27条 施工管理

- 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
- 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領(令和7年3月改定)の関連要領等一覧（URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第28条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と

同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）

（以下、写真管理基準）「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第29条 ICT活用工事（土工）について

１．ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

２．定義

- (1) i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。
- (2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

- 3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。
- 4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。
- 5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

ただし、土工数量1,000m³未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して上記1)～7)以外の従来手法による起工測量を実施してもICT活用工事とする。

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/

m²以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)とし、以下1)～4)から選択(複数選択可)して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1)～4)を原則とするが、現場条件等により以下5)～8)の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

(2) 品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理(締固め度)について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

なお、河川土工(掘削工、盛土工、法面整形工)において、3次元計測技術を用いて出来形管理(面管理)を実施した場合は、計測点群データの納品ファイル形式はLASのポイントファイルとする。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。
発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第30条 ICT活用工事(舗装工)について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

- (1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事(ICT活用工事)を実施するものとする。
- (2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する

工事である。また、以下の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。

対象は、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事または、舗装を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
3. 受注者は、舗装工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。
4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし舗装工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、舗装工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、舗装工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。
5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～4)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事及び設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が効率的と判断された場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS等光波方式を用いた起工測量
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

6. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。

1) 3次元MC建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。

但し現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

7. ③による施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点 m^2 以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1) 2)から選択（複数以上可）して実施するものとする。

また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下1)～2)を原則とするが、現場条件等により以下3)～4)の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

なお、表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複

数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

なお、表層以外については従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい

8. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
9. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
10. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第31条 ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

・図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第32条 ＩＣＴ活用工事の費用について（土工）

1. ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

- ・ＩＣＴ活用工事（土工1,000m³以上）積算要領
- ・ＩＣＴ活用工事（土工1,000m³未満）積算要領
- ・ＩＣＴ活用工事（砂防土工）積算要領
- ・ＩＣＴ活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（１）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・共通仮設費率補正係数：1.2
- ・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

第33条 ICT活用工事の費用について（舗装工）

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工及び付帯設備設置工に関するICT施工技術の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ICT活用工事（舗装工）積算要領

なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上の考え方は以下のとおりである。

- (1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

- (2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1) 2) とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工以外の工種に関するICT活用について発注者へ提案・協議を行う。また、舗装工についてもICT活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第34条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第35条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式（洋風）便器

- (2) 水洗及び簡易水洗機能
(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス
(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900mm×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場
(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記 2. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 36 条 BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、3 次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

1. BIM/CIM実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIMの実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIMの実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデル）

- ルの仕様等)
- 5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
 - 6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
 - 7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用
2. BIM/CIM実施報告書の作成
- BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM実施計画書に追記して作成する。
- 1) 後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
 - 2) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）
3. 成果物の納品
- 以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。
- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
 - 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
 - 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式、IFC形式）、統合モデル、動画等）
4. その他
- 最新の情報はBIM/CIMポータルサイト（<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>）で提供されているので、適宜参照すること。

第37条 DX データセンターの使用

本工事はDX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するDX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DXデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DXデータセンターの詳細については、DXデータセンターの参考資料（<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>）及びポータルサイト（<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>）を参照すること。

第38条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。
- なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。
- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - V. 地下埋設物の損傷事故防止
 - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - VII. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
 4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承

- 諾を得るものとする。
5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、1箇所1人とし、1箇所計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。
 6. 構造物撤去工の施工にあたり、地下埋設物（光ケーブル）に影響を与える箇所について監督職員や埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
 7. UAV等を使用する際の安全面への配慮について
受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」（国土院理院・平成28年3月）に基づいてUAV等を使用すること。

第39条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要
関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する
2. 認定条件
対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。
 - ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
 - ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。
3. 認定技術者の認証
 - ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等可以使用（印刷、シール）することができる。
 - ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
 - ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。
4. 認定技術者の認証期間
認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。
5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い
認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第40条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。
 - (1) 真夏日の定義
日最高気温が30℃以上の日を指す。
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
 - (2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方
下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。
 - ①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を真夏日とみなす。

- ②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。
- ③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数(WBGT)が25℃以上の場合を真夏日とする。
なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。
上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。
- (3) 工期
工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- (4) 基準日
受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。
当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。
なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。
- (5) 真夏日率
以下の式により算出された率をいう。
・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期
- (6) 現場管理費の補正
現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。
・補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※
※ 真夏日補正係数: 1.2

第41条 猛暑期間における現場施工回避の協議

猛暑期間の現場施工を回避することにより工期延期が必要となる場合には、監督職員と協議を行うことができる。

第42条 猛暑時間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の支援

受注者は、猛暑時間における現場施工回避（早朝・夜間施工）するにあたり、警察や地元等との調整を行う際に、監督職員の臨場について協議することができる。

第43条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）又は、経験1年以上の者を配置すること。
なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第44条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局HP>河川>技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第45条 環境対策

受注者は、工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、下記によらなければならない。

1. 工種
 - ・コンクリート構造物取壊し
 - ・舗装板破碎
2. 建設機械・設備
 - 低騒音・低振動認定機械、油圧ジャッキ式破碎機（舗装版破碎）
3. 施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性、経済性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合、又は上記により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

舗装版切断作業においては、騒音対策を施した機械を用い、取り壊し作業にあたっては、破碎機（油圧ジャッキ式）を使用するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、取り壊し材の二次破碎作業を現場内で行ってはならない。

第46条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第47条 特定調達品目の調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和8年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第48条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-30 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-6 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙-3を参考にすること。

防災措置に要する費用については第20条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第49条 出水期中の水防対応

水防対応が発生または想定された場合、本工事の施工により水防団等の堤防天端の通行ができないことから、水防活動に相当する対応を本工事で実施することとする。作業を実施する場合、監督職員から指示するものとするが、現場で水防活動に相当する対応が必要な場合は監督職員へ承諾を得るものとする。水防活動に相当する対応に要する費用については設計変更の対象とする。

第50条 出水期間施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置（埋め戻し等）を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、施工計画書に記載し設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。

なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第51条 交通安全管理・工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第52条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係
緑化・花壇を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係
現場休憩所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）を実施するものとする。
 - (3) 安全関係
盗難防止対策を実施するものとする。
 - (4) 地域連携
工事工程表、見学会等の開催（イベント等の実施を含む）を実施するものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第53条 工期

1. 工期は、雨天、休日等91日を見込み、契約の翌日から令和9年2月26日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

①準備期間	40日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率（猛暑日補正有り）（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数）	0.68
④余裕期間	30日間
⑤検査に要する各種データの作成期間（後片付け期間後）	30日間

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：21日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：5日間

（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去5か年（2020年～2024年）の高崎雨量観測所及び環境省（前橋地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
4. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。
6月1日から10月31日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、

下記に示す工種等においてはこの限りではない。なお、既存堤防の治水上の安全を下げないように留意すること。

- ・法覆護岸工
- ・付帯道路工
- ・構造物撤去工
- ・仮設工
- ・後片付け
- ・その他監督職員が承諾した工種

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-2により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

※契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第54条 工程表

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第55条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工程表」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-2）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第56条 週休二日の対応

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。
受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。
2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。
 - 1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日がちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第57条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。
工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。
なお、本工事の降雨降雪日は、高崎雨量観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。
2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第58条 他工事との調整

1. 下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が幅狭することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
R 8・R 9 烏川・神流川維持工事	掘削工・付帯道路工	R 8. 4～R 10. 3
R 6 烏川右岸根小屋地先外築堤工事	カルバート工	R 7. 4～R 8. 3

第59条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義
新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。
 - ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 - ②公共工事等において実用段階に達している技術
 - ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
 - ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術
3. 対象とする新技術
新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。
 - 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
 - 2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
 - 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
 - 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術
対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。
なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第60条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第59条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第59条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。

5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第61条 建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施
「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。
なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。
URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>
2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目
現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。
3. 実施内容
 - (1) 段階確認・材料確認、立会での確認
 - ①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
 - ②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）
 - (2) 動画撮影
動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。
動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。
 - (3) 機器の準備
遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。
なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（teams、zoom等）」等、何れのシステムを利用してよい。
 - (4) 遠隔臨場を中断した場合の対応
電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。
なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。
 - (5) フォローアップ調査
工事完了時に別紙様式-3を監督職員へ提出するものとする。
また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。
 - (6) 費用
遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。
なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず

購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第62条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

	工事实施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書面	書面	実施	書面	実施	書面	実施
完成検査	○	○		○		○	
中間技術検査	○	○		○		○	

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に

積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和3年9月30日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第63条 契約後VE方式

1. 「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。
2. 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
3. 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
4. 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書(別紙様式ー4～7)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - (3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
5. 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
6. 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
7. VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。
8. 提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
9. VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面(別紙様式ー8)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
10. VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
 11. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
 12. 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。
 13. VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。
 14. 評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
 15. 発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第64条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第59条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点をを行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第65条 低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時のCO₂ 排出量（コンクリートの材料のCO₂ 排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が55%以上のもの又はこれと同等以上のCO₂ 排出削減効果のあるものとし、本工事では法肩ブロックに低炭素型コンクリート製品を使用するものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出するものとする。

- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬 距離
- ・低炭素型コンクリート製品によるCO₂ 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が55%以上であること又は同等以上のCO₂ 排出削減効果があることを確認するものとする。

②試行工事の実施に要する費用

法肩ブロックにおける低炭素型コンクリート製品の費用については、当初から計上しているため設計変更の対象としない

③試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第66条 監理技術者育成交代モデル工事（試行）について

1. 本工事は、監理技術者育成交代モデル工事（試行）である。

（入札競争参加資格で求めた同種工事実績を持つ技術者を以下「主任（監理）技術者」という。交代予定の主任（監理）技術者以外の技術者を以下「育成技術者」という。）

2. 受注者は以下により主任（監理）技術者を交代することができる。

①交代の時期は、盛土工において施工上一定の区切りとみなせる時期とし、発注者が開示した工事工程表（別紙ー2）に示す時期を目安とするが、詳細な時期は監督職員と協議するものとする。

②育成技術者は、主任（監理）技術者の専任期間において育成技術者として従事しており、交代までに1級土木施工管理技士及び監理技術者資格者証並びに監理技術者講習修了証の取得が確認できるものとする。

なお育成技術者は、本工事のみに従事することとする。

③受注者は、配置予定の育成技術者が、交代時点で配置予定の主任（監理）技術者と同等の技術力を習得するための措置として、育成期間におけるトレーニングプログラムを施工計画書に記載する。

受注者は育成プログラムの実施状況について監督職員から提示を求められた場合は、実施状況について説明し、資料を提示するものとする。

④交代前に既済部分検査を実施する。なお、実施する際には主任（監理）技術者と育成技術者が同席することとし、トレーニングプログラムの実施内容、実施状況について検査職員へ説明するものとする。

⑤受注者は、完成時のコリンズ登録において、当該モデル工事である旨、記載するものとする。

第67条 CCUS活用工事（受注者希望方式）（試行）

1. 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する「CCUS活用工事（受注者希望方式）」の試行工事である。
2. 受注者は、CCUSの活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して自主的にCCUS活用に取り組む旨を協議し、CCUSの活用に取り組むものとする。
受注者がCCUSの活用に取り組まない場合は、本条3. ～10. は適用しないものとする。
3. 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。
4. 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。
 - ・下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
 - ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
 - ・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
 - ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
 - ・登録事業者率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数
 - ・登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数
 - ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
 - ・平均登録事業者率：5. に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値
 - ・平均登録技能者率：5. に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
 - ・平均就業履歴蓄積率：5. に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値
5. 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（以下、計測日）することとする。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。また、初回の計測から3ヶ月未満で工事完了する場合は、工事完了前に計測日を1回設けることとする。なお、各指標の計測日は同一日とし、指標ごとに計測日を設定しないことを基本とする。
ただし、計測頻度については、今後の状況を踏まえて変更する場合がある。計測頻度を変更する場合は、監督職員より別途指示するものとする。
6. 計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに、計測日における各指標の結果や根拠資料を打合せ簿にて発注者に提出する。また、対象工事における最終計測日の計測完了後、受注者は計測日における各指標の平均値を算出し、発注者に結果を提出することとする。なお、根拠資料は、計測日における施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿、その他現場に入場している事業者数・技能者数を発注者が客観的に確認できる資料及びCCUSによって受注者が当該計測日において出力した現場の帳票データ等とする。
7. 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上及び平均就業履歴蓄積率50%以上（以下、目標基準）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。
また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。
8. 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率70%、平均登録技能者率60%、平均就業履歴蓄積率30%のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。
9. CCUS現場利用料等について当初は計上していないが、下記①、②の項目を支出実績に基づき「CCUS現場利用料等」として設計変更で費用計上するものとする。なお、費用計上にあたっては、監督職員と協議することとする。
 - ①カードリーダー設置費用
カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOS がWindows の場合は1台あたり1万円、iOS の場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。
原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等

の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。

このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS がWindows の場合は1台あたり1万円、iOS の場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

10. CCUSモデル工事の実態把握のための調査を別途依頼した場合はこれに協力すること。

第68条 六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。また土質条件、施工条件等により試験方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

・六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数

地盤改良工 表層安定処理工法：配合設計段階3検体

第69条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第70条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を別途委託している。

第71条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を別途委託している。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第72条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和3年9月1日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
 2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
 3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
 4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
 5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
 6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
 7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
- ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地で

の点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第73条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－9によるものとする。

第74条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第75条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請取引検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第76条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第77条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、

調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第2章 個人情報の取り扱いについて

第78条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第79条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第80条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第81条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第82条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第83条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第84条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第85条 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－4）を発注者に提出しなければならない。

前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第86条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第87条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第88条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第3章 土工

第89条 一般事項

1. 盛土箇所において20cm以上の表土の剥ぎ取りを行うものとする。
2. 堤防の剥ぎ取った表土は烏川右岸12.3k付近へ運搬・敷き均すものとする。

第90条 盛土工

1. 盛土基礎地盤の段切りの断面等については、監督職員の承諾を得なければならない。
2. 締固め管理は、以下に示す乾燥密度あるいは空気間隙率によるものとする。
乾燥密度・空気間隙率による規定による規定
「関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値」（R7年3月改正）によるものとする。
ただし、試験方法が「JISA1214」の場合、測定1回当たりの測定点は3個を原則とする。
3. 構造物周囲1mの範囲及び狭隘箇所についての盛土・埋戻しは、人力により敷均し、タンパ等により入念に締固めるものとする。
4. 盛土の数量は、締固め後の体積とする。
5. 盛土材は現場発生土を流用するものとし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第4章 無筋・鉄筋コンクリート

第91条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートはレディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする

構 造 物	粗 骨 材 最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	水セメント比	設計基準 強 度 (N/mm ²)	セメント の 種 類
(法覆護岸工) 基礎コンクリート(1) 端止工(1), (2), (3) 縦帯コンクリート (擁壁護岸工) コンクリート	40	8	55%以下	24	(高炉)
(構造物撤去・復旧工) 天端コンクリート(1), (2)	25	8	60%以下	24	(高炉)
(法覆護岸工) 基礎コンクリート(2) (カルバート工) 基礎コンクリート 場所打ち地覆部 (付帯道路工) 基礎コンクリート (構造物撤去・復旧工)	40	8	60%以下	18	(高炉)

裏込コンクリート					
(擁壁護岸工) 止水コンクリート	25	8	60%以下	18	(高炉)

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は、「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする。

第92条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない
 なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物(建設後数年の内に撤去するもの。)
- ・最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管(函)渠等(φ600未満、600mm×600mm未満)の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。
- ・河川における護岸構造物(特殊堤及び船着場等は除く)

第93条 配筋・組立

配筋・組立において、鉄筋組立固定架台、鉄筋固定金具を使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

第4章 材料

第94条 セメント

表層改良処理のセメント量については下表のとおりとする。

セメント工種	荷姿
特殊土用セメント	フレコン

第95条 セメントコンクリート製品

コンクリートブロックは、「護岸用コンクリートブロックの製作管理基準」（平成8年6月制定）によるものとする。

ブロック積擁壁に使用するコンクリート積ブロック(控35cm)は、JIS又はこれに準じたものとし、

第96条 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工に使用する連節ブロックJISまたはこれに準じたものとし、1m²あたり重量は350kg以上とする。

第97条 芝

芝は野芝とする。

第98条 目地板

樹脂発泡体の場合は、発泡倍率1.5倍とし、厚さは $t = 10\text{ mm}$ とする。また、配置は20mピッチとする。

第5章 一般施工

第99条 ブロック積擁壁

水抜パイプは、擁壁前面の埋め戻しより上部において2m²に1箇所程度設置するものとし、その設置位置については、監督職員の承諾を得るものとする。

第100条 仮設工

1. 本工事の仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者の

責任において決定し、施工するものとする。

2. 設計図書に指定のない仮設については、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。なお、現地の状況等に変更が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。
3. 護岸の仮締切の対象水位は、Y.P+78.402mを見込んでいる。
なお、構造は受注者の責任において決定し、施工するものとする。

第101条 交通規制

本工事は、施工期間中に施工範囲の堤防天端を通行止めに見込んでいる。

第7章 電気通信設備

第102条 電気通信設備

1. 光ケーブル配管工の施工にあたっては、「電気通信設備工事共通仕様書(令和6年3月)」及び、「光ファイバーケーブル施工要領・同解説(平成25年版)」に基づき適切な施工を行うものとする。
2. ハンドホルの設置箇所については、監督職員より指示する。
3. 光ケーブルの配管・配線材料は、非難燃性を使用するものとする。

第8章 舗装

第103条 材料

1. 路盤材の種類は、以下のとおりとする。

路盤材の種類	摘要
RC-40	下層路盤
M-30	上層路盤

2. 加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

加熱アスファルト混合物の種類	示方アスファルト量	骨材の最大寸法	摘要
再生密粒度アスファルト	5～7%	13mm	表層

第104条 一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用途	針入度	摘要
表層	40～60	—

第105条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第106条 プライムコート

プライムコートに使用する材料はPK-3とし、使用量は1.26ℓ/m²を標準とする。

第9章 その他

第107条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第108条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告期間については、以下によることとする。

①気象庁地震震度計で震度4の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。
異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。
異常があった場合は直ちに監督職員に報告。

※開庁日に現場が急行で会った場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第109条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第110条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第111条 法定外労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労働保険に付さなければならない。

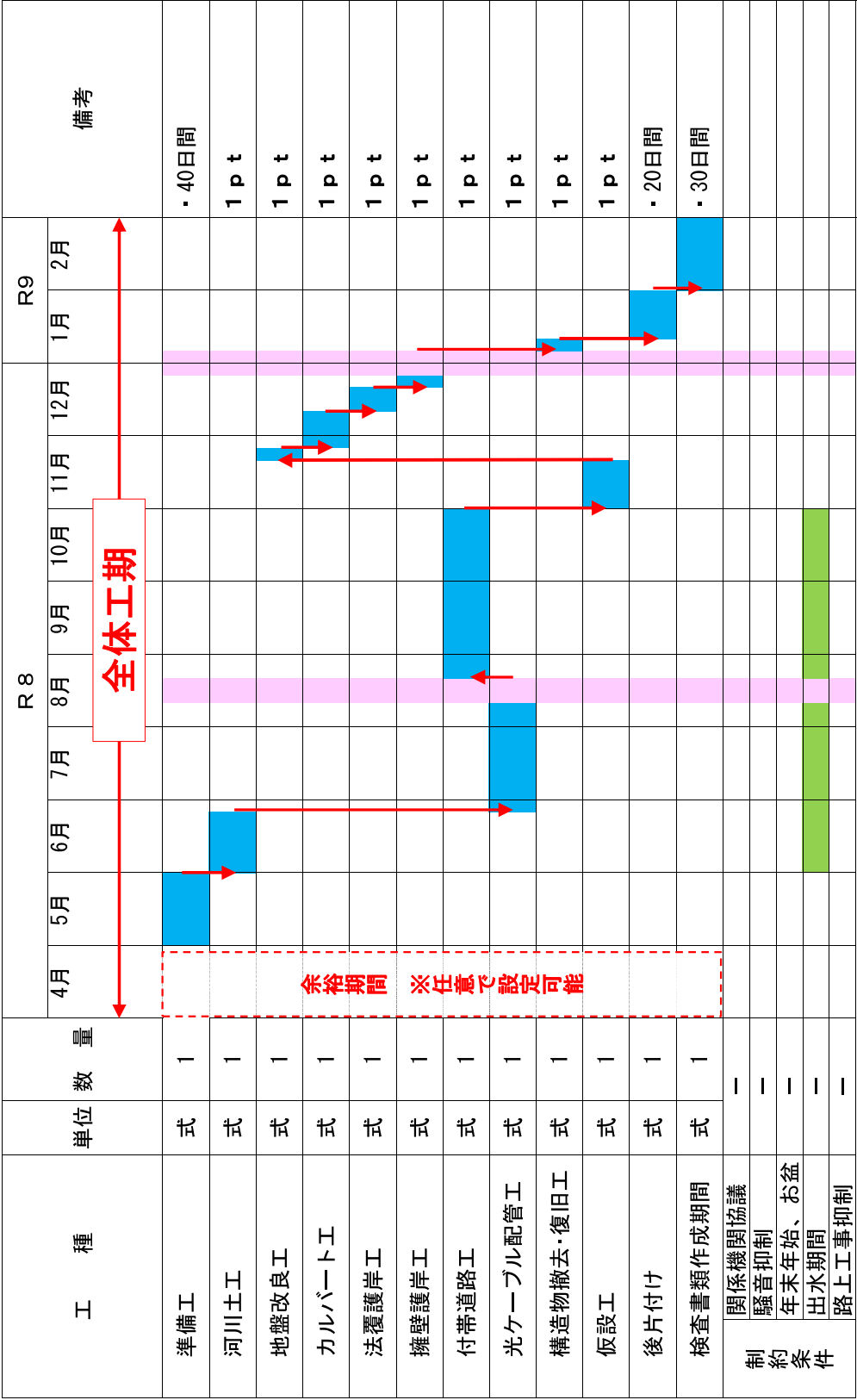
受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものを監督職員に提示するものとする

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 5 8 条 第 5 3 条 第 5 3 条 第 5 3 条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ■ 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第 4 5 条 第 4 6 条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第 3 8 条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 □ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 □ 搬入路の使用及及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 □ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮設備関係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設備を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 □ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 □ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第89条 第24条
工事支障物件等	□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 □ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 □ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ■ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 ■ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 □ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 □ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 □ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 □ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 □ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 □ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	第22条 第23条

概略工事工程表
工事名：R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事



《余裕期間制度（フレックス）の活用について》
本工事は、受注者の円滑な工事施行体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができ、なお、工事の始期までの余裕期間内は、監理技術者等の配置が不要となります。

出水期施工に関する施工計画書標準的記載項目

番号	項 目	※記載内容のポイント(参考)	備考
1.	出水期施工対象範囲	・図面、工程表を用いて出水期施工対象範囲を具体的に明示	
2.	施工手順	・出水期施工対象範囲の具体的な施工手順を明示 ・有事の機能回復に配慮した部分施工を行う範囲及び手順等を記載	
3.	情報収集・把握	・待避や機能回復等の判断基準となる水位や雨量等の具体的な情報収集の手段を記載	
4.	退避基準	・機能回復措置及び待避を開始する水位、雨量、台風等の判断基準及び待避完了目標を記載 ・退避準備のための体制を確保する時期等を記載。	
5.	退避方法・ルート	・退避対象となる具体的な資機材リスト記載。 ・退避を行うための資機材、労務等(体制)を具体的に記載 ・退避先及び具体的なルートを記載 ・退避に要する時間を待避基準との関係が解るよう具体的に記載	
6.	退避体制及び連絡系統	・機能回復措置及び待避に要する具体的な人員及びその連絡系統を記載	
7.	防災措置	・流出防止措置の具体的な方法を記載 ・部分施工箇所の機能回復を行う具体的な方法を記載	
8.	出来高確認の時期・方法	・出水等の前に出来高確認を行う時期を具体的に記載 ・出水等の前に実施する出来高確認の方法を具体的に記載(発注者立ち会いによる確認の他、受注者の自主確認方法も含む)	

証明書

工事（業務）名：_____

受 注 業 者：_____

証 明 者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先 1：_____

連絡先 2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

別紙様式－０－１

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスのない重機作業。仕上りの精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床掘作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－０－２

【比較表－１】

積算内訳書の比較表

記入要領	積算内訳書の比較表										
	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。										
	〇〇道路改良工事										
	工事名	単位	入札時				工事完成時				備考
工事区分・工種・種別			官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/官積(%)
			数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
道路土工		式	1		1		1		1		
地盤改良工		式	1		1		1		1		
法面工		式	1		1		1		1		
カルバート工		式	1		1		1		1		
排水構造物工		式	1		1		1		1		
構造物撤去工		式	1		1		1		1		
仮設工		式	1		1		1		1		
直接工事費		式	1		1		1		1		
共通仮設費		式	1		1		1		1		
共通仮設費		式	1		1		1		1		
純工事費		式	1		1		1		1		
現場管理費		式	1		1		1		1		
工事原価		式	1		1		1		1		
一般管理費		式	1		1		1		1		
基礎工		式	1		1		1		1		
工事価格		式	1		1		1		1		

別紙様式－０－４

【比較表－３】

手 持 ち 資 材 の 比 較 表 (主 要 資 材)

工 事 名	品 名	規格・型式	単位	使用工種等	入札時(当初の予定)				工事完成時(実績)				官単価※ (最終)	備 考
					手持ち 数量	単価	本工事での 使用予定量	不足数量の 手当方法	手持ち 数量	単価	本工事での 使用量	不足数量の 手当方法		
記 入 要 領	型枠用合板	1800*900*12	枚	排水構造物工	300		70				80		5,594	市場単価
	敷鉄板	5尺*20尺	〃	土工	50		50				100		0	
	ロードマット	3000*2400	〃	〃	54		50				40		0	
	〃	1500*4000	〃	〃	80		50				0		0	
	編鋼板	1350*5000	〃	〃	60		30				0		0	
	再生材	RC-40	m ³	排水構造物工	100		69				55		3,750	
○○道路改良工事														

- 1) 手持ち資材の状況については、主に当該工事で使用予定の資材を記入する。
 2) 官単価が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入して下さい。
 3) 実績と官単価は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。
 4) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価欄は、主要資材相当品のみを記入する。
 5) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

【比較表－4】

資 材 購 入 先 一 覧 (主 要 資 材) の 比 較 表

記 入 要 領	1)「入札者との関係」欄は、購入先予定業者との関係を記入。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等 2)官積算が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入してください。 3)総額で値引きし、個々の品目の値引き単価が特定できない場合、実績単価欄は契約単価を記入し、総額値引き率を備考欄に記入する。 4)実績と官積は、同じ単位による単価とください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 5)入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要資材(購入価格が工事費の約0.3%以上の資材)とし、軽微な資材は省略する。 6)※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。														
	工 事 名	〇〇道路改良工事													
	工 種 種 別	品 名 規 格	単 位	入 札 時 (当 初 の 予 定)				工 事 完 成 時 (実 績)				※ 官 単 価 (最 終)	備 考		
				数 量	単 価	業 者 名	所 在 地	入 札 者 と の 関 係	数 量	単 価	業 者 名	所 在 地	入 札 者 と の 関 係		
	生コンクリート	18－8－40	m ³	61	13,000	〇〇生コンクリート	〇〇町△△	同族会社	58	13,000	〇〇生コンクリート	〇〇町△△	同族会社	16,100	
	生石灰		t	184.5	14,500	△△セメント商事	〇〇市□□町	協力会社	544	14,500	△△セメント商事	〇〇市□□町	協力会社	16,500	
	セメント系固化剤	タフロック3E	〃	65	9,500	〃	〃	〃	60	9,500	〃	〃	〃	11,400	
	コンクリート2次製品	BOX600*600	本	18	49,500	(株)□□□	〇〇市△△町	〃	10	49,500	(株)□□□	〇〇市△△町	〃	80,200	市場単価
	〃	BF300*2000	〃	290	2,100	〃	〃	〃	185	2,100	〃	〃	〃	2,936	
	〃	BF400*2000	〃	59	3,360	〃	〃	〃		0				0	
〃	BF500*2000	〃	51	4,530	〃	〃	〃	21	4,530	〃	〃	〃	6,040		
〃	BF600*2000	〃	113	5,520	〃	〃	〃	44	5,520	〃	〃	〃	7,400		

- 1) 「入札者との関係」欄は、購入先予定業者との関係を記入。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等
- 2) 官積算が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入してください。
- 3) 総額で値引きし、個々の品目の値引き単価が特定できない場合、実績単価欄は契約単価を記入し、総額値引き率を備考欄に記入する。
- 4) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。
- 5) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要資材(購入価格が工事費の約0.3%以上の資材)とし、軽微な資材は省略する。
- 6) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

〇〇道路改良工事

労務者の確保計画の比較表

工 事 名	職 種	入札時(当初の予定)			工事完成時(実績)			※ 官単価 (最終)	備 考
		単価	員数	下請け会社との関係 下請け会社名等	単価	員数	下請け会社との関係 下請け会社名等		
記 入 要 領	道路土工、地盤改良工			自社			自社	17,716	
		(17,000)	(320)			472			
	道路土工	17,000	220	〇〇運輸(株) 同族会社		102	〇〇運輸(株) 同族会社	17,716	
	排水構造物工	(17,000)	(60)	自社			自社	17,716	
		(15,000)	(225)			138			
植生工	法面工	18,000	225	協力会社 〇〇防災(株)			協力会社 〇〇防災(株)	18,746	
						113			
仮設工	普通作業員			自社			自社	14,626	
		(15,000)	(7)			20			

〇〇道路改良工事

1) 下請け労務者と自社労務者を下記のように区分して下さい。

・下請け労務者は()なしで記入する。

・自社労務者は()内に記入する。

2) 下請け会社との関係も明記する。

3) 労務単価は必ず記入する。

4) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用してください。

5) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

別紙様式－0－8
【比較表－7】

工種別労働者配置計画の比較表

記入要領	1) 職種名は例示したもので、該当する職種名に変更して記入して下さい。 2) 世話役が、他の工種または他の工事と兼任している場合、正當な人数になるように按分してください。 3) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用してください。												
	○○道路改良工事												
	工事名	入札時（当初の予定）					工事完成時（実績）					備考	
工種	種別	配置予定人数					計	配置人数					計
		世話役	普通作業員 (特殊含)	配管工	電工	オペ		世話役	普通作業員 (特殊含)	配管工	電工	オペ	
(例) 土工事	床掘工・埋戻工・残土処理	1	2			2	5						
土工事	地盤改良工・掘削工・路体盛土工・残土処理工	1	1			8	10	1	1			8	10
土工事	法面整形工	1	1			2	4	1	1			2	40
法面工	植生基材吹付工	1	4			1	6	1	5			1	7
カルバート工	BOX工	1	4			1	6	1	3			1	5
排水構造物工	側溝工、集水桝工	1	3			1	5	1	3			1	5
仮設工	仮水路工	1	4			1	6	1	3			2	6

別紙様式－0－10

【諸経費動向調査（工事費）】

工事費内訳		金額単位：千円										
注)消費税抜きで記入してください		元請+元請外注	元 請	元請外注 合計	1	2	3	4	5	6	7	8
項目					〇〇建設	〇〇建設	〇〇建設	〇〇建設	〇〇建設	〇〇建設	〇〇建設	〇〇建設
① 直接工事費		50,972	17,008	33,963	20,914	1,441	8,609	2,850	0	0	0	180
(1) 材料費		29,369	13,632	15,737	9,897	137	4,954	882	0	0	0	0
(2) 労務費		15,233	0	15,233	9,930	1,248	2,835	1,730	0	0	0	133
(3) 機械器具等諸料		9,431	2,643	6,788	5,754	58	820	138	0	0	0	20
(4) 運搬・機械等現場管理・管理費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 直接経費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 材料使用料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 光熱電力使用料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 間接経費		747	724	1,471	13	13	0	0	0	0	0	0
② 間接工事費		19,683	11,899	7,787	1,080	750	3,250	1,080	1,009	320	283	0
(1) 共通経費		8,069	4,710	3,359	1,889	120	453	0	0	0	0	0
A 経費		2,380	70	2,310	1,750	120	440	0	0	0	0	0
1 仮設材		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 仮設材①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 仮設材②		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 仮設材③		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 仮設材④		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 仮設材⑤		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 仮設材⑥		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 仮設材⑦		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 仮設材⑧		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 建設機械20未満		1,120	0	1,120	660	60	400	0	0	0	0	0
(1) 自走・貨物自動車等による運搬		1,080	0	1,080	620	60	400	0	0	0	0	0
(2) 自走・貨物自動車等による運搬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 自走・貨物自動車等による運搬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 自走・貨物自動車等による運搬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 自走・貨物自動車等による運搬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 自走・貨物自動車等による運搬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7) 自走・貨物自動車等による運搬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(8) 自走・貨物自動車等による運搬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(9) 自走・貨物自動車等による運搬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(10) 自走・貨物自動車等による運搬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 建設機械20以上		1,010	0	1,010	1,010	0	0	0	0	0	0	0
(1) 自走・貨物自動車等による運搬		1,010	0	1,010	1,010	0	0	0	0	0	0	0
(2) 自走・貨物自動車等による運搬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 自走・貨物自動車等による運搬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 自走・貨物自動車等による運搬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 自走・貨物自動車等による運搬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 自走・貨物自動車等による運搬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7) 自走・貨物自動車等による運搬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(8) 自走・貨物自動車等による運搬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(9) 自走・貨物自動車等による運搬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(10) 自走・貨物自動車等による運搬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D その他		899	899	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 車庫・倉庫等		873	873	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B その他		26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E 事務管理費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 安全費		1,373	451	922	24	0	0	0	0	0	0	0
G 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
I 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
J 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
K 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
L 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
M 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
N 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
O 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
P 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Q 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
S 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
T 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
U 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
V 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
W 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
X 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Y 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Z 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
aa 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ab 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ac 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ad 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ae 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
af 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ag 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ah 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ai 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
aj 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ak 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
al 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
am 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
an 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ao 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ap 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
aq 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ar 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
as 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
at 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
au 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
av 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
aw 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ax 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ay 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
az 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ba 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
bb 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
bc 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
bd 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
be 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
bf 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
bg 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
bh 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
bi 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
bj 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
bk 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
bl 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
bm 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
bn 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
bo 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
bp 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
bq 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
br 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
bs 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
bt 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
bu 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
bv 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
bw 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
bx 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
by 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
bz 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ca 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
cb 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
cc 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
cd 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ce 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
cf 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
cg 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ch 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ci 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
cj 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ck 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
cl 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
cm 安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
cn 安全費		0	0									

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類				工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No.)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 主体の 事前協議	備 考
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠	発注者	受注者	指示	通知	提出	発注 担当者	受注者 担当者	監督 職員	監督 職員 へ連絡	監督 職員 へ納品	電子 ★	紙 ◎
工事 事前	作成 書類 の 役割 分担	1	【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等へ の周知)	共通仕様書1-1-1-36-7	—	○							○			令和○年○月○日設計審査会で確認
		2	【事例】 関係機関(〇〇〇)協議結果に基づ く届出	共通仕様書1-1-1-36-2	—	○							○			令和○年○月○日設計審査会で確認
		3	【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく 届出	土壌汚染対策法第4条1項	—	○		○								土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届 け出す
		4	【事例】 概算経路発注等のため関係 機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関(〇〇〇)との設計・施工協 議	河川法、道路法、道路交 通法等の個別法	—	○		○								令和○年○月○日設計審査会で確認
		5	【事例】 概算経路発注のため関係機 関協議が実施中、未了の場合】 占用物件(〇〇〇)の移設の調整、 監督処分	河川法、道路法	—	○		○								令和○年○月○日設計審査会で確認
		6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整 合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	—	○			○							令和○年○月○日設計審査会で確認
		7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整 合による設計図修正(構造計算の様 うのや大規模修正)	共通仕様書1-1-1-15	—	○		○								令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受注者間で協議し役 割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負 担する)
	契約 図書	8	契約書	工事請負契約書	—	○										
		9	共通仕様書	—	—	○										
		10	特記仕様書	—	—	○										
		11	発注図書	—	—	○										
		12	現場説明書	—	—	○										
		13	質問回答書	—	—	○										
		14	工事数量総括表	—	—	○										
工事 進行	契約 関係書類	15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1	○			○							契約書を作成する全ての工事
		16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式-2	○			○							
		17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3	○			○							
		18	掛金収納書(電子申請方式)	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公発第71号) 共通仕様書1-1-1-41-6	様式-4	○			○							電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用 の紙」に掛金収納書を貼り付けたうえ、提出する。な お、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
		19	差込保証紙受払簿	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公発第71号)	—	○						○				
		20	工事別共済証紙受払簿	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公発第71号)	—	○						○				
		21	掛金充当実績総括表	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公発第71号)	—	○						○				
	その他	22	被共済者就労状況報告書	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公発第71号)	—	○						○				
		23	掛金充当書	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公発第71号)	—	○						○				
		24	請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式-5	○			○							
		25	VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式-6	○				○						契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
		26	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式-7	○			○							契約図書で規定された場合に提出する。
		27	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19-4	—	○			○							該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設 副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書 へ含めて提出する。
		28	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-19-5	—	○			○							該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建 設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画 書へ含めて提出する。
工事 完了	1 施 工 計 画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-1-5-1	—	○			○							工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職 員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変 更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、 変更施工計画書を監督職員に提出する。
		32	ISO9001品質計画書	特記仕様書	—	○			○							
		33	設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があっ た場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	—	○			○							
		34	工事測量成果表(仮BM及び多角点 の設置)	共通仕様書1-1-1-38-1	—	○			○							
		35	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	—	—	○			○							設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出 する。
	2 施 工 体 制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	—	○			○							4「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一 部改正について(令和3年3月5日付け国官技第319 号、国官整第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び「次下請人」の責務業以外は不要
		37	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	—	○			○							
		38	作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	—	○			○							
施工 中	3 施 工 状 況	39	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式-9	○										
		40	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式-9	○			○							協議の根拠となる一般的な諸基準等のコピーは添付 不要。
		41	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式-9	○			○							
		42	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式-9	○			○							
		43	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式-9	○			○							
		44	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9	○			○							
		45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式-10	○			○							設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の提 出は不要
		46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	—	○						○				設計図書で指定した材料や監督職員から請求があ った場合は提出する。

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No.)	作成書類 役割分担	発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 関係の 事前協議	備 考		
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠	発注者	受注者	指示	通知	提出	提示	監督 職員 へ連絡	監督 職員 へ納品	電子 ☆	紙 ○				
工事 書類	3 施工状況	③ 施工管理	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式-11	○			○					・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。			
			48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式-12	○				○					・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。		
			49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	—	○						○			ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、既述上の工事については「提出」とする。		
		④ 安全管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	—	○					○				監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。		
			51	工事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式-13	○						○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。	
			52	工事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	—	○					○					事故報告書はSAS(建設工事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。	
	⑤ 工程管理	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式-14	○					○					工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。		
		⑥ 品質管理	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	—	○					○					指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。	
			55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15	○					○						
	施 工 中	完済部分 検査	56	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5	○					○						
			57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16	○					○						
			58	指定部分引継書	工事請負契約書第39条1項	様式-17	○					○						
			59	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5	○					○						
			60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18	○					○						
		既済部分 検査	61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19	○					○						中間技術検査時にも提出する。
			62	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	—	○					○						
			63	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18	○					○						
			64	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5	○					○						
		修補	65	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21	○					○						
66			部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22	○					○						部分使用がある場合に提出する。	
67			工期延期届	工事請負契約書第18条~22条	様式-23	○					○						工期延期が発生する場合に提出する。	
支給品 文 献 品		支給品	68	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24	○					○					支給品を受領した場合に提出する。	
	69		支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式-25	○					○					支給品がある場合に提出する。		
	建設機械	70	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式-26	○					○					建設機械の貸与がある場合に提出する。		
		71	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27	○					○						建設機械の貸与がある場合に提出する。	
その他	現場発生品	72	現場発生品図書	共通仕様書1-1-1-18	様式-28	○					○					現場発生品がある場合に提出する。 既済部分検査等の際に提出する。		
	73	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	—	○					○								
	74	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	—	○						○					・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。		
	75	建設発生土搬出図書	特記仕様書	—	○						○							
	76	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—	○						○							
	77	新技術活用関係資料	特記仕様書	—	○						○					新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。		
	78	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29	○					○								
工 事 完 成 時	契約関係書類	79	引継書	工事請負契約書第32条4項	様式-30	○					○							
		79	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-5	○					○							
		80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-31	○					○					・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように断面図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。		
		81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-32	○					○					・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように断面図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。		
	工事書類	82	品質証明書	特記仕様書	様式-33	○					○						・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要	
		83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	—	○					○			☆			・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等適用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・他の工事写真集の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要	
		84	総合評価実施報告書	特記仕様書	—	○					○						総合評価報告書方式を適用して契約した場合に提出する。	
		85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式-34	○					○						自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事に付き最大10項目までの提出とする。	
		86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	—	○					○		○	☆			・電子納品等適用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
		87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	—	○					○		○	☆			・電子納品等適用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
その他	88	再生資源利用実施書 —建設資材搬入工事用—	共通仕様書1-1-1-19-6	—	○					○						該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
	89	再生資源利用促進実施書 —建設副産物搬出工事用—	共通仕様書1-1-1-19-6	—	○					○						該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
工 事 完 成 後	その他	90	低入札価格調査 (間接工事費等経費変動調査票)	共通仕様書1-1-1-13-3	—	○	○									低入札価格調査制度の対象対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。		

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 か ら (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※工事の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	稼働確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・ 検尺及び目視確認が可能だったため ・ 確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	稼働確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・ 土(岩)質の確認は対象では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	監督職員P Cとのセキュリティ上の通信可否 (つながらず or つながらない)
記入例	バックカメラシステム	Generation-eye	(株) Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

様式－６（１）

年月日：

V E 提 案 書

（発注者） 殿

（受注者）

工事請負契約書第１９条の２に基づきＶＥ提案書を提出いたします。

工事件名：		連絡者
契約締結日：		氏 名
		ＴＥＬ
		ＦＡＸ
VE提案の概要		
注）記入欄が不足する場合には、様式－６（１）の２として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式－6 (2)

番 号	項 目 内 容
-----	---------

(1) 設計図書の定める内容と、V E 提案の内容の対比	
【現状】 ----- 略図等	【改善案】 ----- 略図等

(2) 提案理由

(3) V E 提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）

(5) その他

様式－ 6 (4)

番 号		項 目 内 容	
-----	--	---------	--

(1) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項 (提案内容の公表に係る所見等)

令和 年 月 日 号

V E 提 案 採 否 通 知 書

〇 〇 〇 〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 印

特記仕様書「〇 V E 提案について」に基づき、令和 年 月 日付けで提出され
ましたV E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名 : 契約締結日 :		V E 提案項目数 : 採用項目数 : 不採用項目数 :
V E 提案に対する「採否」及びその理由		
番 号	項 目 内 容	概算低減額 : 千円

(注) 採否に関する問い合わせ先

様式ー33

年月日：

品質証明書

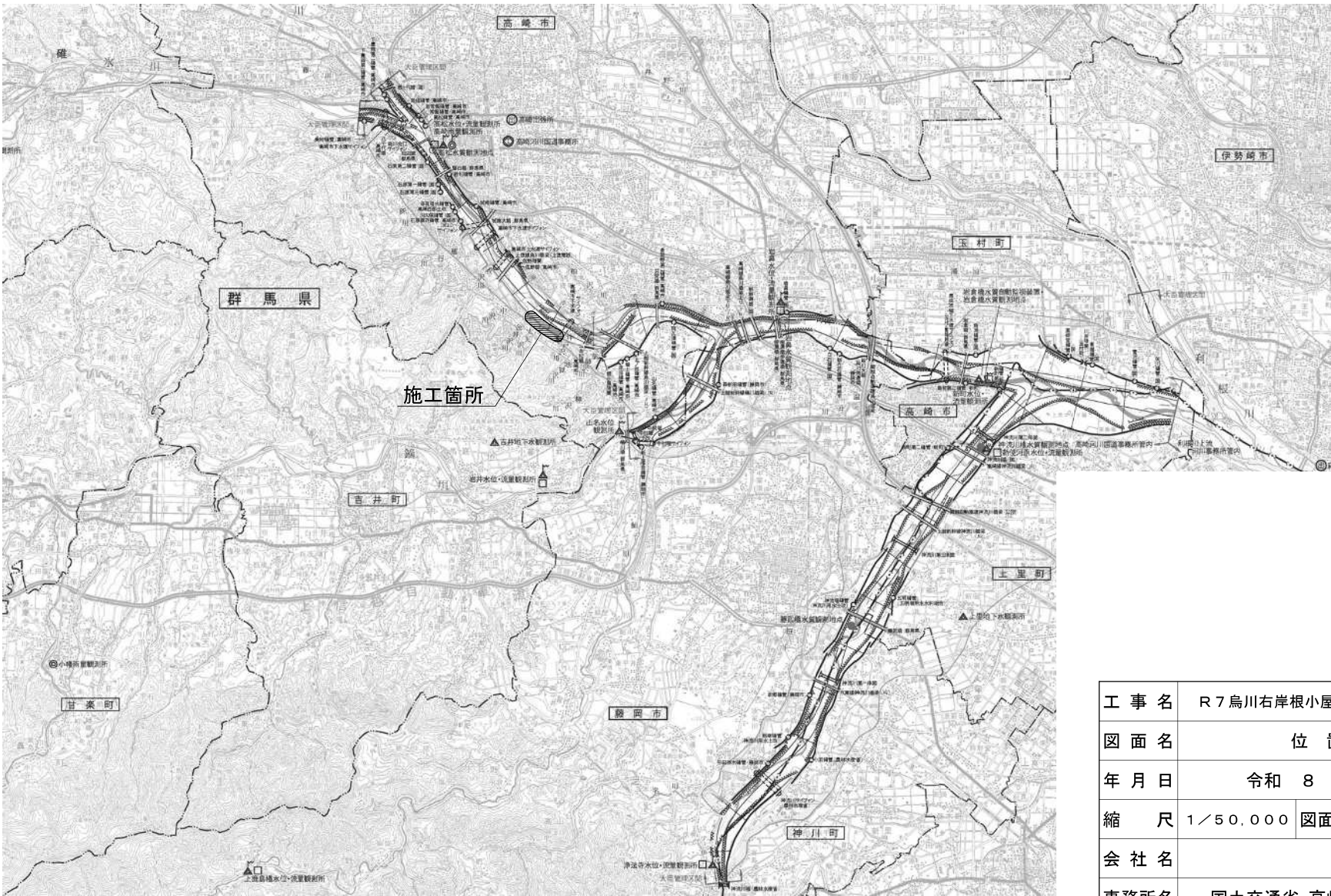
工事名：_____

品質証明記事					
品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員氏名	印	記事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

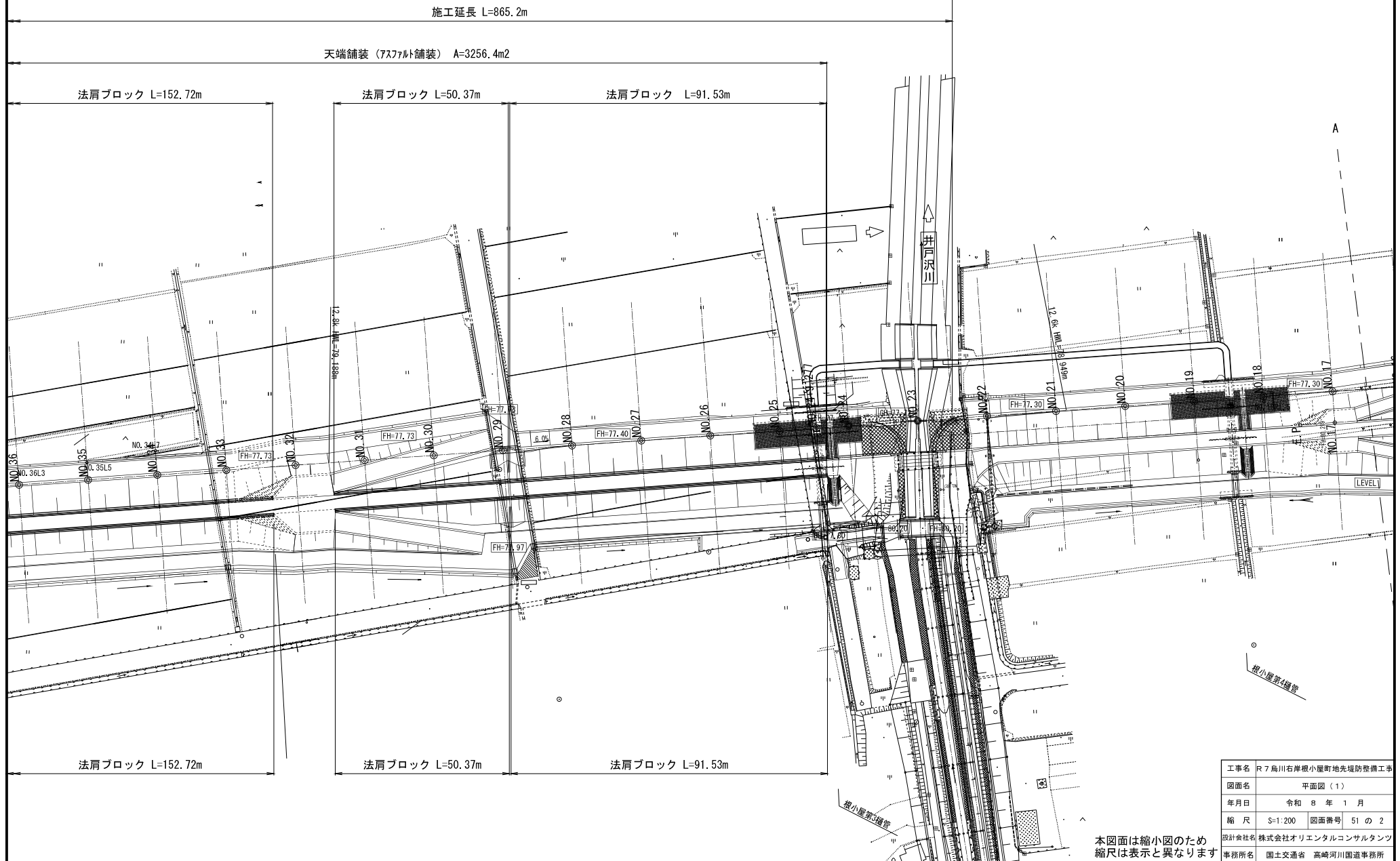
受注者 住所
氏 名

位置図 S=1:50,000



工 事 名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事				
図 面 名	位 置 図				
年 月 日	令和 8 年 1 月				
縮 尺	1/50,000	図面番号	51 の 1		
会 社 名					
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所				
所長	副所長	課長	係長	設 計	

平面图 (1) S=1:200



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 鳥川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	平面図(1)		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:200	図面番号	51 の 2
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

平面图 (2) S=1:200

施工延長 L=865.2m

天端舗装（アスファルト舗装） A=3256.4m²

法肩ブロック L=118.05m

法肩ブロック L=169.37m

法肩ブロック L=152.72m

法肩ブロック L=112.23m

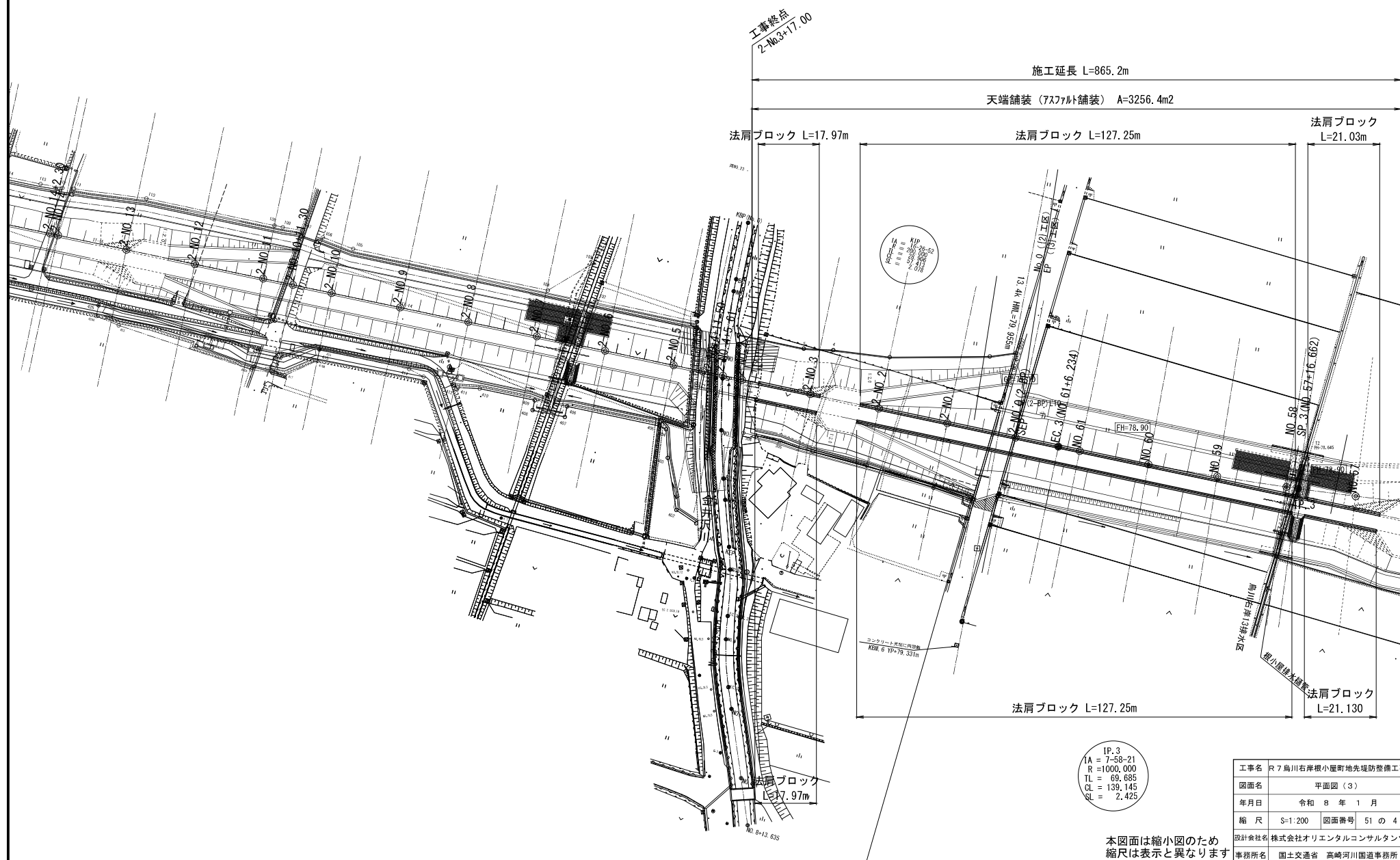
法肩ブロック L=163.44m

法肩ブロック L=152.72m

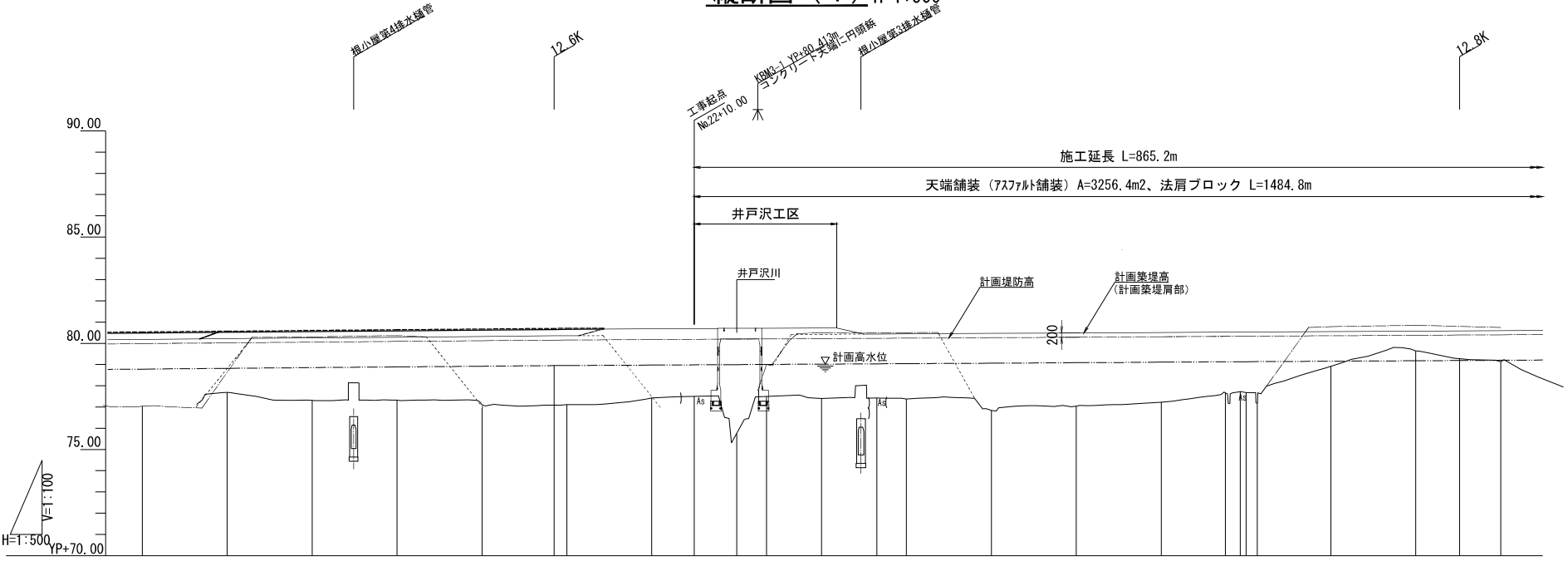
工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	平面図(2)		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:200	図面番号	51 の 3
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高橋河川国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

平面图 (3) S=1:200



縦断図 (1) V=1:100
H=1:500



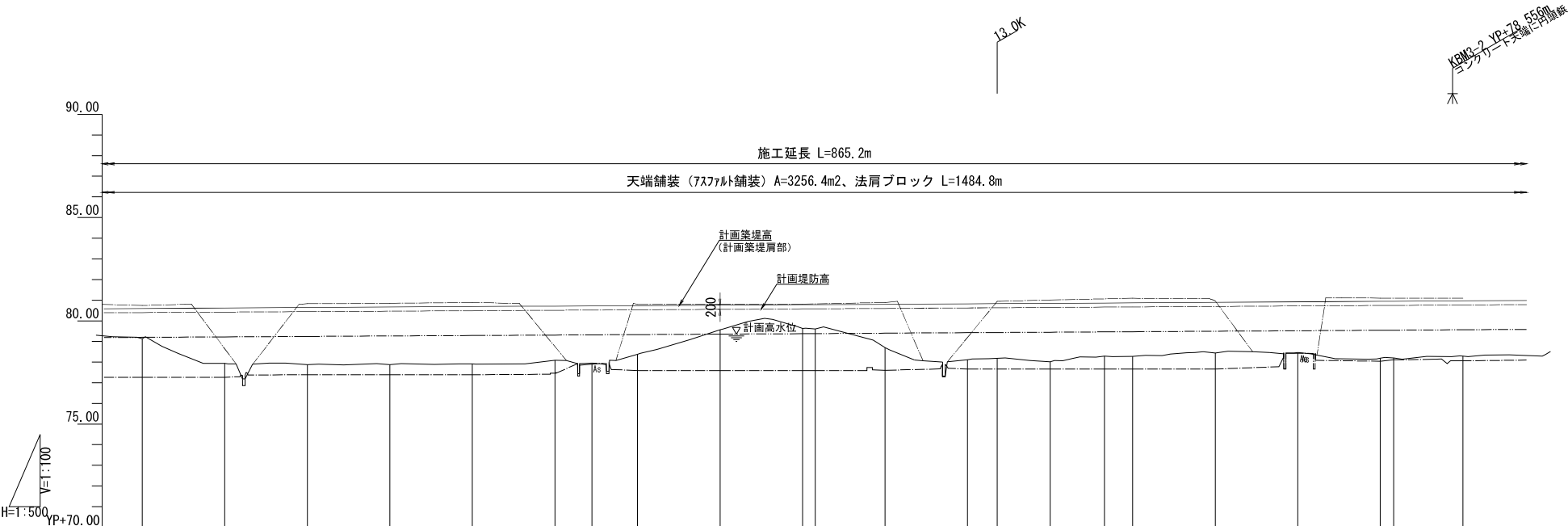
現況 (右岸)	計画	勾配図	
		施工堤防高 (川表法肩高)	計画堤防高
堤防高		78.786	78.966
地盤高		77.04	77.69
追加距離		20.000-320.000	20.000-340.000
単距離		20.000	20.000
距離標		No. 16	No. 17
曲線			

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	縦断図 (1)		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮尺	V=1:100 H=1:500	図面番号	51 の 5
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

縦断図 (2)

V=1:100
H=1:500



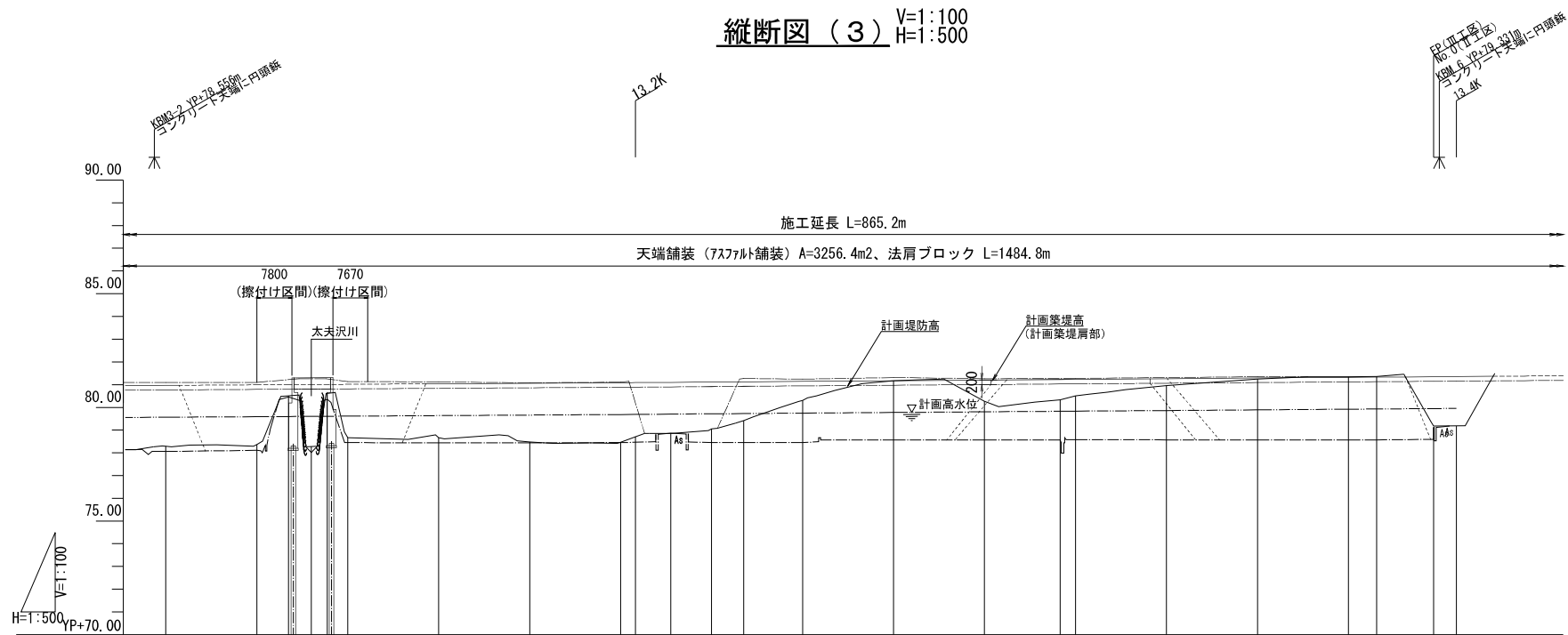
施 工 現 況 (右岸)	勾 配 区										
		施工堤防高 (川表法肩高)	計画堤防高	計画高水位	堤 防 高	地 盤 高	追加距離	単 距 離	距 離 標	曲 線	
		80.599	80.399	79.199	80.74	79.13	640.000	9.676	-No. 32		
					80.81		11.900	11.900	+11.900		
		80.621	80.421	79.221		77.94	660.000	8.100	-No. 33		
		80.644	80.444	79.244	80.83	77.87	680.000	20.000	-No. 34		
		80.666	80.466	79.266	80.85	77.88	700.000	20.000	-No. 35		
		80.688	80.488	79.288	80.89	77.91	720.000	20.000	-No. 36		
		80.711	80.511	79.311		78.09	740.000	20.000	-No. 37		
		80.721	80.521	79.321		77.94	749.000	9.000	+9.00		
		80.733	80.533	79.333	80.80	78.38	760.000	11.000	-No. 38		
		80.756	80.556	79.356	80.81	79.57	780.000	20.000	-No. 39		
		80.778	80.578	79.378	80.81	79.63	800.000	20.000	-No. 40		
		80.782	80.582	79.382		79.60	803.100	3.100	-No. 40.2		
		80.801	80.601	79.401	80.89	78.70	820.000	16.900	-No. 41		
		80.823	80.623	79.423	79.20	78.12	840.000	20.000	-No. 42		
		80.831	80.631	79.431			847.172	7.172	-13.0K (+7.172)		
		80.846	80.646	79.446	81.01	78.01	860.000	12.828	-No. 43		
		80.862	80.662	79.462		78.29	872.183	13.183	-Sp. 2		
		80.870	80.670	79.470	81.09	78.28	880.000	6.817	-No. 44		
		80.894	80.694	79.494	80.97	78.44	900.000	20.000	-No. 45		
		80.918	80.718	79.518		78.46	920.000	20.000	-No. 46		
		80.942	80.742	79.542	81.10	78.19	940.000	20.000	-No. 47		
		80.946	80.746	79.546		78.20	943.265	3.265	-Ec. 2		
		80.966	80.766	79.566	81.09	78.20	960.000	16.735	-No. 48		

IP. 2 TL=70.198
1A=8.01-51 CL=140.166
R=1000.000 L=2.461

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	縦断図 (2)		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	V=1:100 H=1:500	図面番号	51 の 6
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

V=1:100
H=1:500

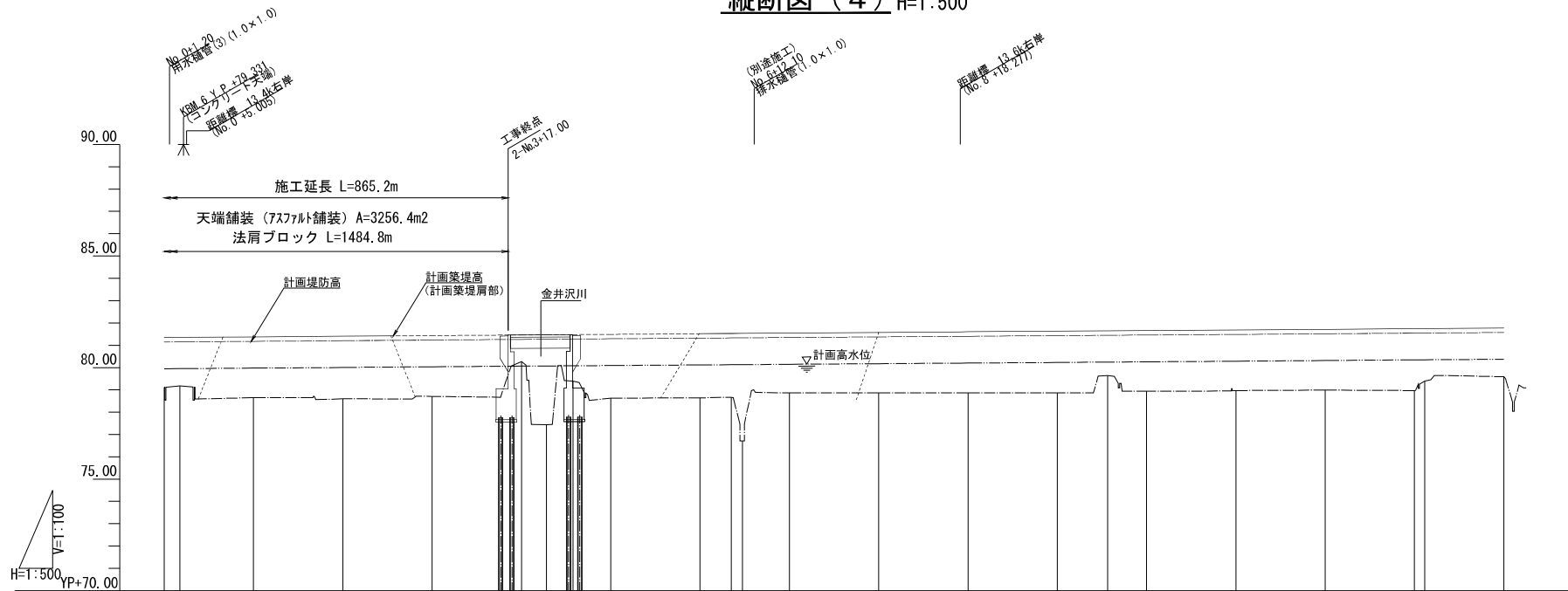


現況(右岸)				計			施		
曲線	距離標	單距離	追加距離	地盤高	堤防高	計畫高水位	計畫堤防高	施工堤防高 (川表法肩高)	配區
1P.3 1A=7-50-21 R=1000.000 11.139.145 2.425	N-0.48	16,735~950,000-		78.29+	81.09+	79,566+	80,766+	80,966+	121.834 216.067 1.51
	N-0.49	20,000~980,000-		78.27+	81.10+	79,590+	80,790+	80,990+	
	+7.00	7,000~987,000-		80.46+		79,599+	80,799+	80,999+	
	+12.00	5,000~992,000-		78.02+		79,605+	80,805+	81,005+	
	+15.50	3,500~995,500-		80.38+		79,609+	80,809+	81,009+	
	N-0.50	4,500~1000,000-		78.06+	81.14+	79,614+	80,814+	81,014+	121.834 216.067 1.51
	N-0.51	20,000~1020,000-		78.66+	81.12+	79,638+	80,838+	81,038+	
	N-0.52	20,000~1040,000-		78.48+	81.08+	79,662+	80,862+	81,062+	
	N-0.53	20,000~1060,000-		78.47+	81.11+	79,686+	80,886+	81,086+	
	3.26 (+3,259)	3,259~1063,259+				79,690+	80,890+	81,090+	
1P.3 1A=7-50-21 R=1000.000 11.139.145 2.425	+11.00	7,741~1071,000-		78.82+		79,701+	80,901+	81,101+	121.834 216.067 1.51
	N-0.54	9,000~1080,000-		79.06+		79,715+	80,915+	81,115+	
	86.3	7,089~1087,089+		79.41+	81.27+	79,725+	80,925+	81,125+	
	N-0.55	12,911~1100,000-		80.31+	81.24+	79,744+	80,944+	81,144+	
	N-0.56	20,000~1120,000-		81.17+	81.30+	79,773+	80,973+	81,173+	
	N-0.57	20,000~1140,000-		80.27+	81.26+	79,803+	81,003+	81,203+	121.834 216.067 1.51
	SP-3	16,662~1156,662+		80.23+		79,827+	81,027+	81,227+	
	N-0.58	3,338~1160,000-		80.50+	81.27+	79,832+	81,032+	81,232+	
	N-0.59	20,000~1180,000-		80.95+	81.310+	79,861+	81,061+	81,261+	
	N-0.60	20,000~1200,000-		81.24+	81.35+	79,891+	81,091+	81,291+	
N-0.61	20,000~1220,000-		81.34+		79,920+	81,120+	81,320+	121.834 216.067 1.51	
EC-3	6,234~1226,234+		81.36+		79,929+	81,129+	81,329+		
2-EP(N-0.6)	12,504~1238,738+		79.17+		79,946+	81,146+	81,346+		
3.4K (2-EP +2,018)	5,018~1242,756+				79,955+	81,155+	81,355+		
2-M-0.1	14,982~1258,738+		81.40+		79,976+	81,176+	81,376+		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7鳥川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	縦断図(3)		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮尺	V=1:100 H=1:500	図面番号	51 の 7
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

縦断面図 (4) $V=1:100$
 $H=1:500$

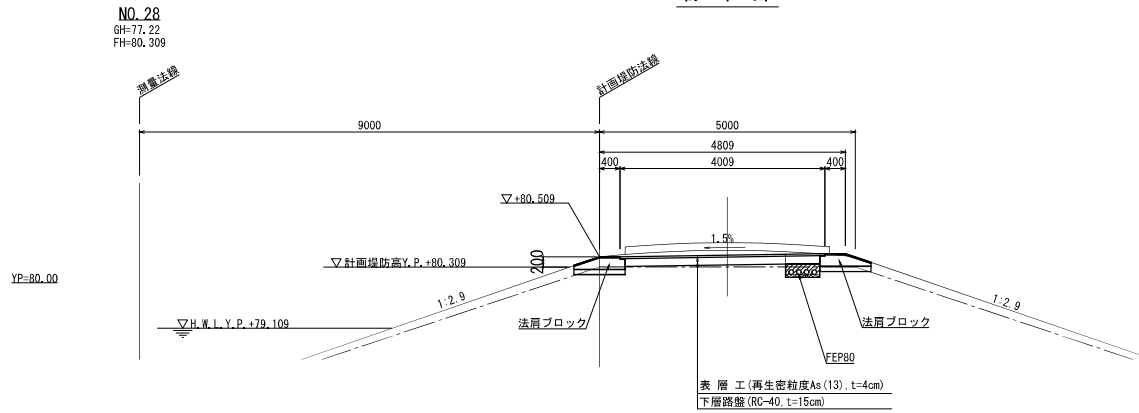
[illegible]

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

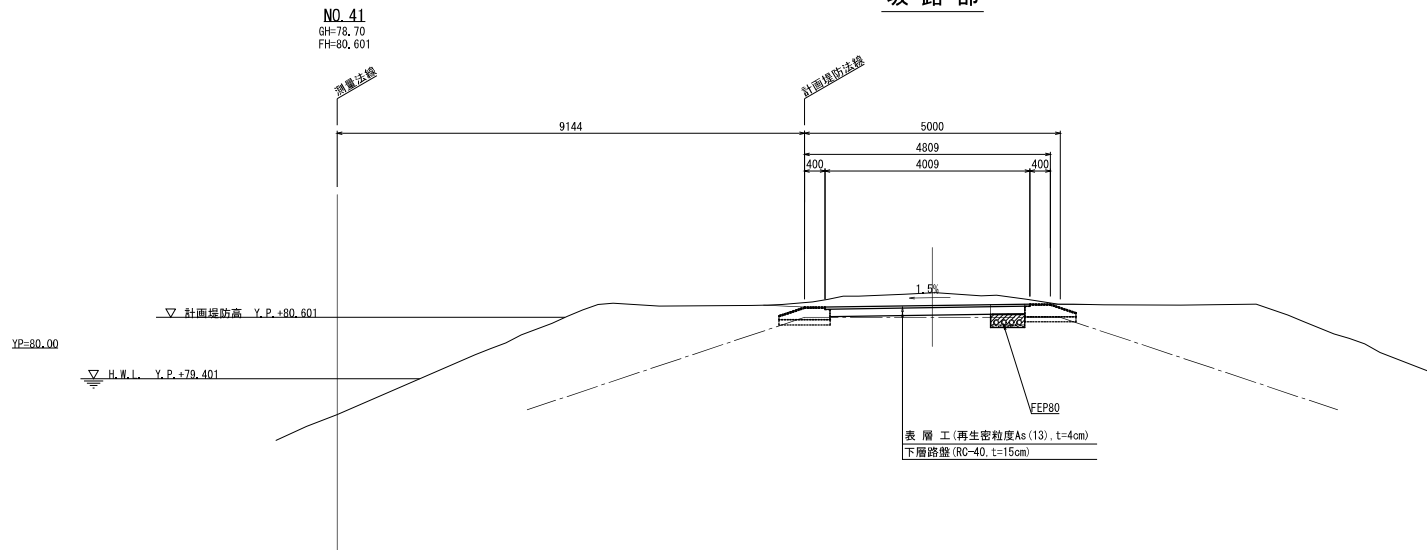
工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	縦断面図（４）		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	V=1:500 H=1:100	図面番号	51 の 8
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

標準横断図 S=1:50

標準部



坂路部



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	標準横断図		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮尺	S=1:50	図面番号	51 の 9
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

NO. 24
GH=77.14
FH=



GH=
FH=

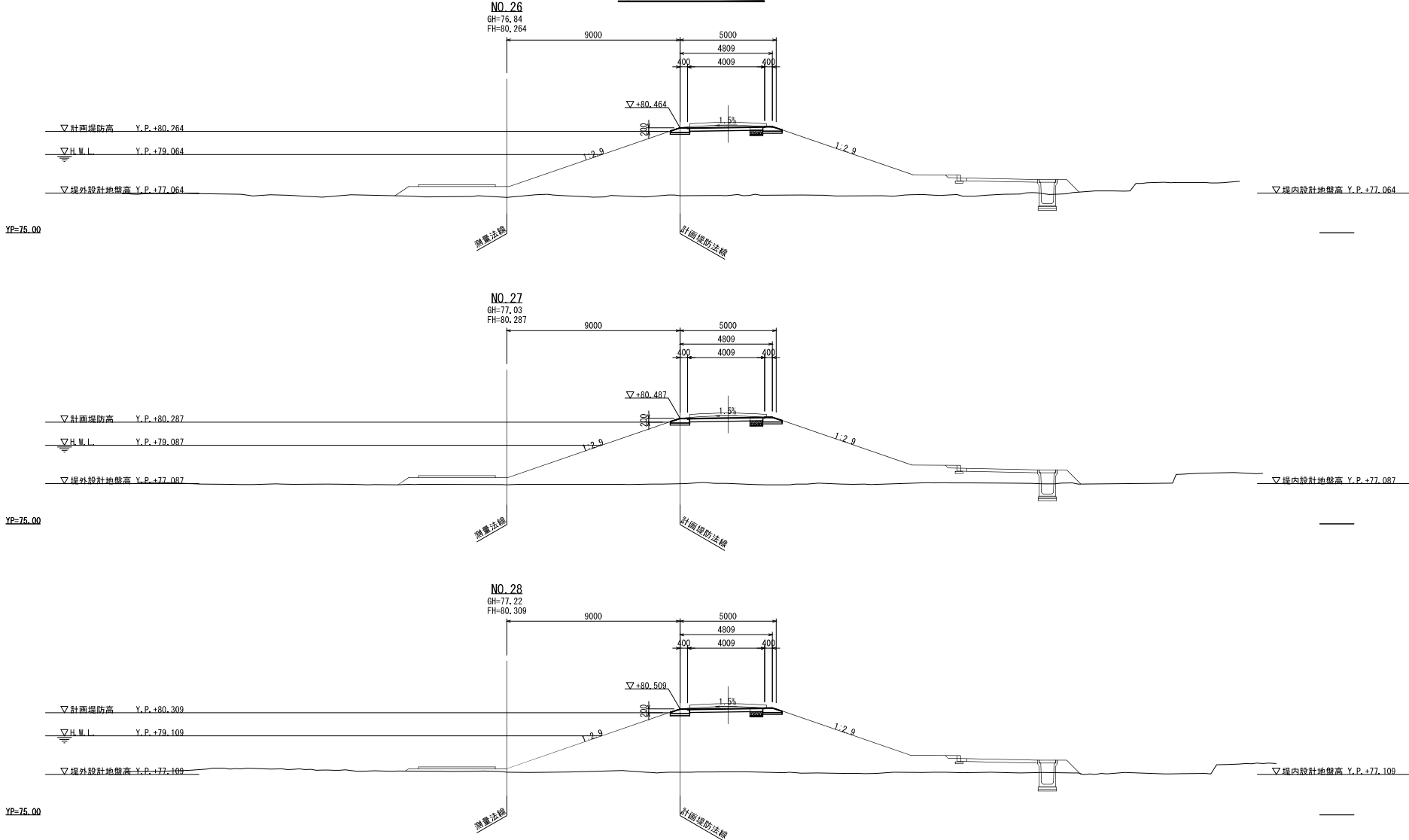


GH=77.38
FH=80.242



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

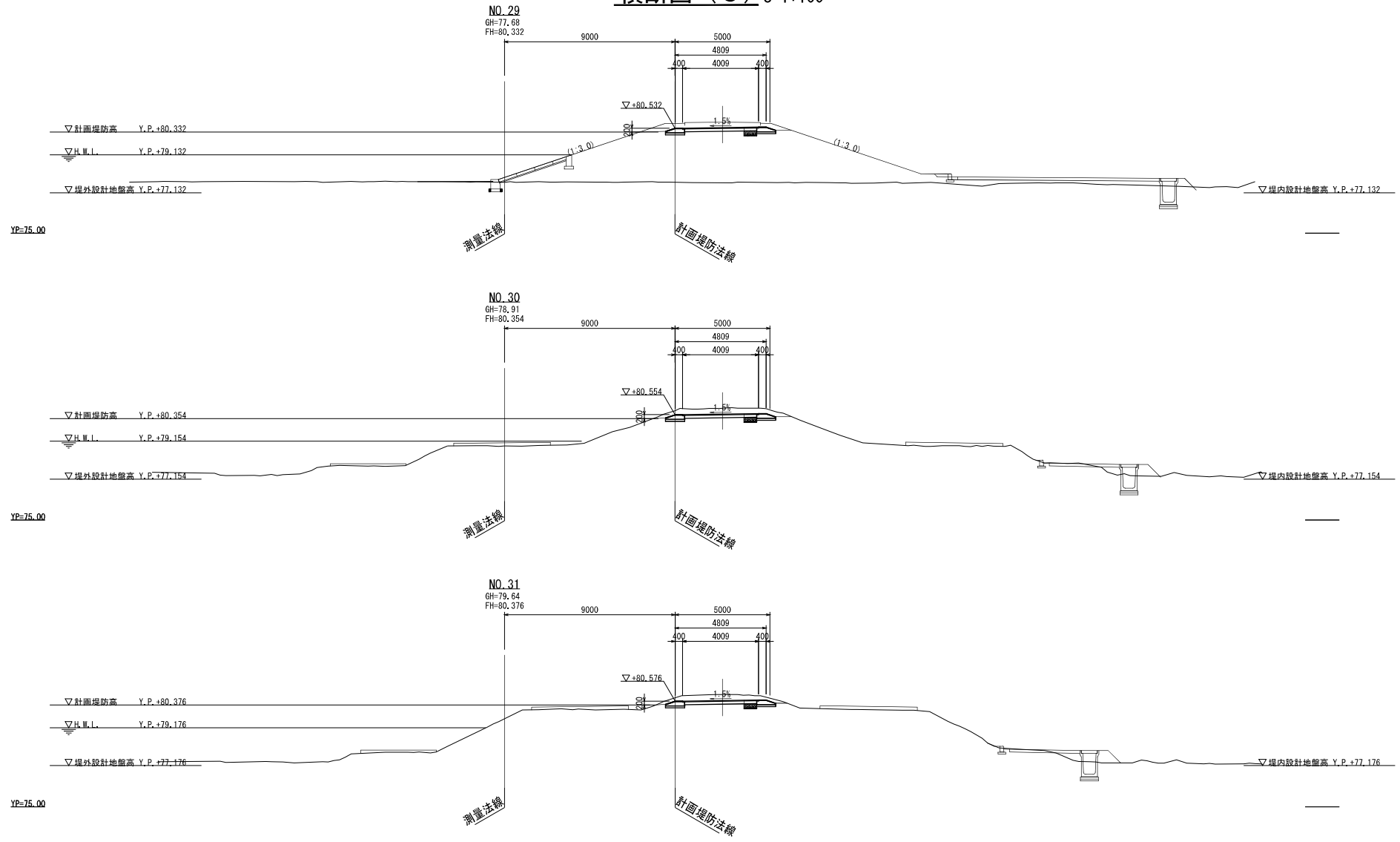
横断図(2) S=1:100



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	横断図(2)		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮尺	S=1:100	図面番号	51 の 11
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

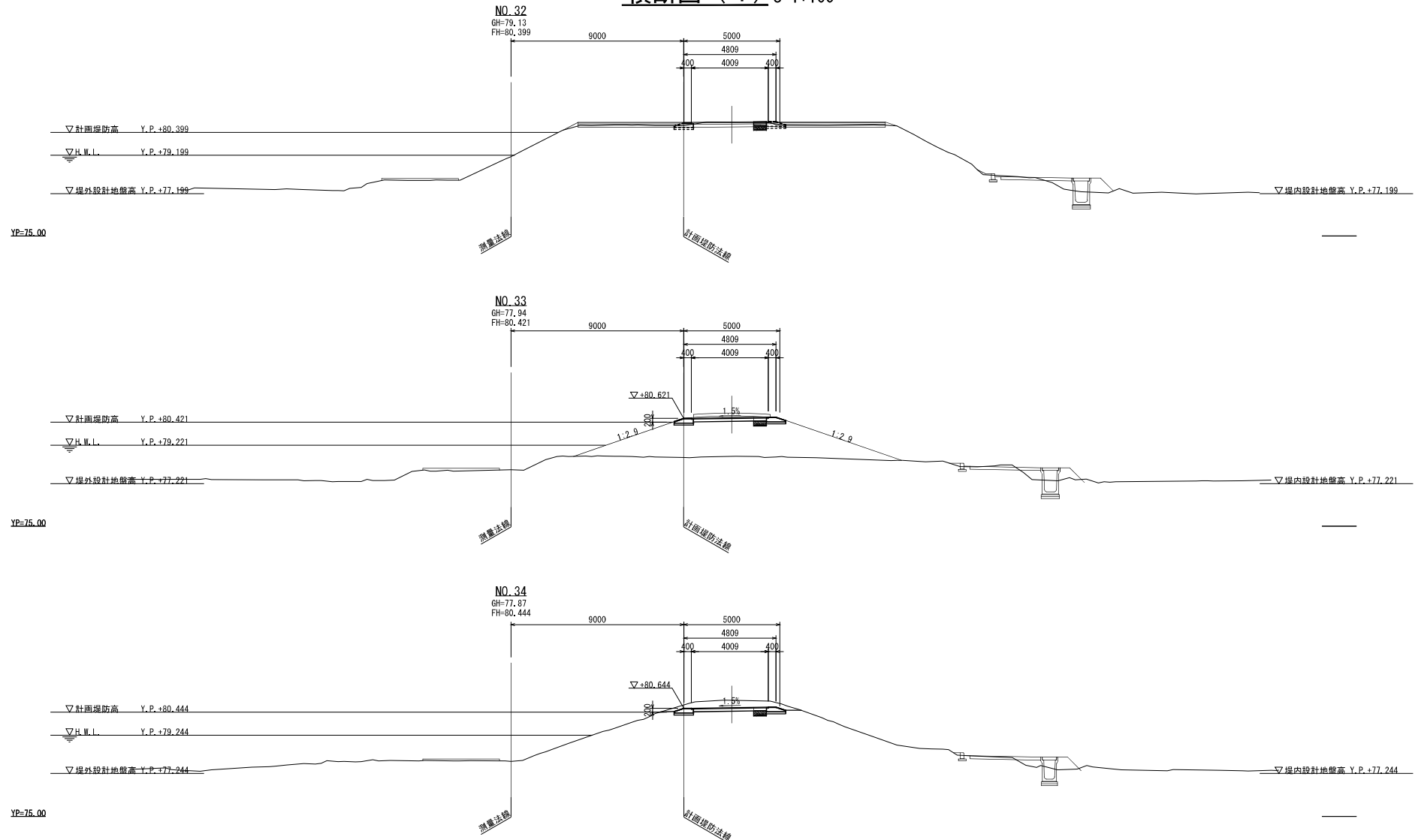
横断図 (3) S=1:100



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	横断図 (3)		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	51 の 12
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

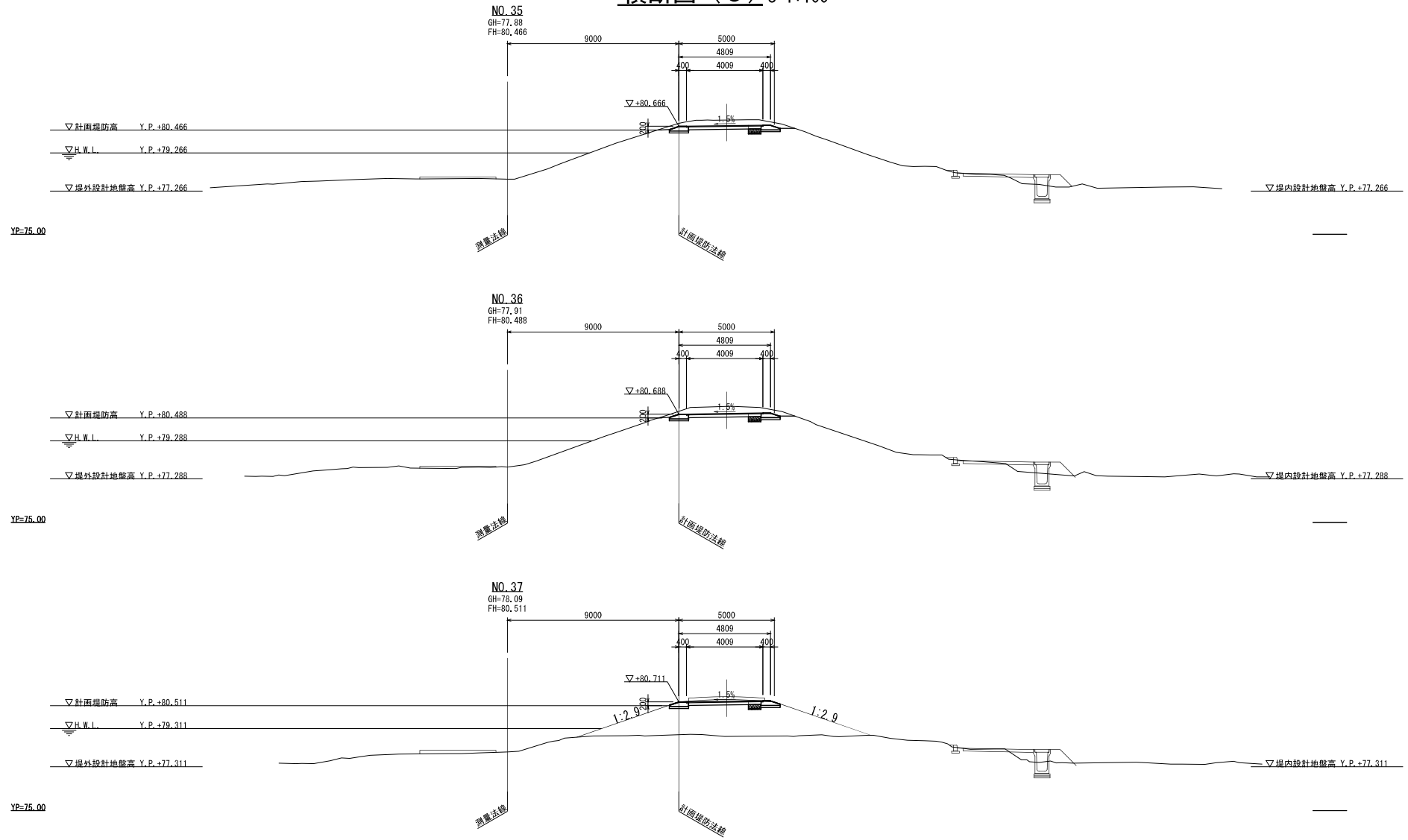
横断図（４）S=1:100



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	横断図（４）		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	51 の 13
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

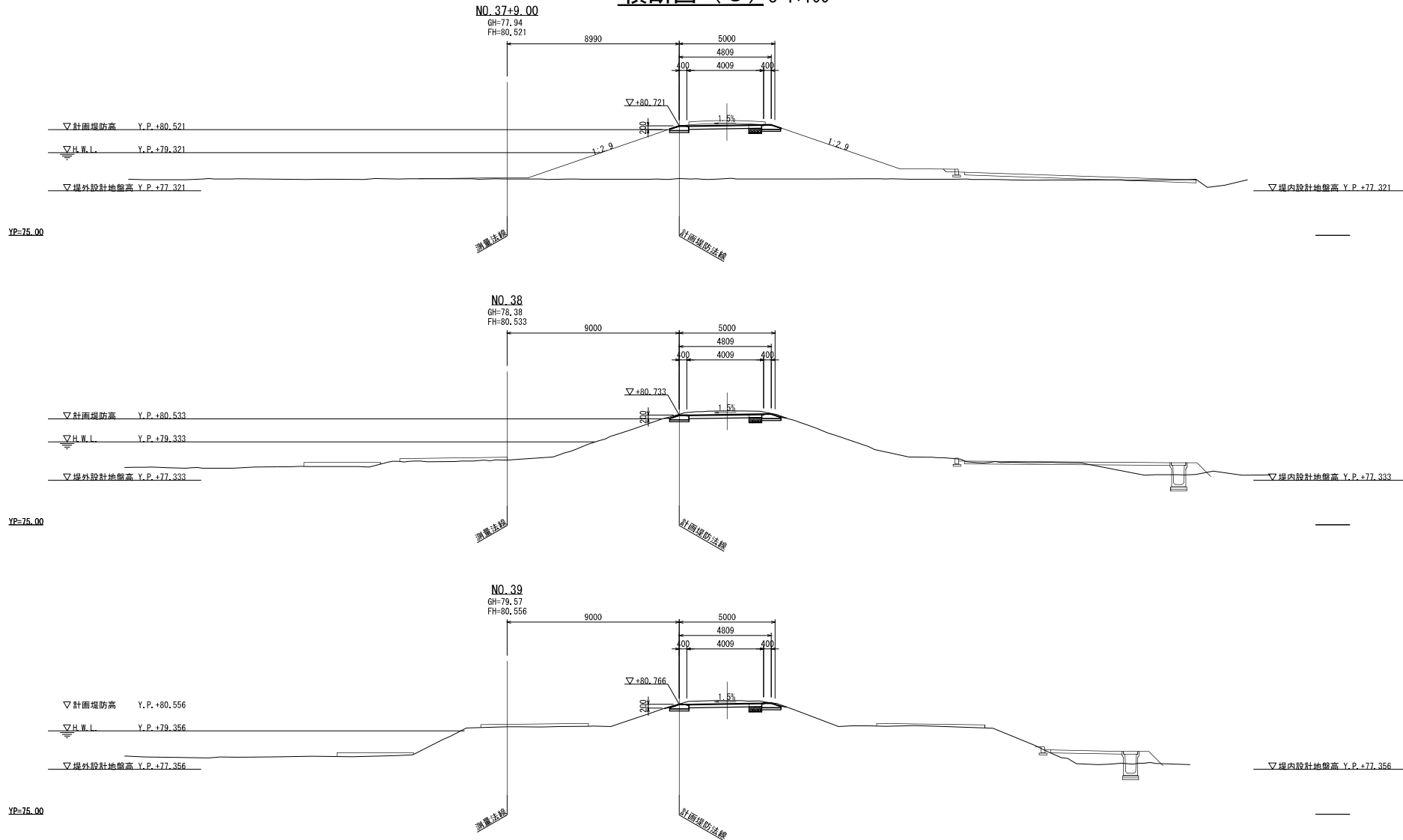
横断図 (5) S=1:100



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	横断図 (5)		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	51 の 14
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

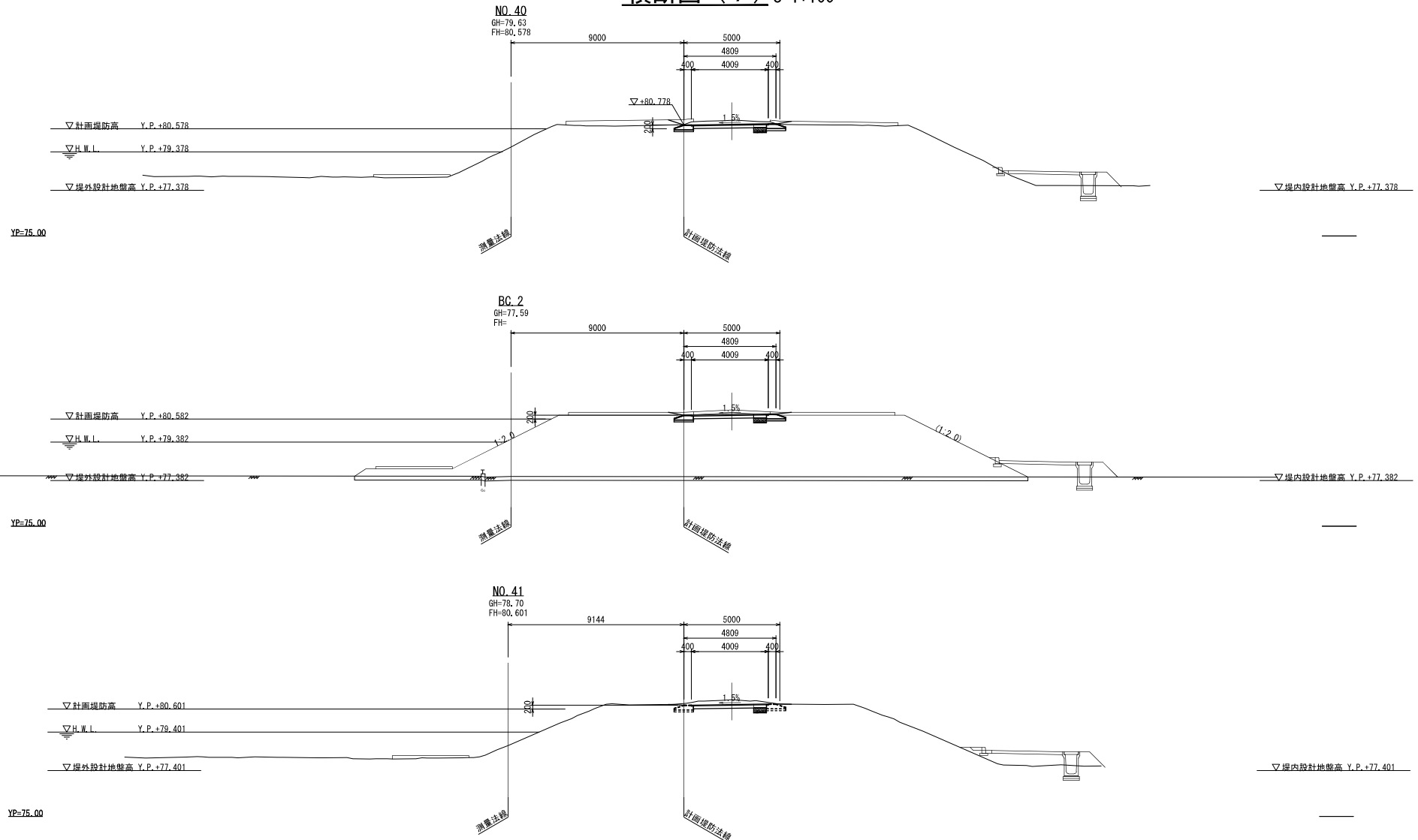
横断図 (6) S=1:100



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	横断図 (6)		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	51 の 15
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

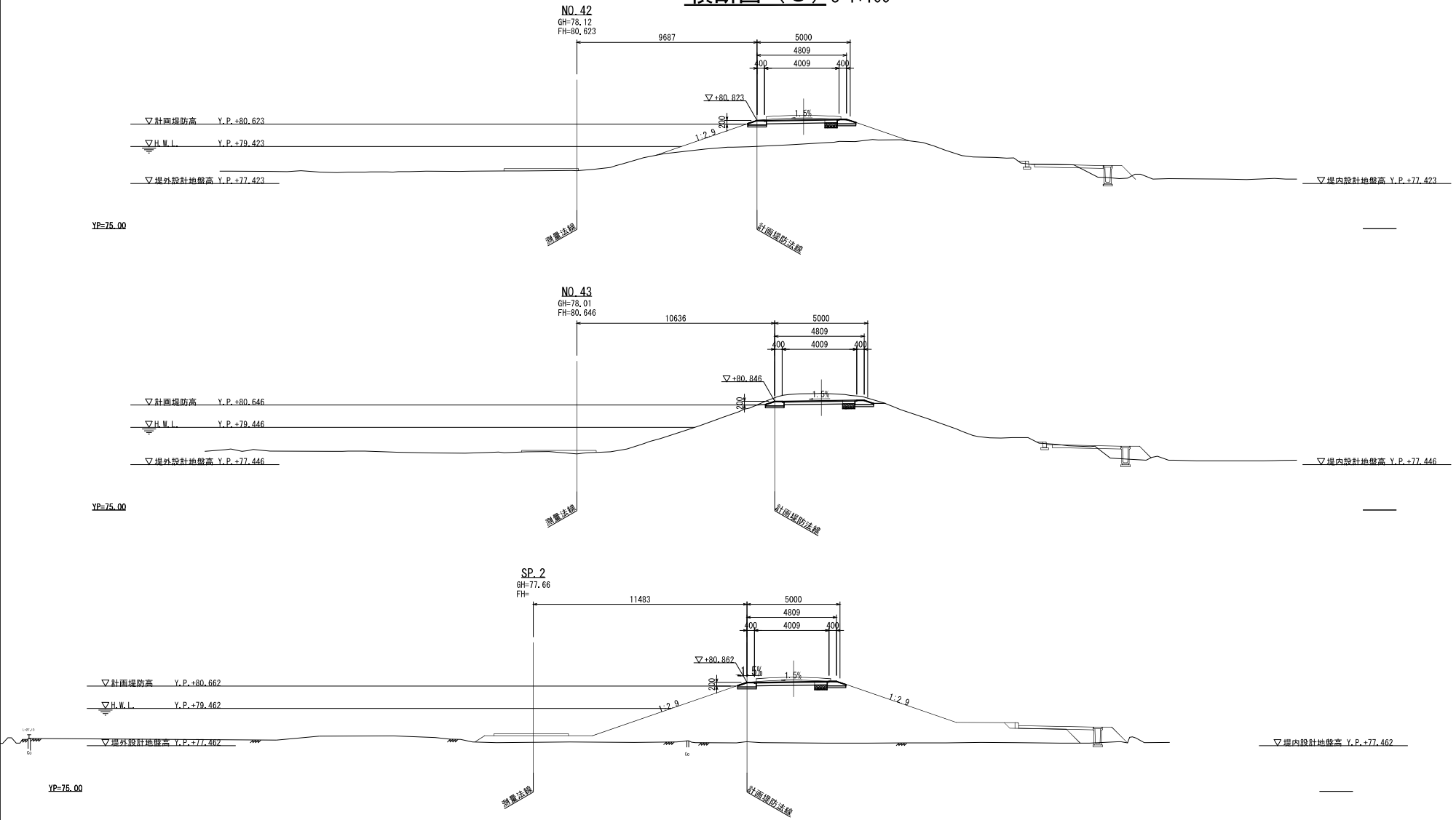
横断図 (7) S=1:100



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	横断図 (7)		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	51 の 16
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

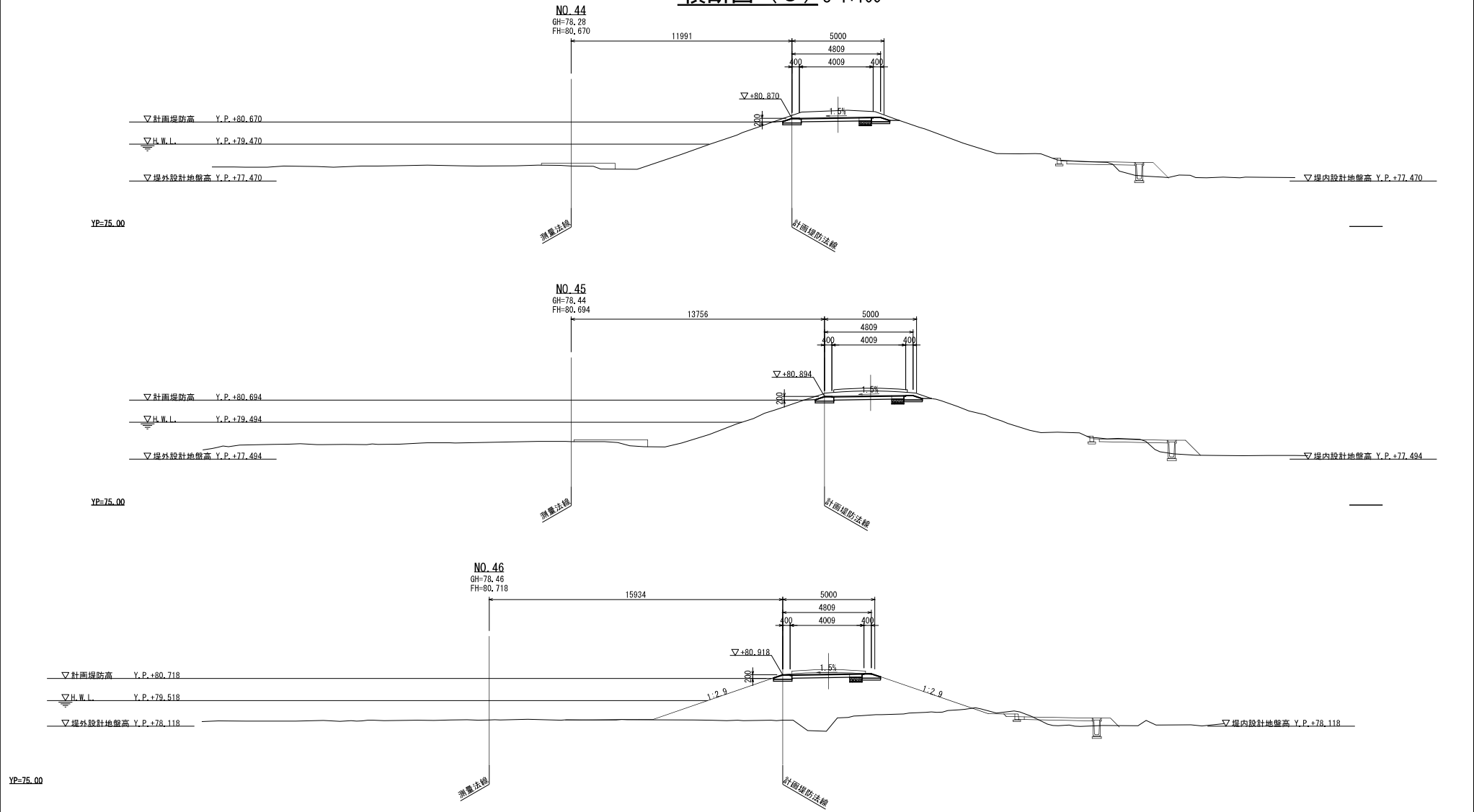
横断図 (8) S=1:100



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	横断図 (8)		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	51 の 17
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

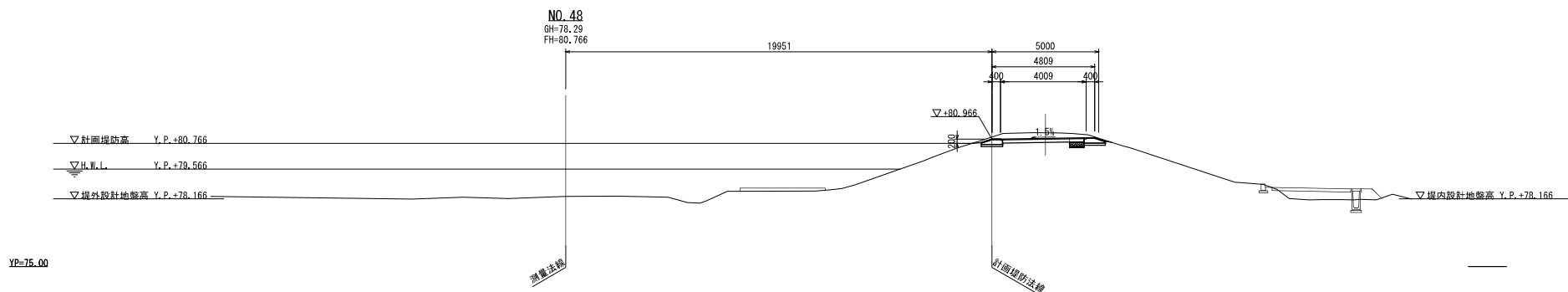
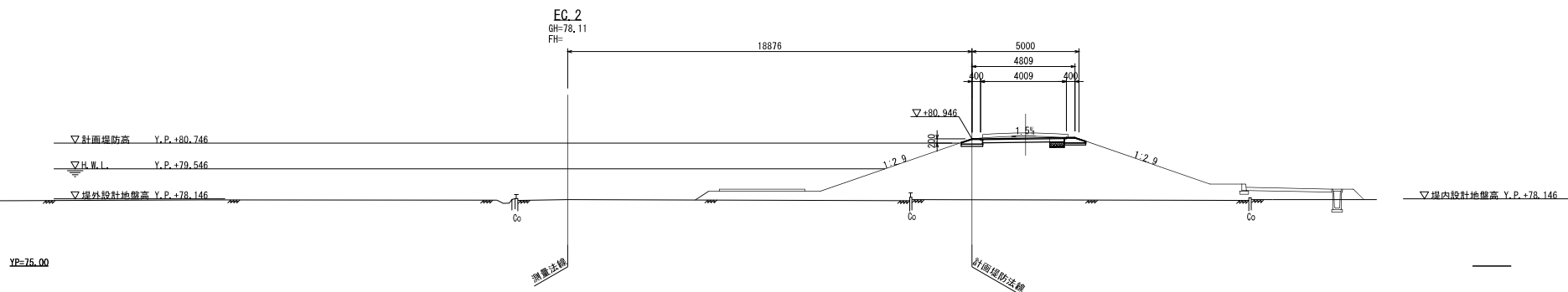
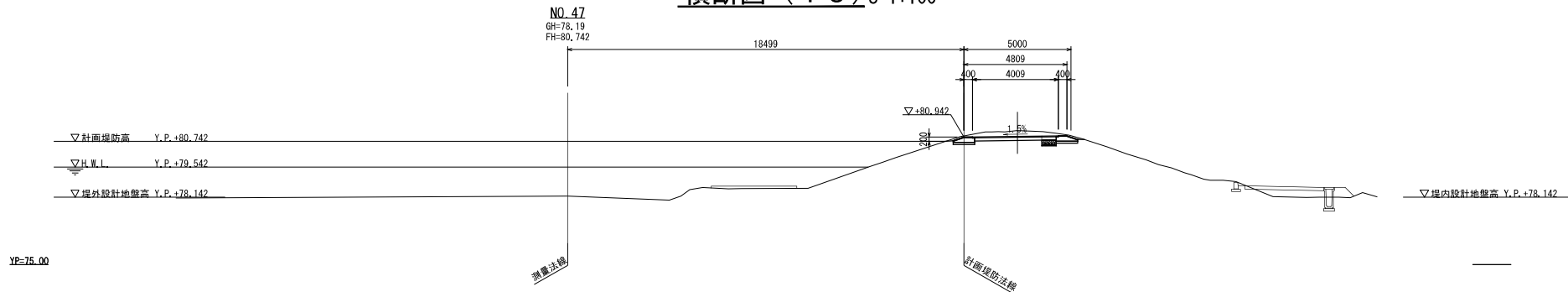
横断図（9）S=1:100



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	横断図（9）		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮尺	S=1:100	図面番号	51 の 18
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

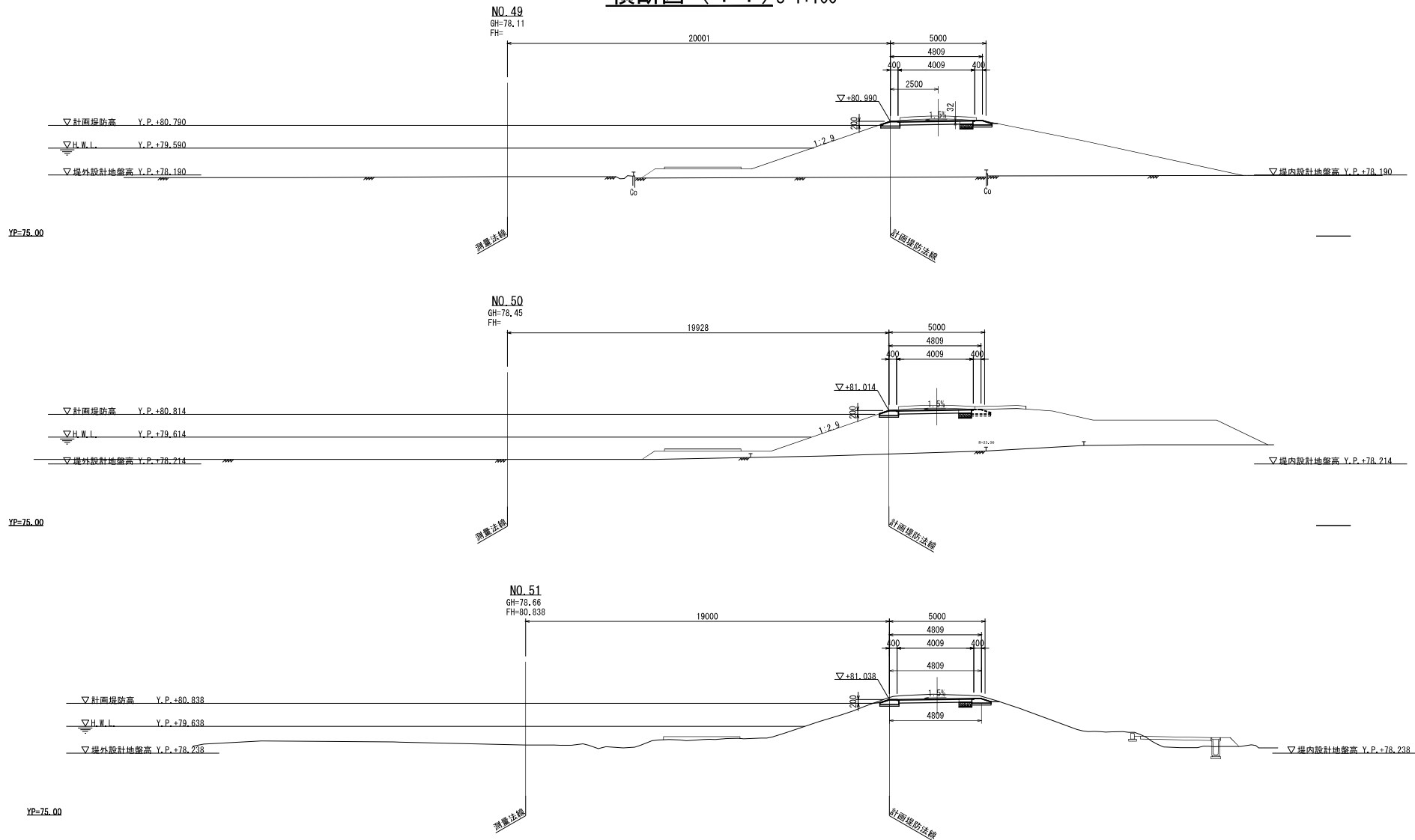
横断図 (1 0) S=1:100



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	横断図 (1 0)		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	51 の 19
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

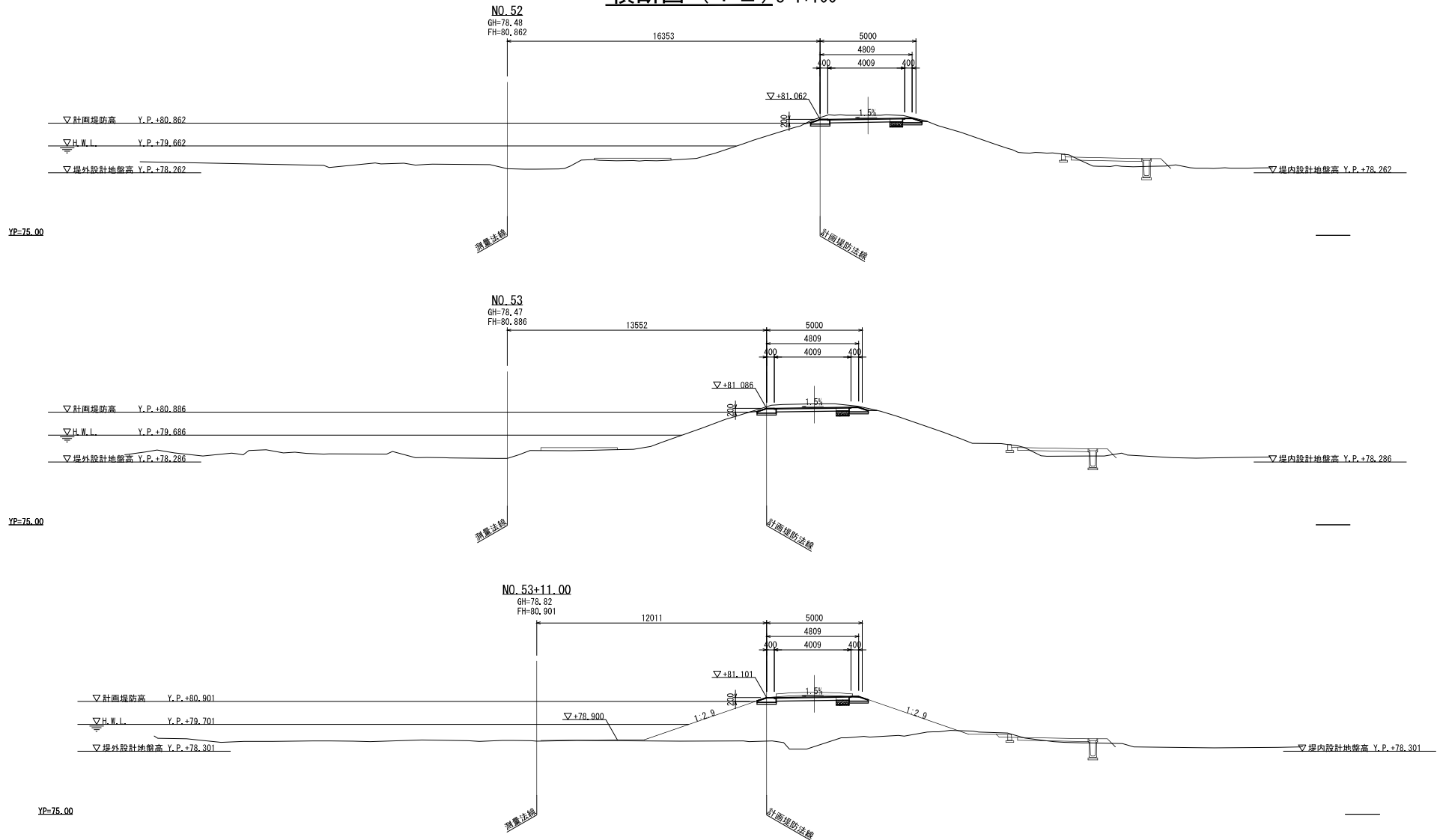
横断図 (1 1) S=1:100



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	横断図 (1 1)		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	51 の 20
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

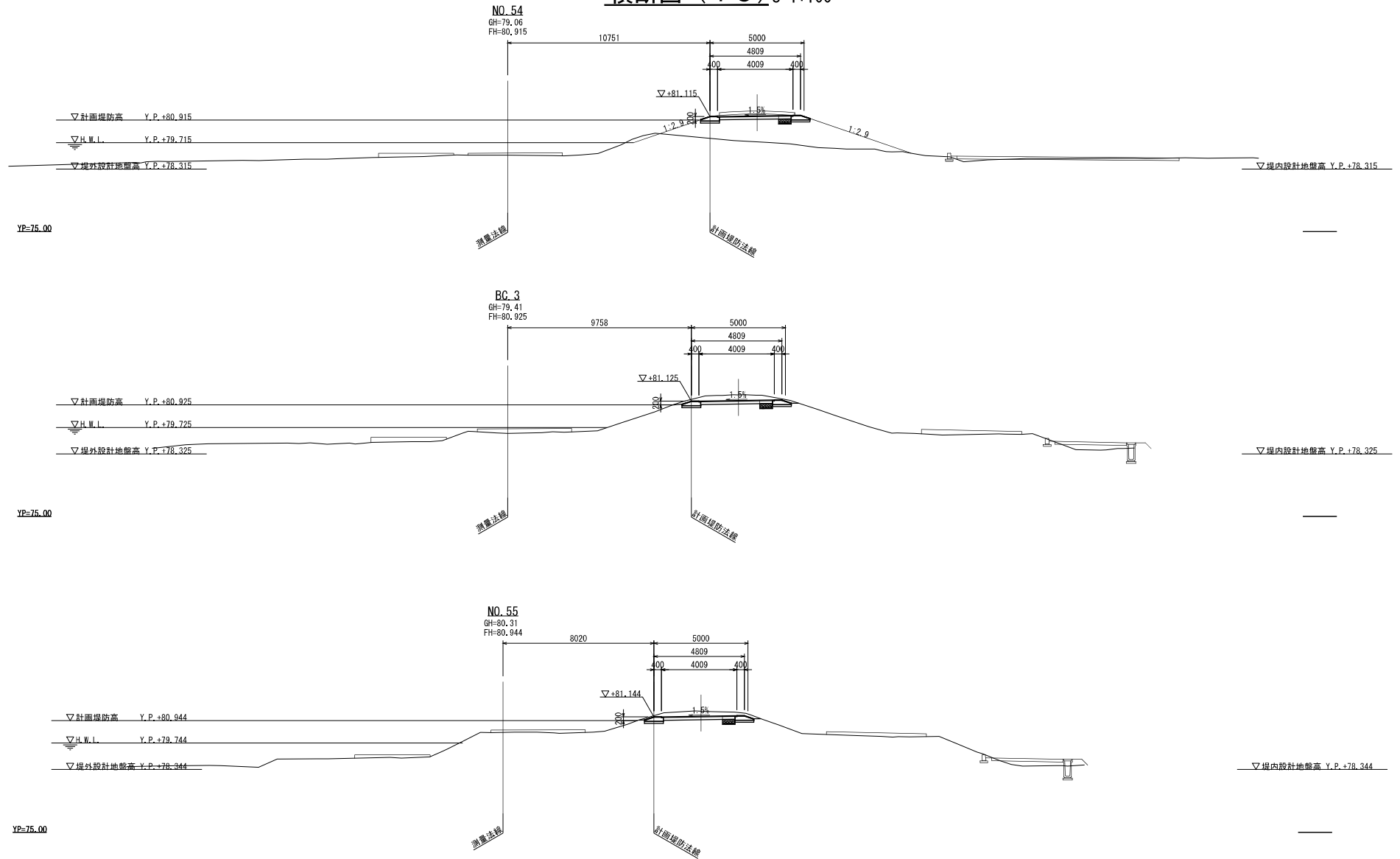
横断図 (1 2) S=1:100



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	横断図 (1 2)		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	51 の 21
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

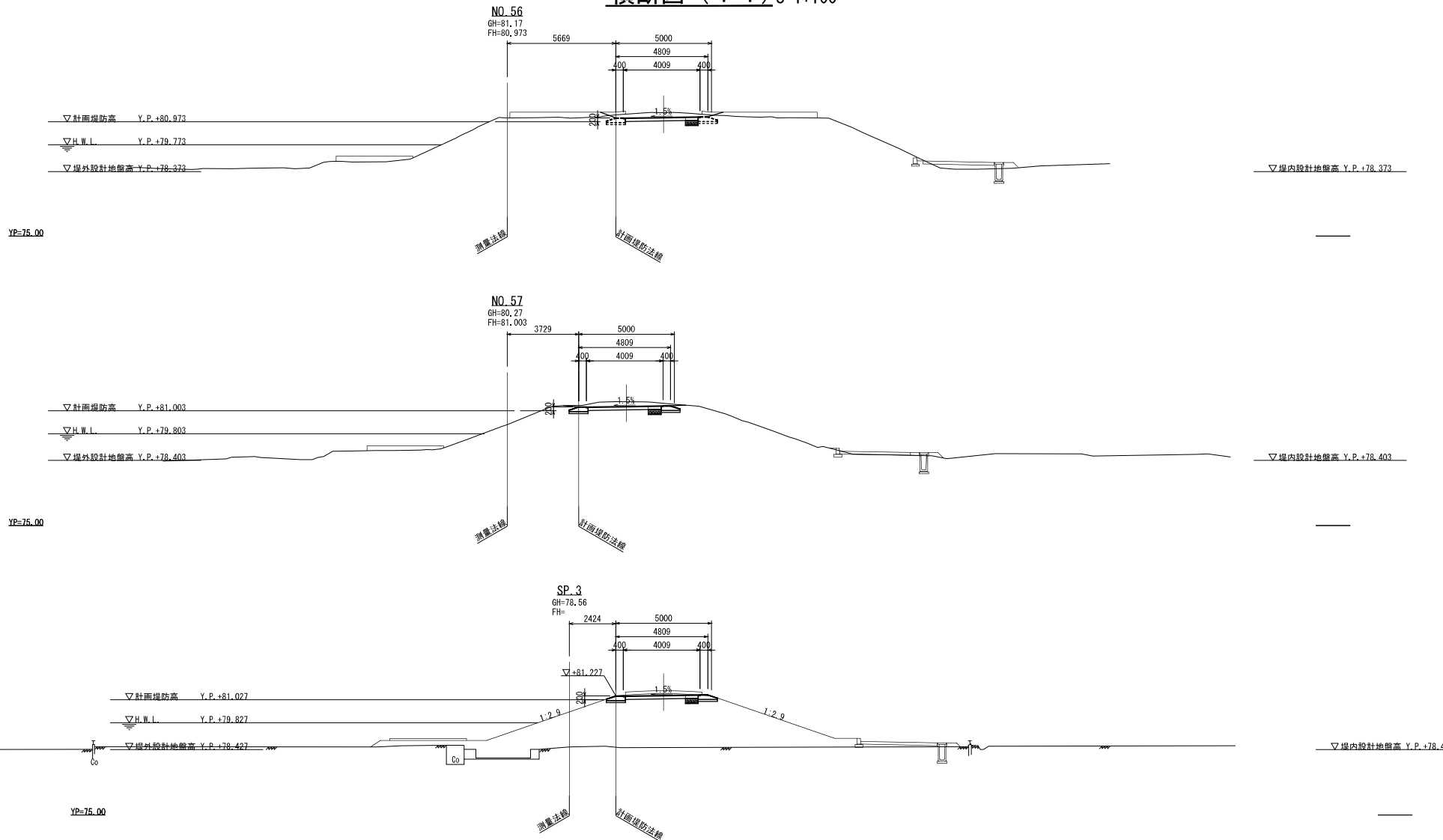
横断図 (1 3) S=1:100



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	横断図 (1 3)		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	51 の 22
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

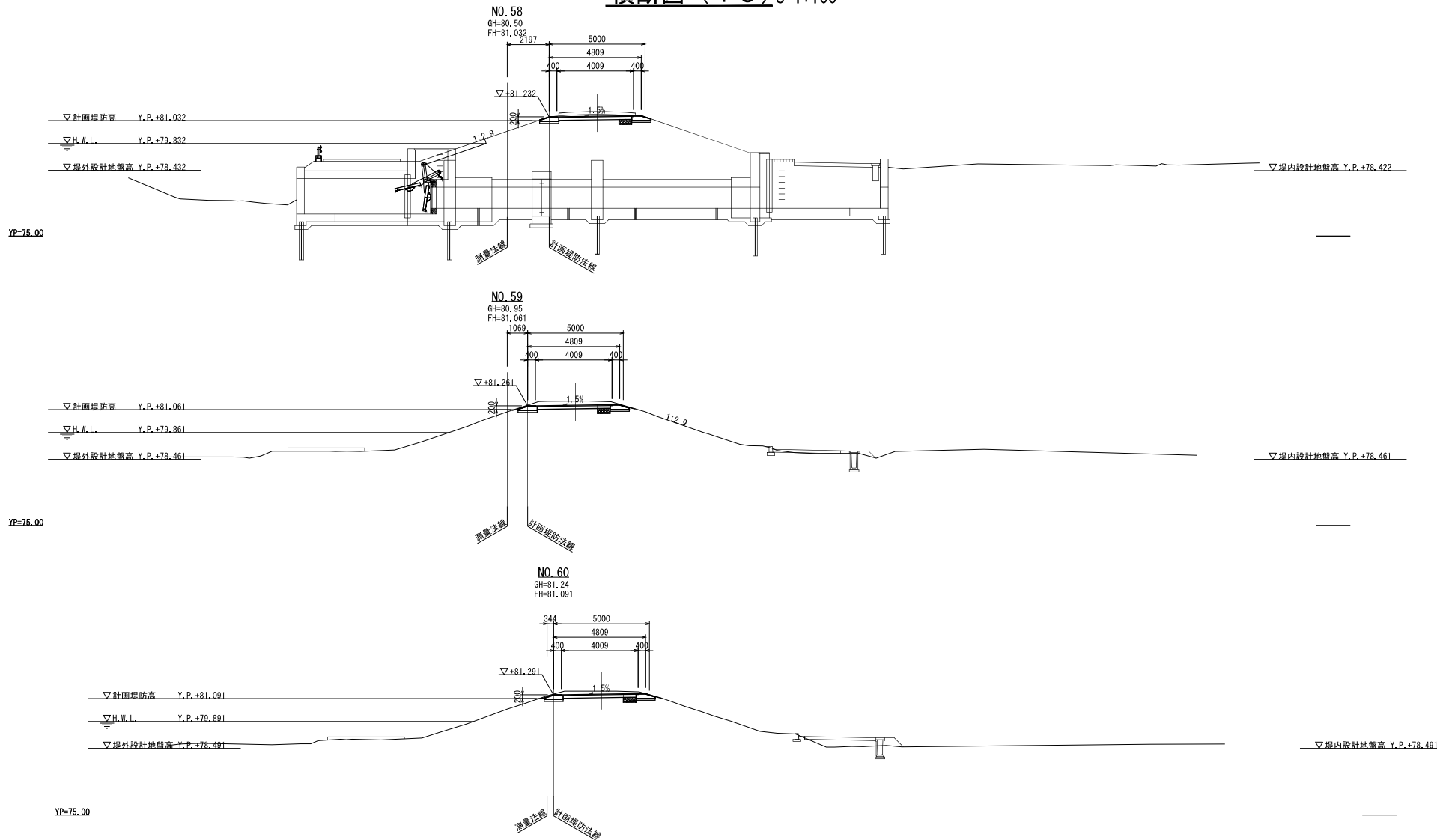
横断図 (1 4) S=1:100



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	横断図 (1 4)		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	51 の 23
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

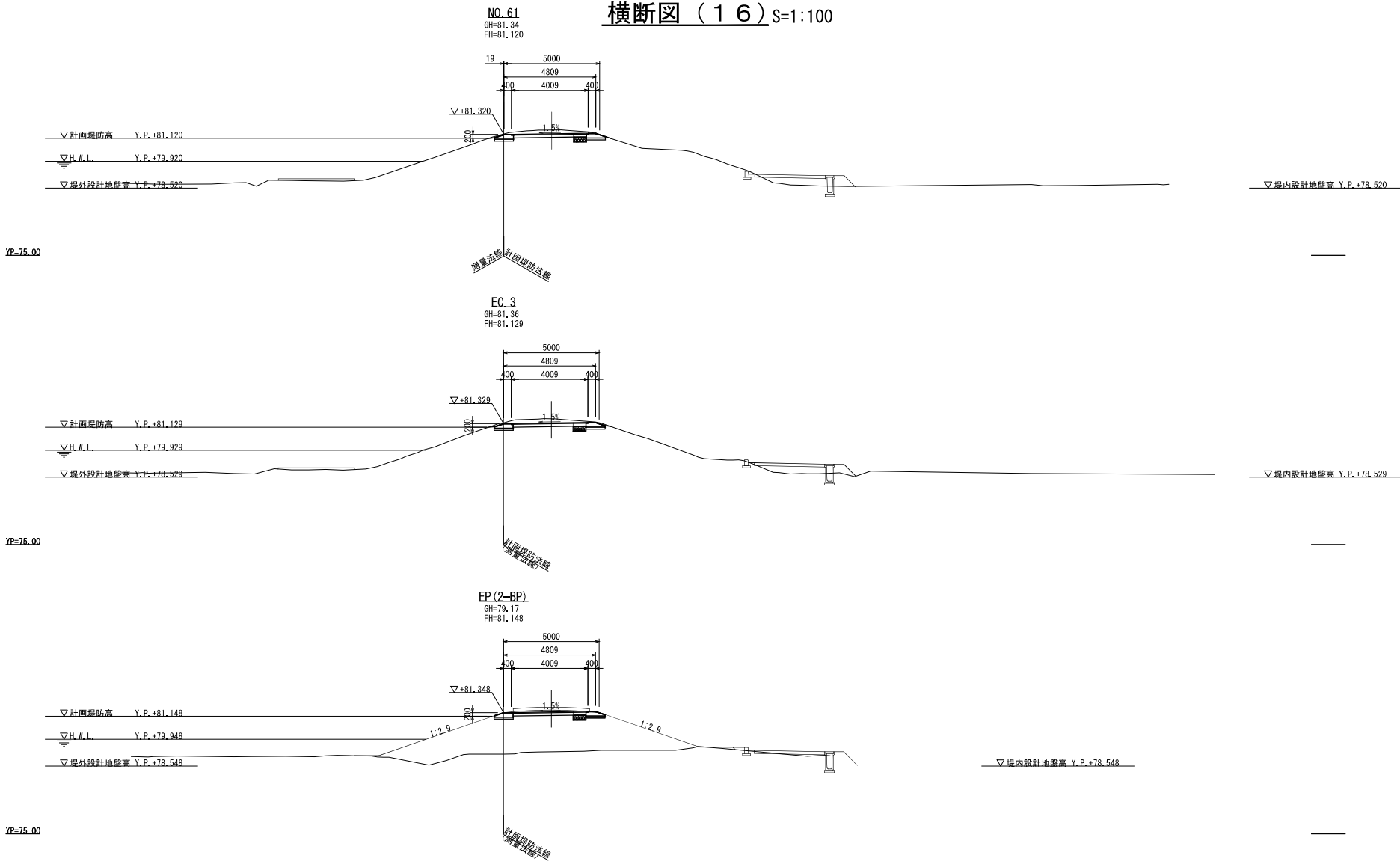
横断図 (1 5) S=1:100



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	横断図 (1 5)		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	51 の 24
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

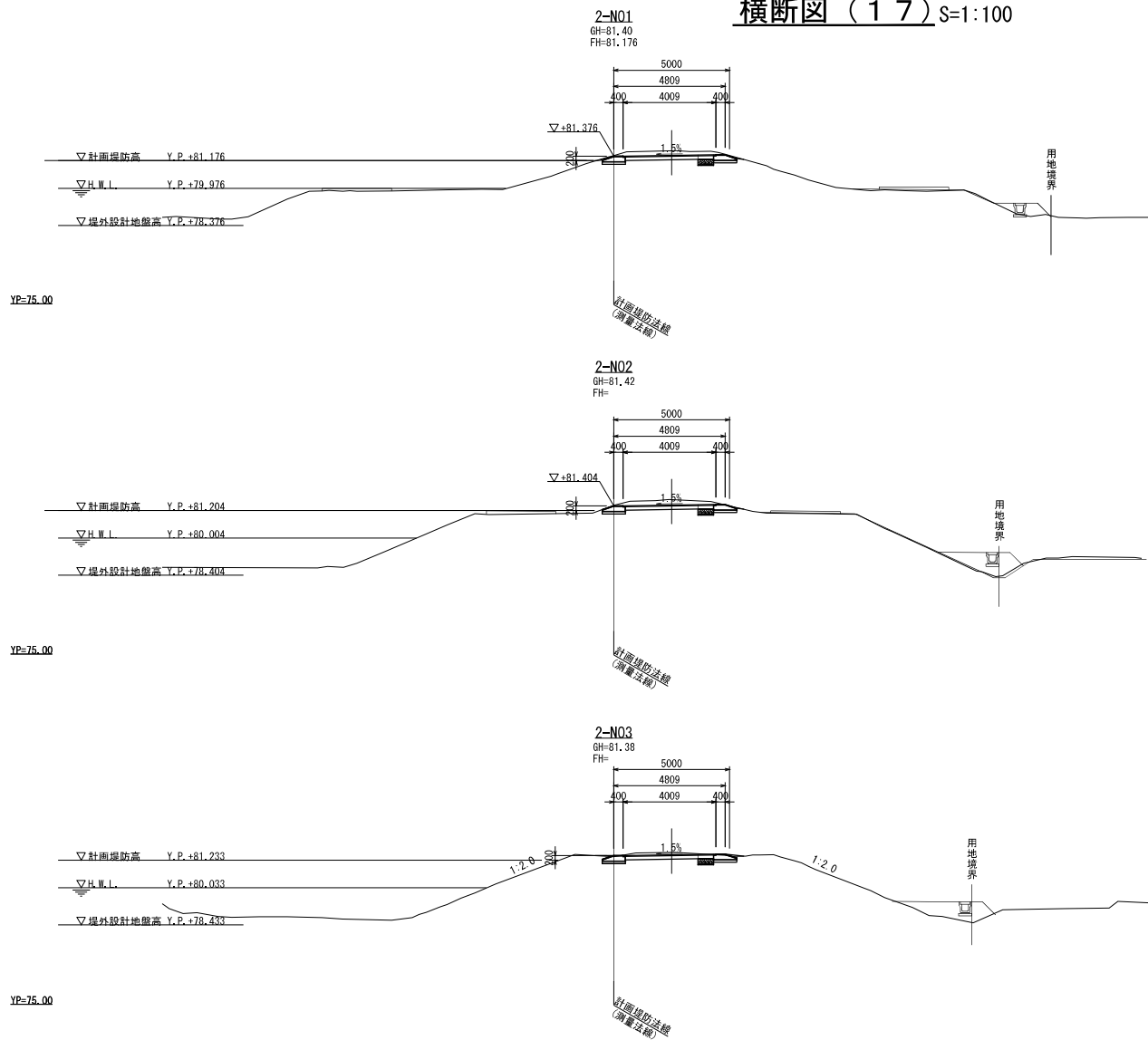
横断図 (1 6) S=1:100



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R 7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	横断図 (1 6)		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	51 の 25
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

横断図 (1 7) S=1:100

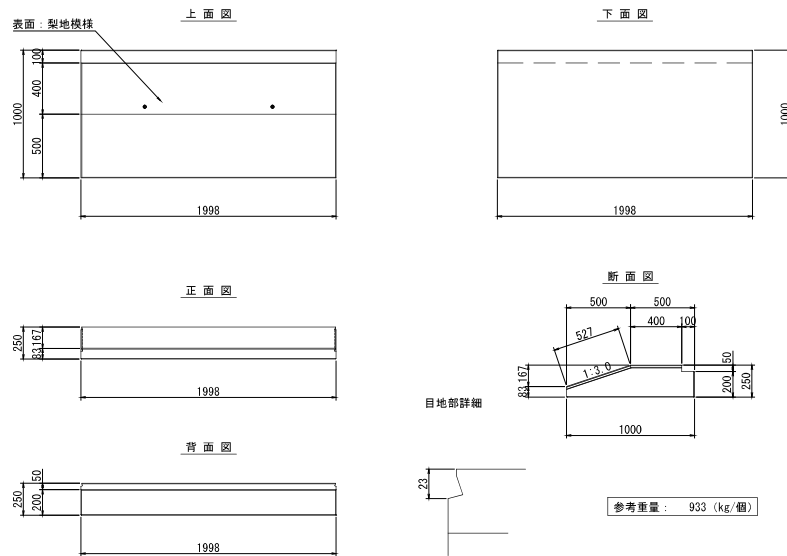


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	横断図 (1 7)		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	51 の 26
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

法肩ブロック構造図 S=1:20

堤防用法肩ブロック（鬼怒川タイプ）製品図 S=1:20

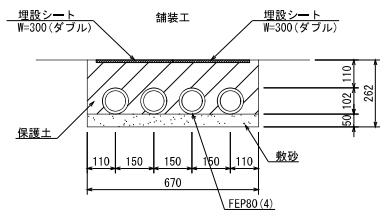


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	法肩ブロック構造図		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮尺	S=1:20	図面番号	51 の 27
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

埋設管路図 S=1:20

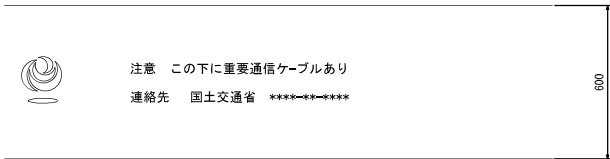
FEP80 (4)



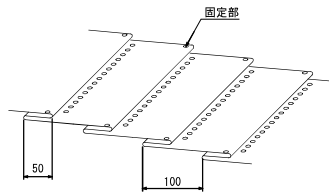
掘削数量表 (掘削1m当り)

項 目	規 格	単 位	数 量
掘 削		m ³	0.176
保護土		m ³	0.109
残土処理		m ³	0.176
敷砂		m ³	0.034
埋設シート	W300 2倍折	m	2

埋設表示シート Non-scale



折込構造図



備 考

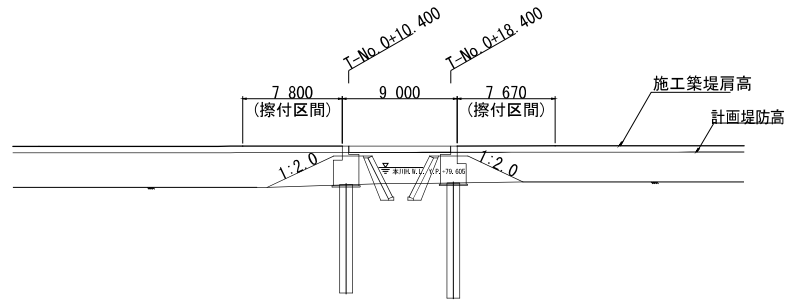
1. 折込倍率は2倍とする。
2. 色は地色を赤とし、文字色を黒とする。
3. シートの幅は600mmを標準寸法とする。
4. 1巻の長さは50mを標準寸法とする。
5. 文字はフィルムに裏面印刷とする。
6. 表示寸法は標準寸法とする。
7. 表示文字は実際の字体とは多少異なります。
8. 表示紋章は実際の形状とは多少異なります。
9. 水抜き穴の径は約φ20mmとする。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

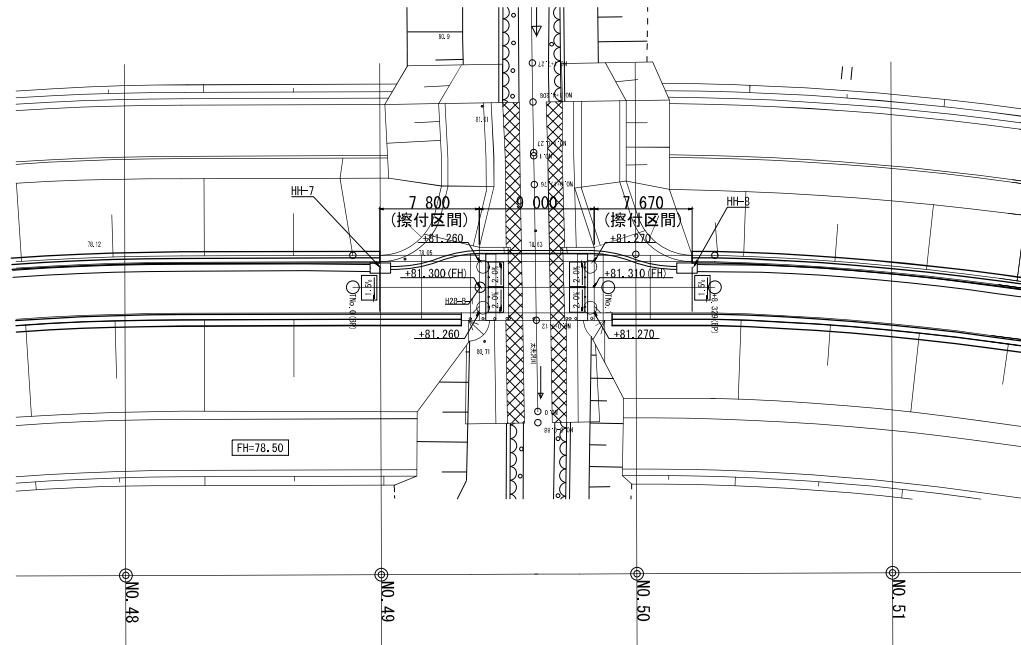
工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	埋設管路図		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:20	図面番号	51 の 28
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

橋梁取り付け部一般図（１）
（太夫沢川橋）

縦断図 S=1:200



平面図 S=1:200

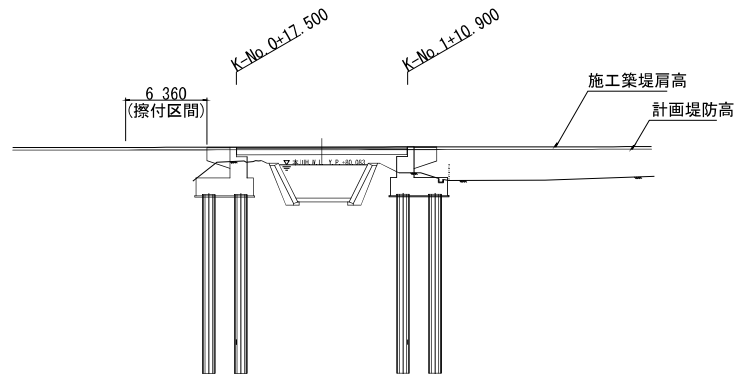


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

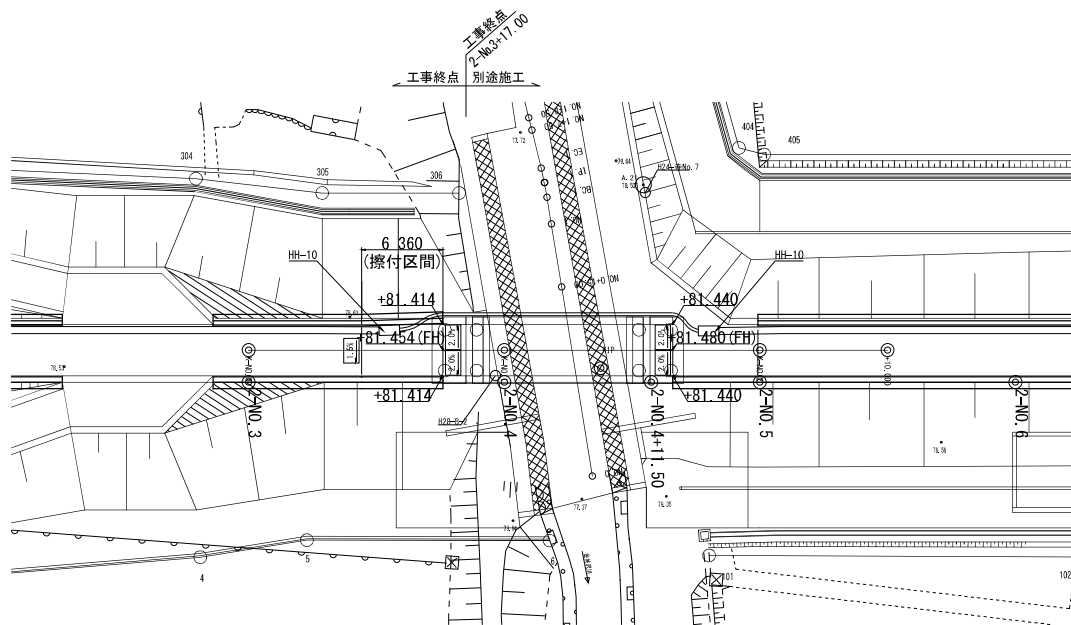
工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	橋梁取り付け部一般図（１）		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:200	図面番号	51 の 29
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

橋梁取り付け部一般図（２） （金井沢川橋）

縦断図 S=1:200



平面図 S=1:200

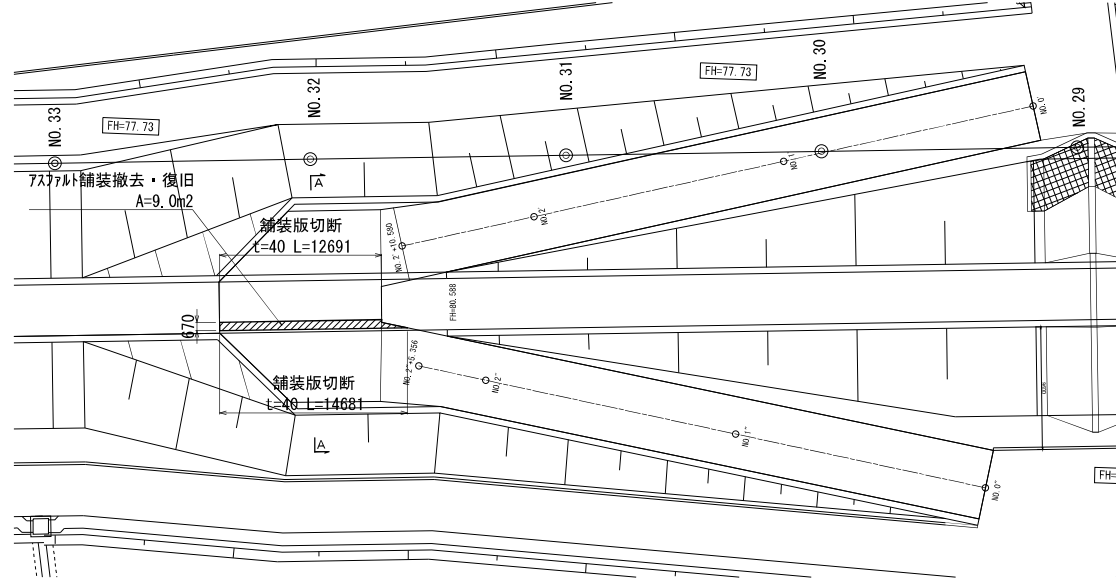


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	橋梁取り付け部一般図（２）		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮尺	S=1:200	図面番号	51 の 30
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

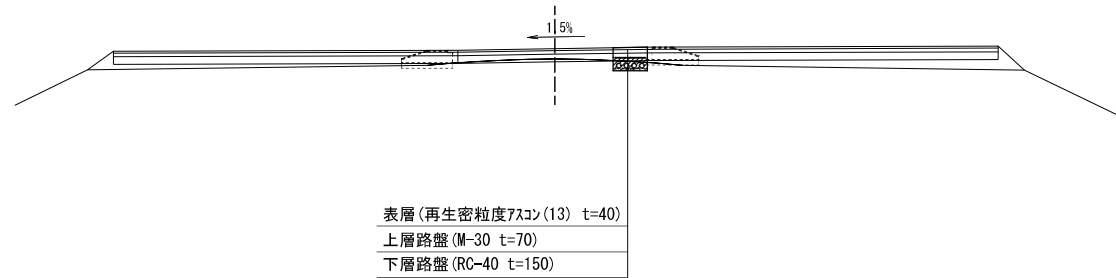
市道撤去復旧詳細図

平面図 S=1:200



横断面図 S=1:50

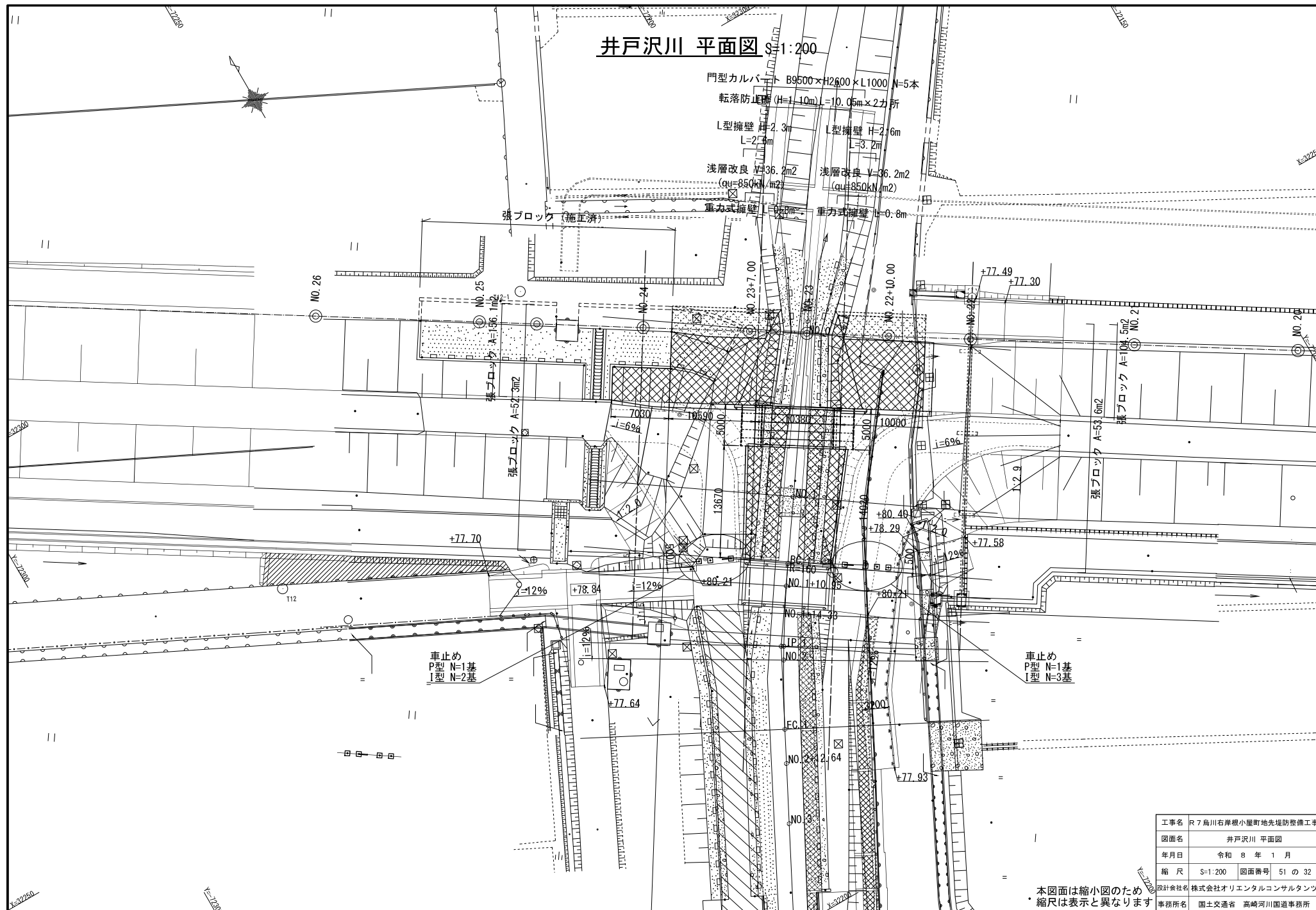
(A-A断面)



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	市道撤去復旧詳細図		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮尺	図示	図面番号	51 の 31
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

井戸沢川 平面図 S=1:200

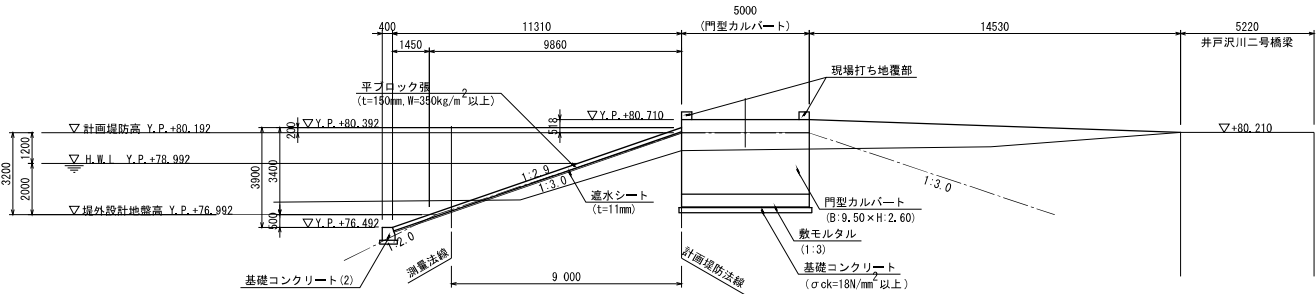


工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	井戸沢川 平面図		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:200	図面番号	51 の 32
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高峰河川国道事務所		

標準横断面図 S=1:100

鳥 川

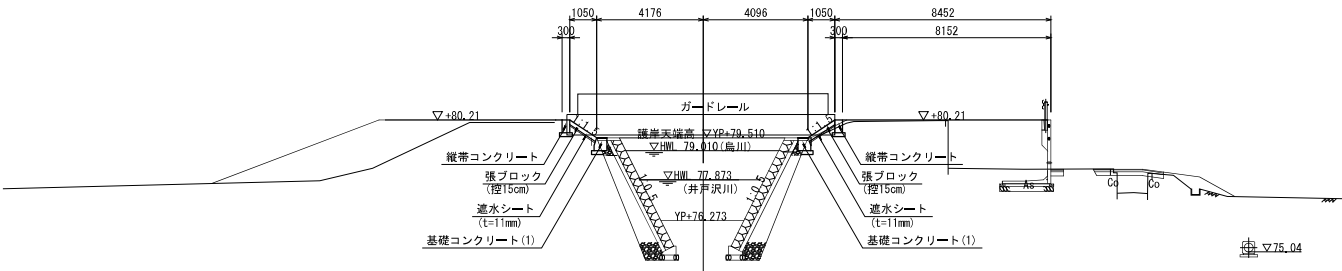
NO.22+15.53



YP=70.00

井 戸 沢

BC.1
GH=76.09
FH=

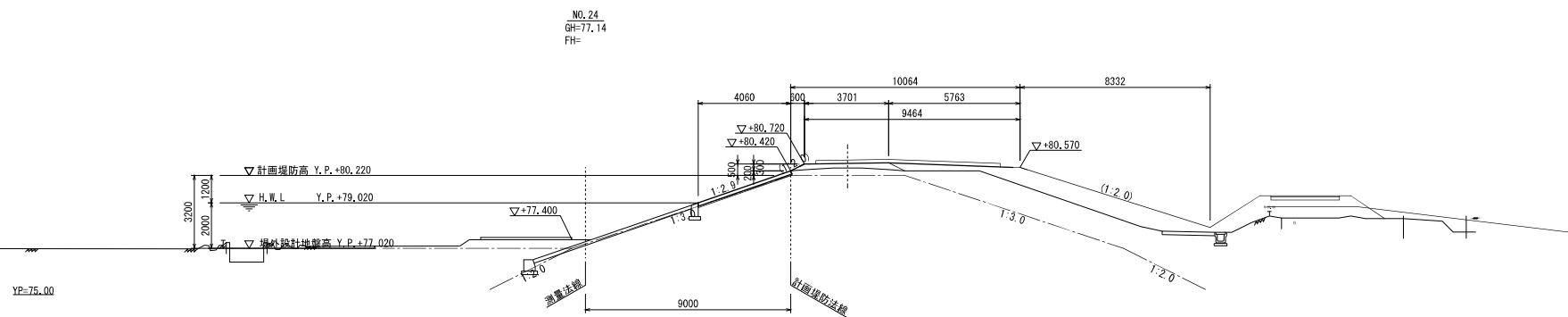
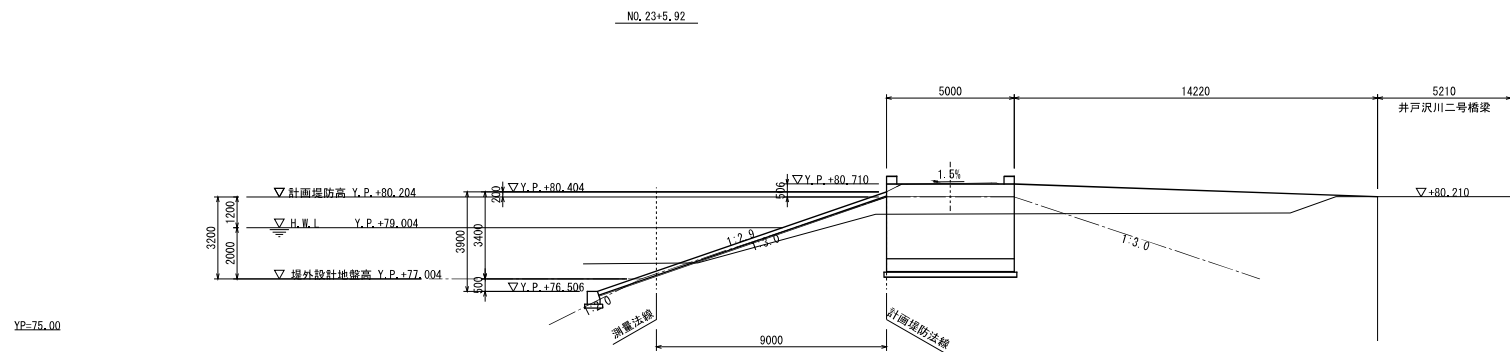
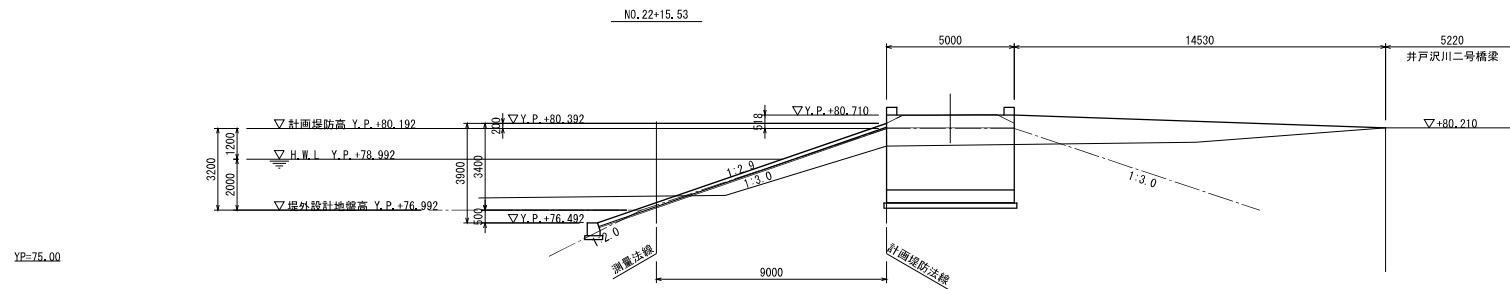


YP=70.00

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7鳥川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	標準横断面図		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	51 の 33
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

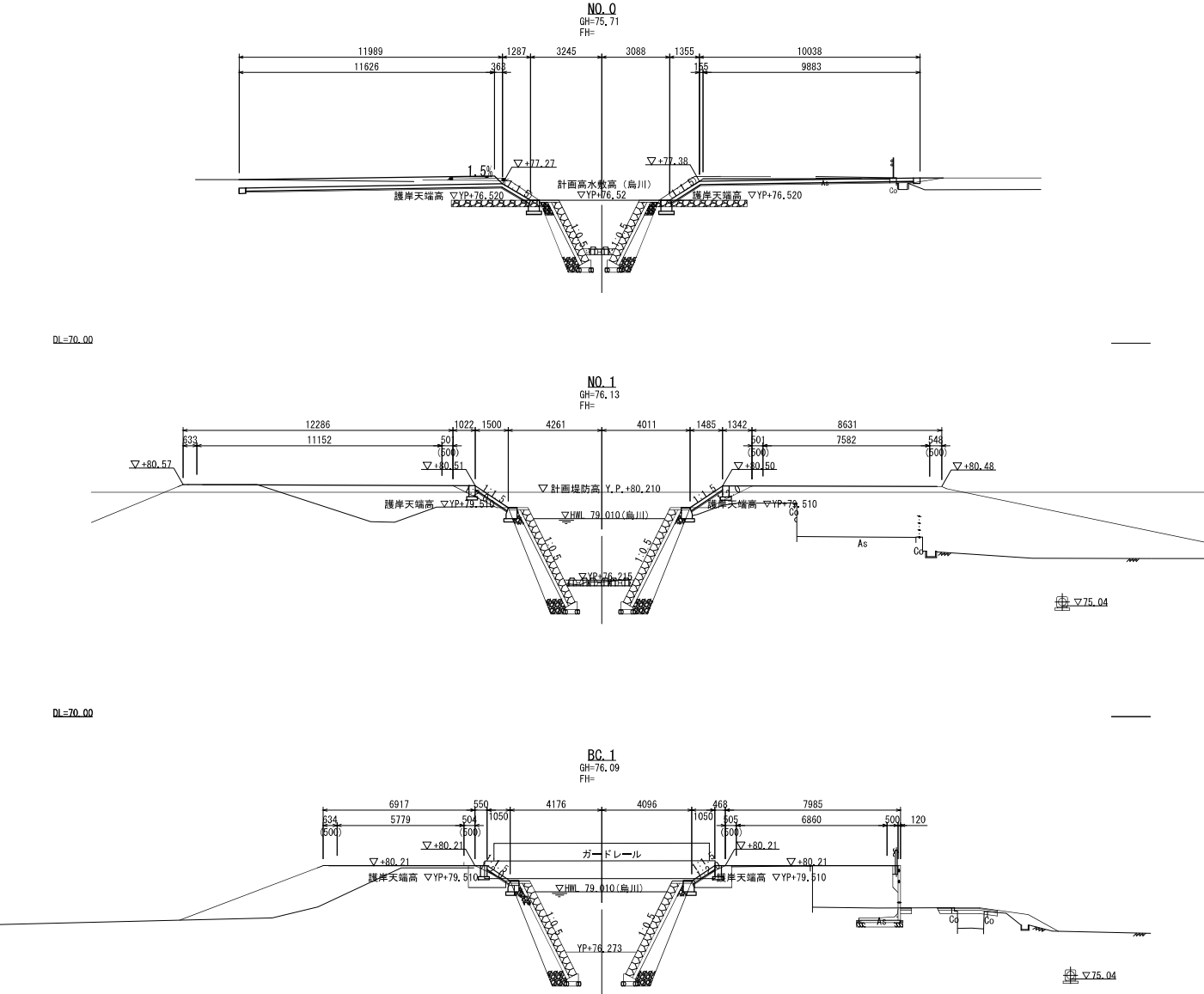
烏川 横断面図 S=1:100



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	烏川 横断面図		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	51 の 34
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

井戸沢川 横断面 S=1:100



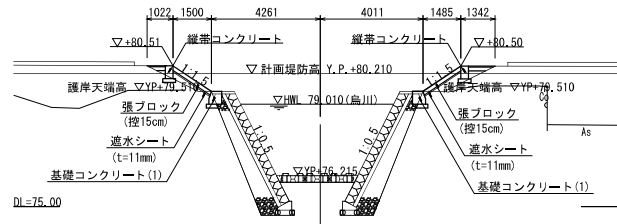
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	井戸沢川 横断面		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	51 の 35
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

井戸沢川 護岸工詳細図 (1)
標準断面図 S=1:100

井戸沢川側

NO. 1
GH=76.13
 FH=

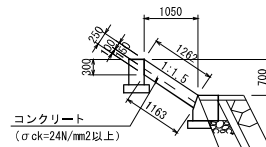


端止工詳細図 S=1:50

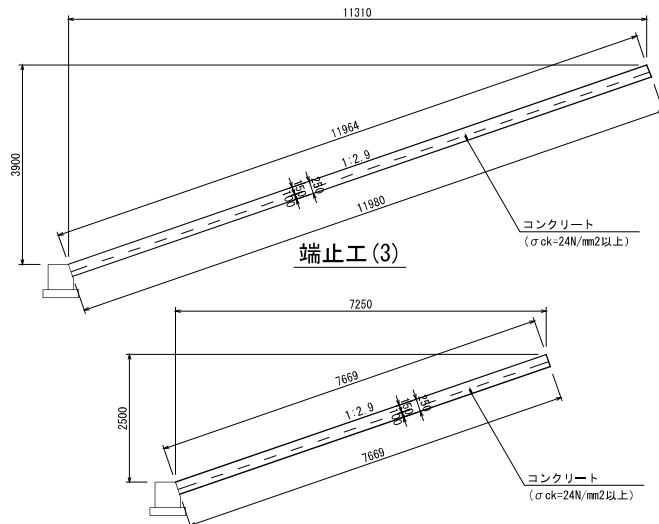
(B=300mm)

端止工(1)

(N=2箇所)

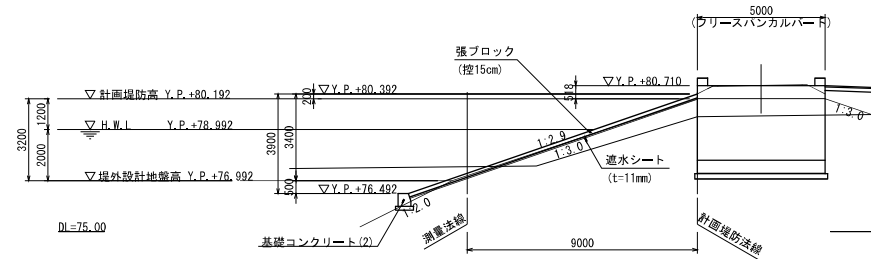


端止工(2)

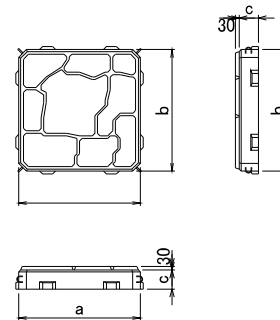


烏川側

N0. 22+15. 53



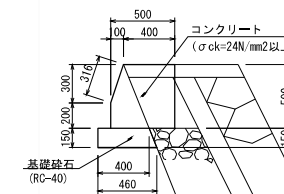
平ブロック張 姿図 S=1:20



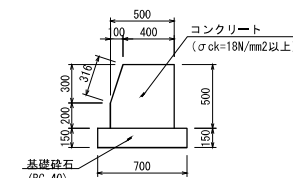
呼び名	a (mm)	b (mm)	c (mm)	参考重量 (kg)	下限規格重量 (kg)
360型 A形	950	950	150	339	331

各種詳細図 S=1:20

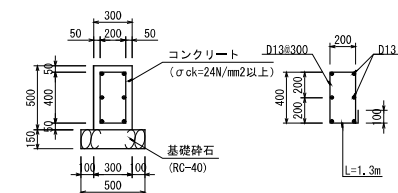
基礎コンクリート(1)



基礎コンクリート(2)



縦帯コンクリート

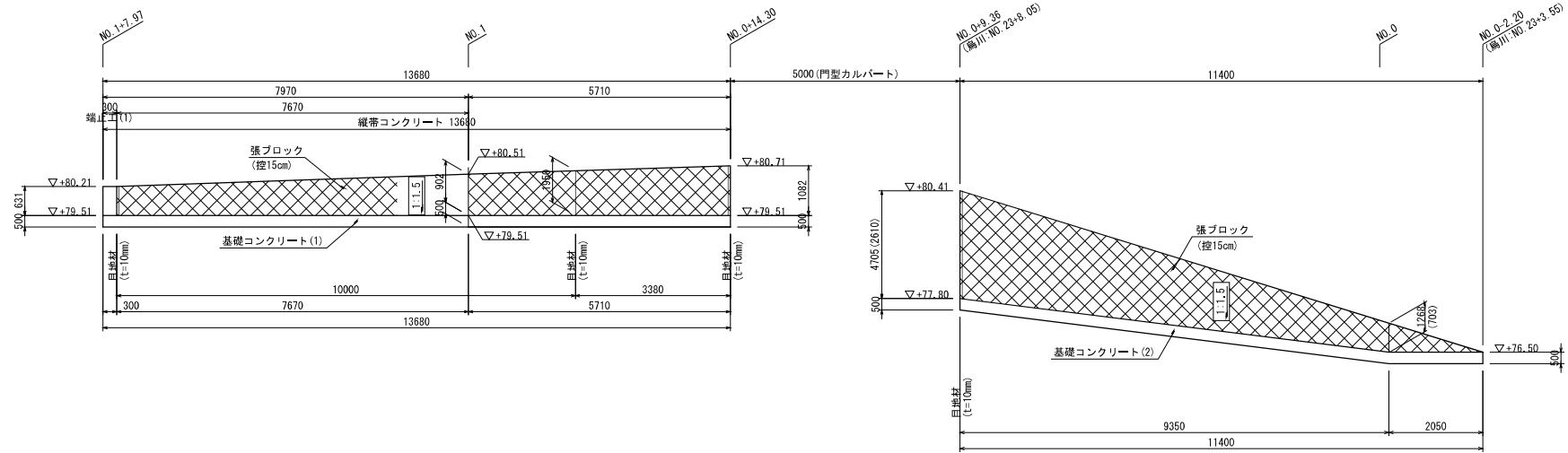


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

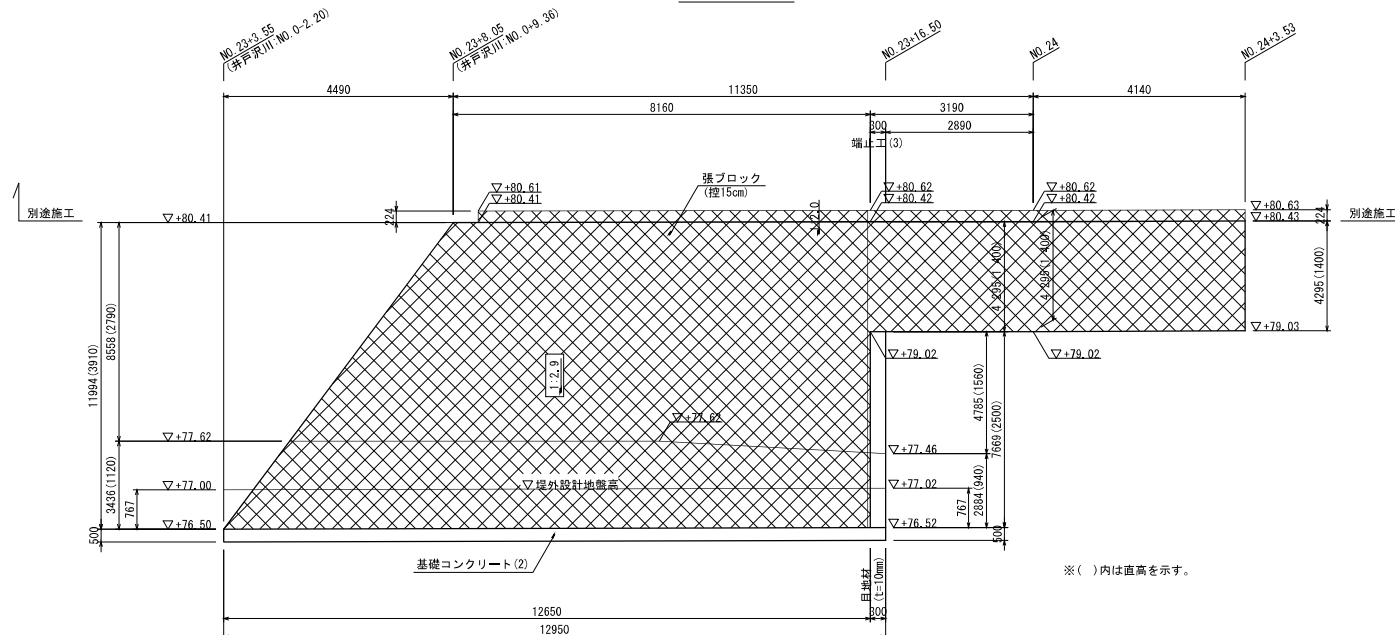
工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	井戸沢川 護岸工詳細図(1)		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	図 示	図面番号	51 の 36
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

井戸沢川 護岸工詳細図 (2) V=1:100
H=1: 50

護岸工展開図
井戸沢川左岸側



鳥川上流側



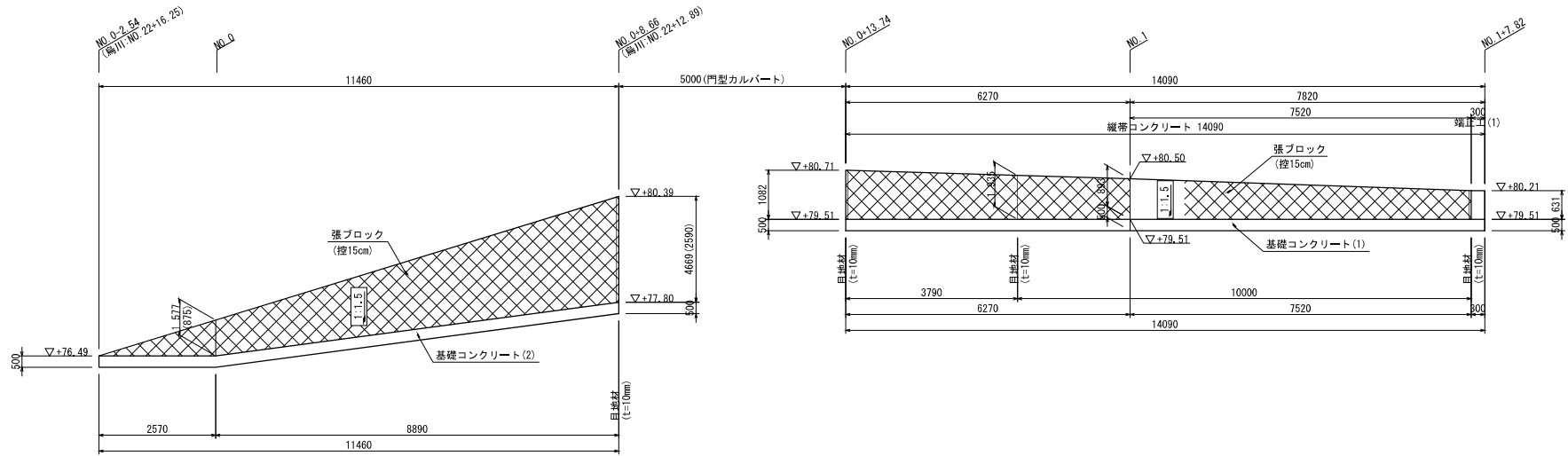
※ () 内は直高を示す。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

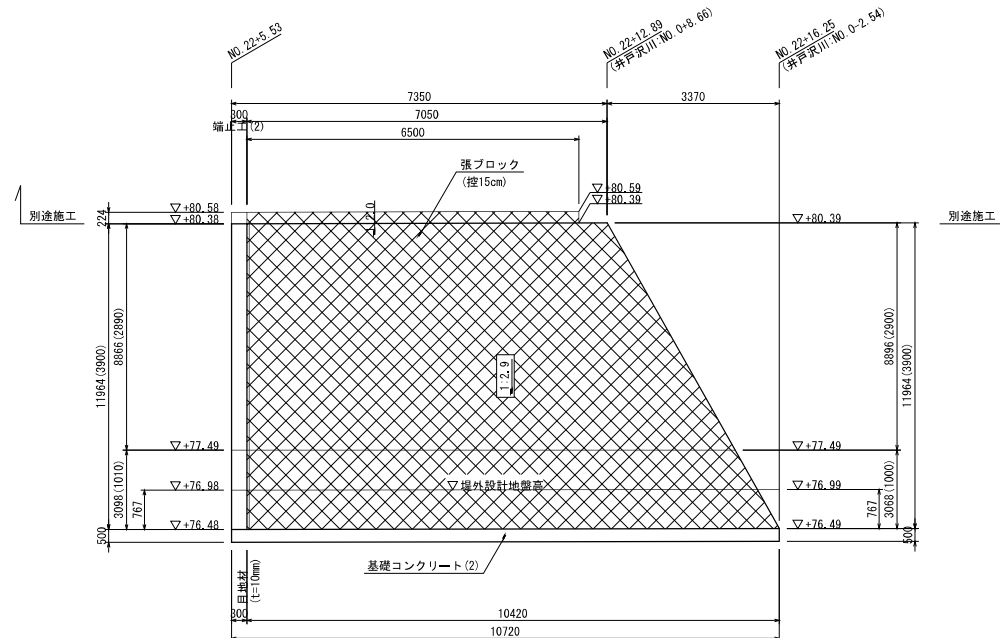
工事名	R7 鳥川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	井戸沢川 護岸工詳細図 (2)		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	V=1:100 H=1: 50	図面番号	51 の 37
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

井戸沢川 護岸工詳細図 (3) V=1:100
H=1: 50
護岸工展開図

井戸沢川右岸側



烏川下流側



※ () 内は直高を示す。

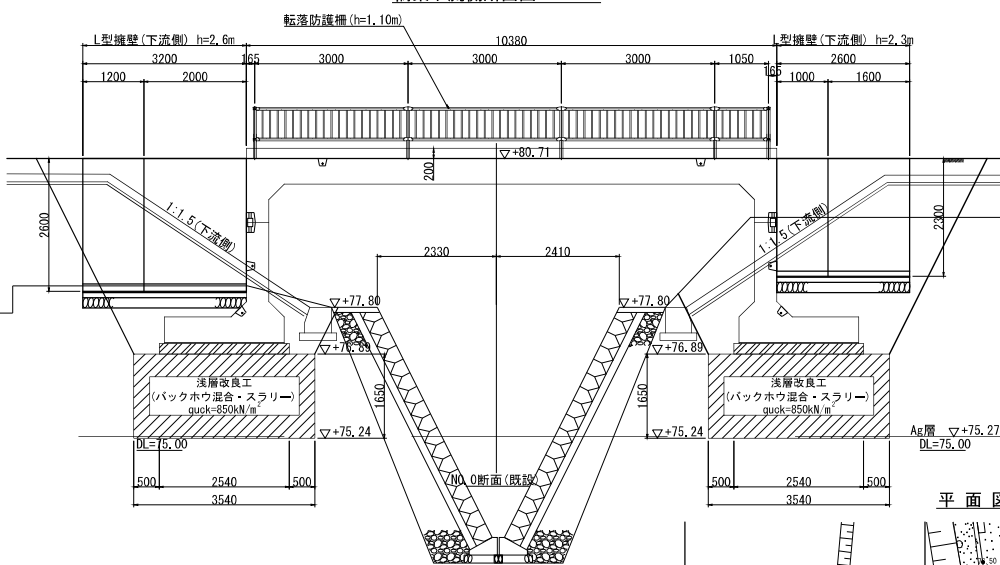
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	井戸沢川 護岸工詳細図 (3)		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	V=1:100 H=1: 50	図面番号	51 の 38
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

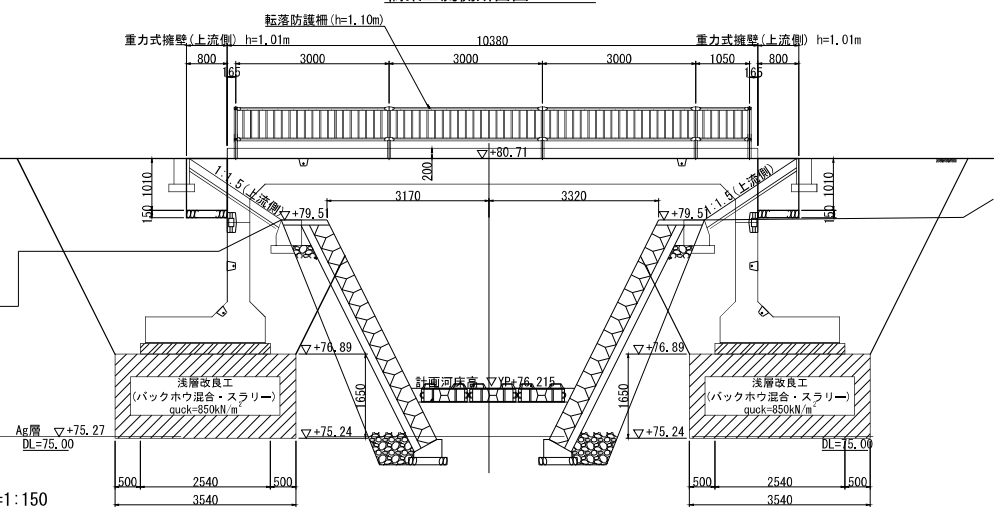
井戸沢川 門型カルバート工構造図 (1)

(B) 9500 × (H) 2600 × (L) 1000

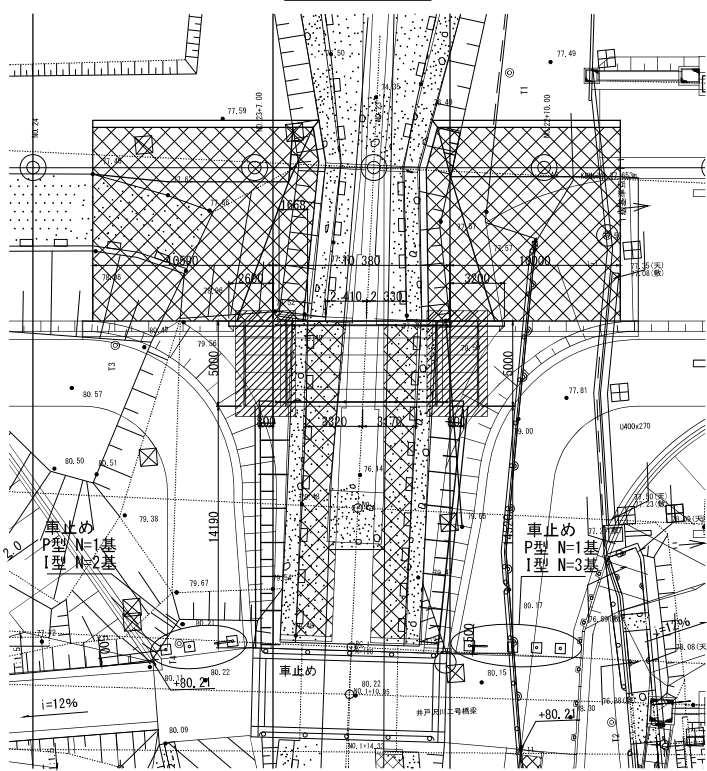
橋梁下流側断面図 S=1:50



橋梁上流側断面図 S=1:50



平面図 S=1:150

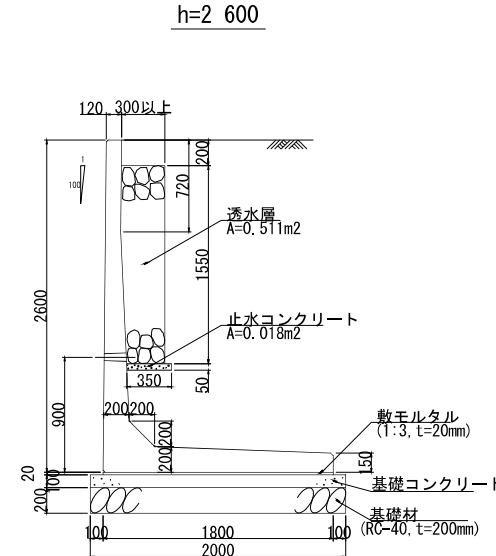
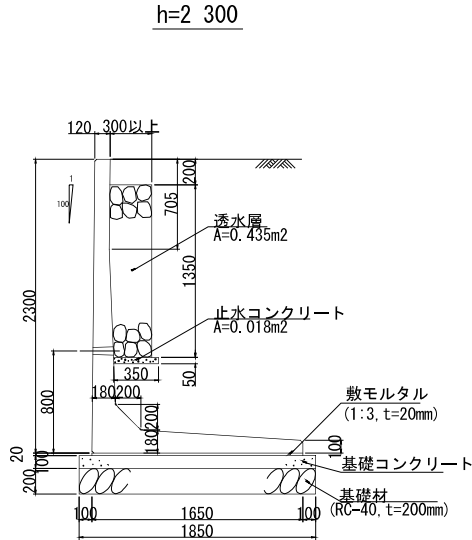


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

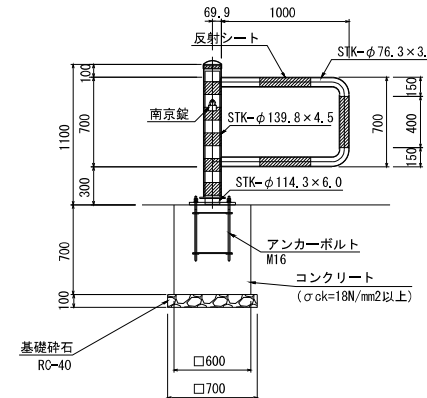
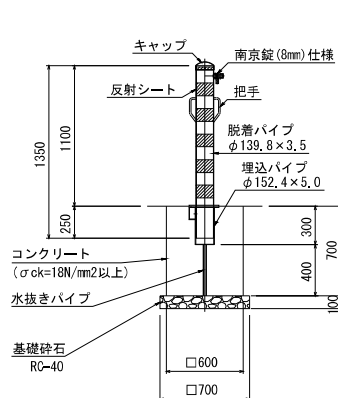
工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	井戸沢川 門型カルバート工構造図 (1)		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	図 示	図面番号	51 の 39
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

L型擁壁詳細図

井戸沢川 門型カルバート工構造図 (2) S=1:20



車止め構造図



材料表 (10m当り)

名 称	規 格	算 式	数 量
L形擁壁システムA1	H=2,300	10÷2	5.0 本
透 水 層		0.435×10	4.350 m²
止水コンクリート	σck=18N/mm²以上	0.018×10	0.180 m²
敷モルタル	1:3	0.02×1.65×10	0.330 m²
基礎コンクリート	σck=24N/mm²以上	0.1×1.85×10	1.850 m²
基礎コン型枠		0.1×10×2	2.00 m
基 礎 材	RC-40, t=0, 20mm	1.85×10	18.50 m

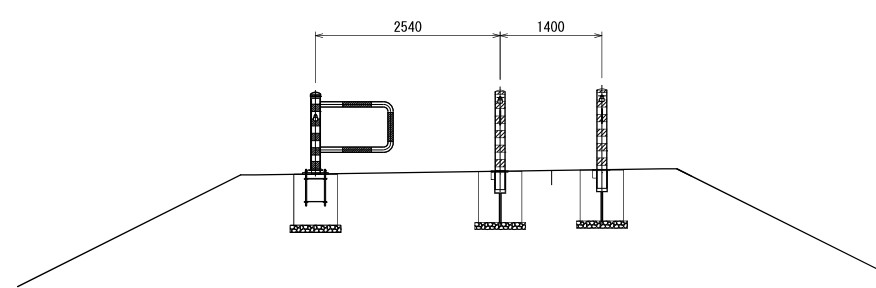
参考質量 2,730 kg
製品有効長 2,000 m

材料表 (10m当り)

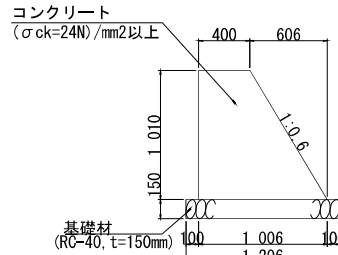
名 称	規 格	算 式	数 量
L形擁壁システムA1	H=2,600	10÷2	5.0 本
透 水 層		0.511×10	5.110 m²
止水コンクリート	σck=18N/mm²以上	0.018×10	0.180 m²
敷モルタル	1:3	0.02×1.8×10	0.360 m²
基礎コンクリート	σck=24N/mm²以上	0.1×2.0×10	2.000 m²
基礎コン型枠		0.1×10×2	2.00 m
基 礎 材	RC-40, t=0, 20mm	2.0×10	20.00 m

参考質量 3,400 kg
製品有効長 2,000 m

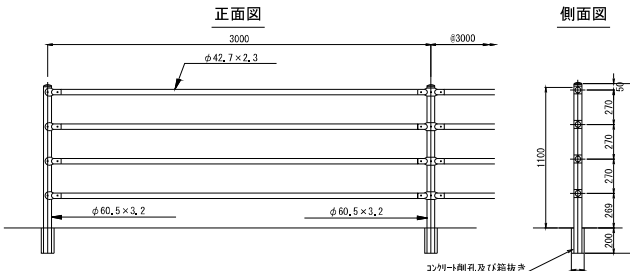
車止め標準配置図 S=1:30



重力式擁壁詳細図



転落防止柵詳細図



側面図

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

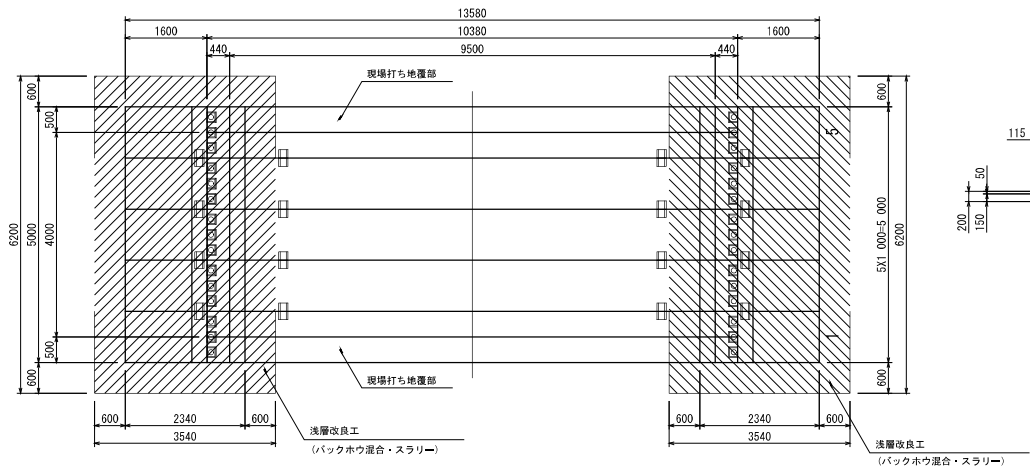
工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	井戸沢川 門型カルバート工構造図 (2)		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:20	図面番号	51 の 40
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

井戸沢川 門型カルバート工割付図 S=1:50

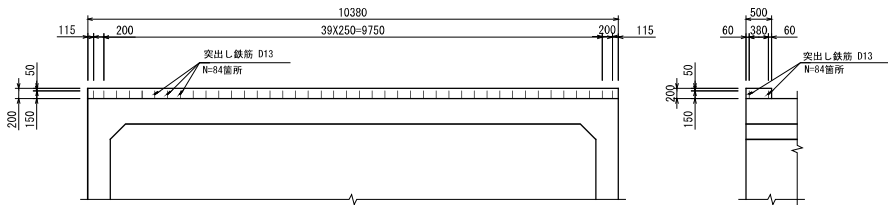
門型カルバート製品数量表

製品番号	製品規格	製品長 (mm)	数量	備 考
BOX-9500 × 2600				
	標準品	1000	3本	
	端部品	1000	2本	
合計			5本	

平 面 図

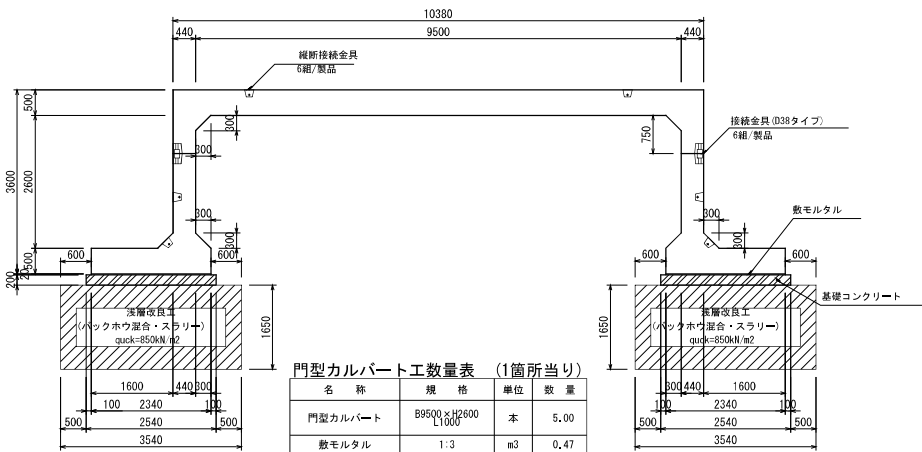


突出し鉄筋位置図



標準断面図

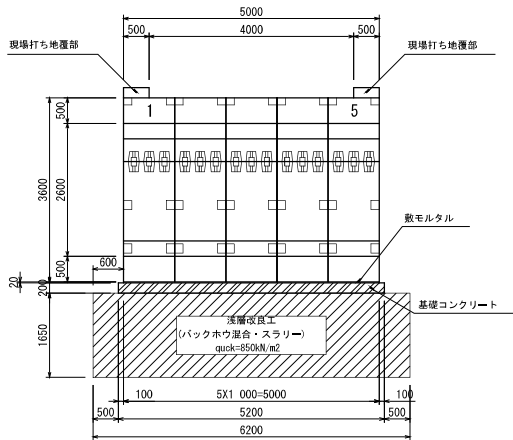
(B) 9500 × (H) 2600 × (L) 1000
製品重量: 1組 = 25,220kg
頂 版 = 14,850kg
側 版 = 5,185kg × 2



門型カルバート工数量表 (1箇所当り)

名 称	規 格	単 位	数 量
門型カルバート	B9500 × H2600 × L1000	本	5.00
敷モルタル	1:3	m ³	0.47
基礎コンクリート	σ ck=18N/mm ² 以上	m ³	5.28
基礎コン型枠		m ²	6.19

側 面 図

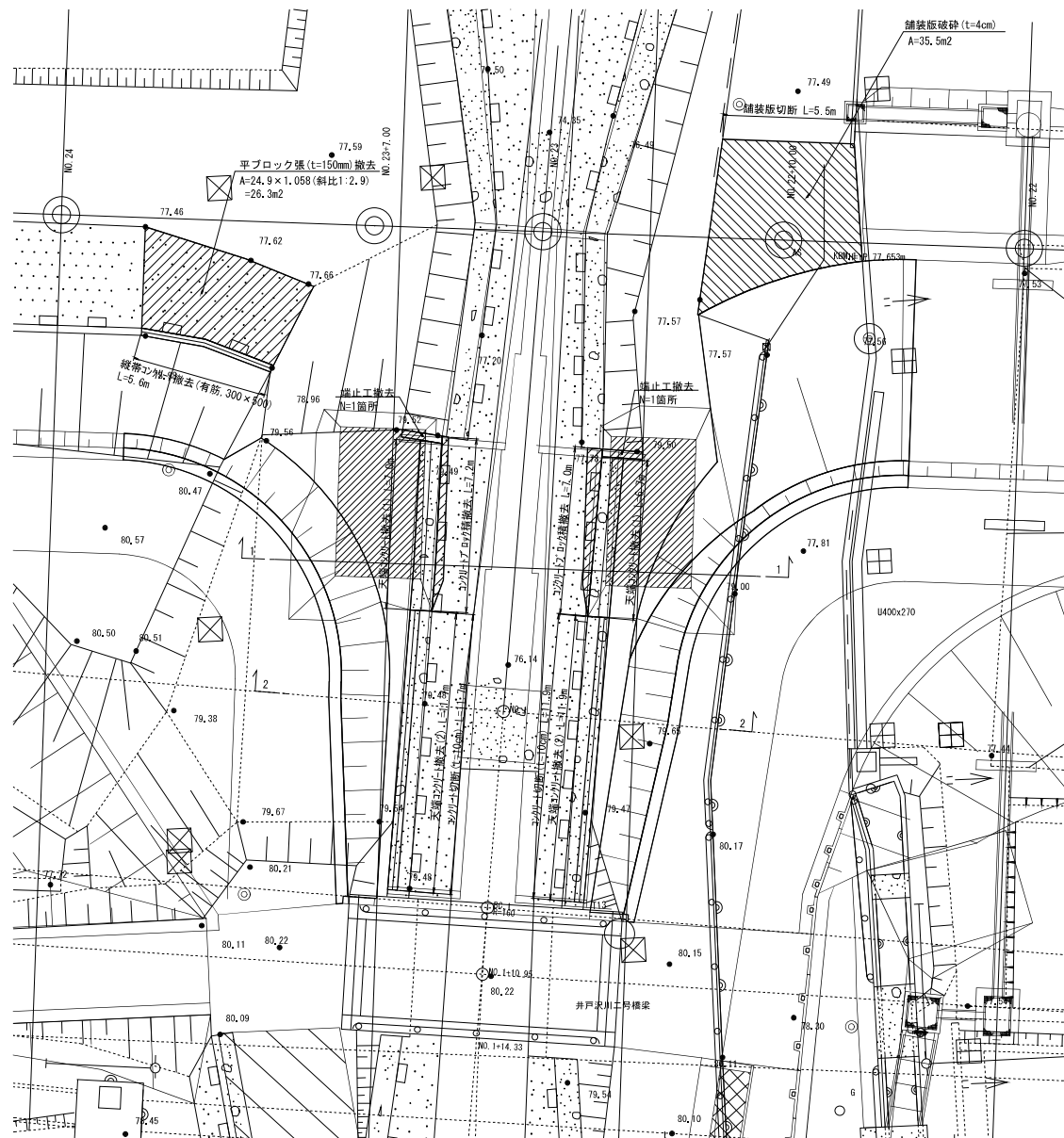


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

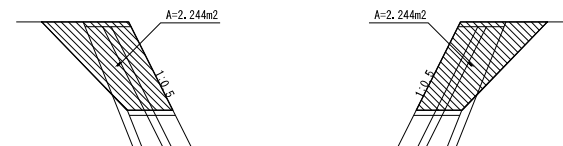
工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	井戸沢川 門型カルバート工割付図		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:50	図面番号	51 の 41
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

井戸沢川 取壊し撤去復旧工図（１）

平面図 S=1:100

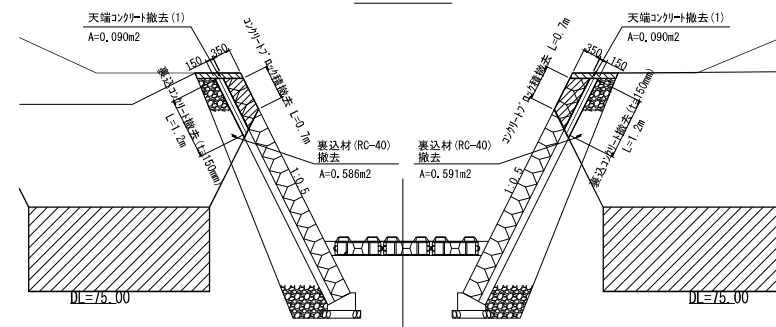


端止工撤去詳細図 S=1:50
(B=300mm)

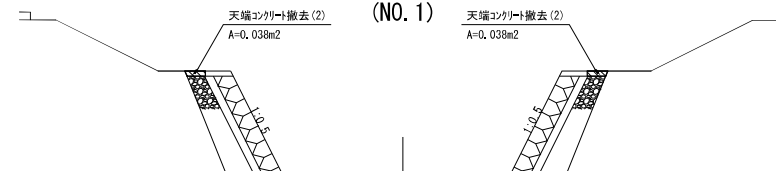


コンクリートブロック積部撤去断面図 S=1:50

1 - 1



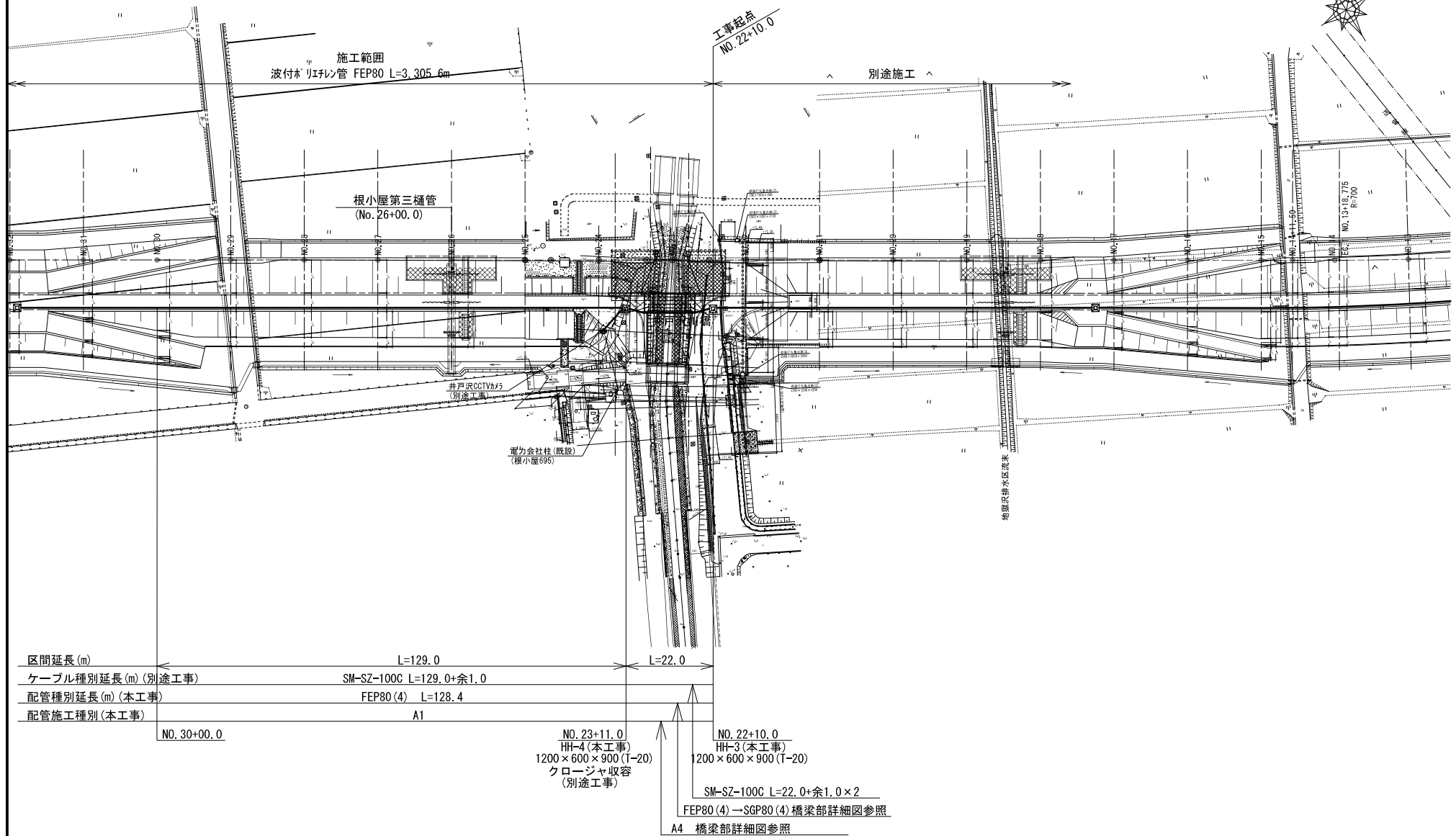
2 - 2
(NO. 1)



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	井戸沢川 取壊し撤去復旧工図（１）		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮尺	図示	図面番号	51 の 42
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

光ケーブル敷設平面図（１）S=1:200



凡例

- A1 : 管理道路 路肩部 埋設
- A2 : 既設管理道路 路肩部 埋設
- A3 : 土工部 埋設
- A4 : 橋梁部 添架

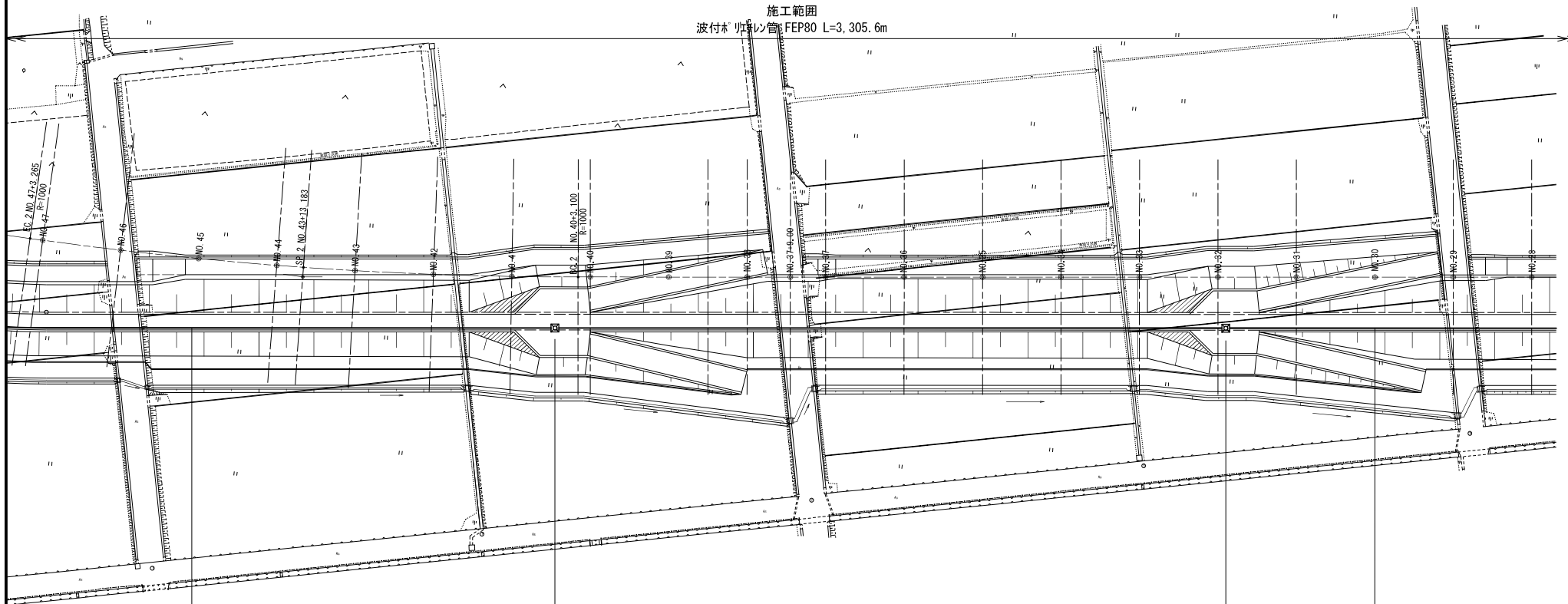
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	光ケーブル敷設平面図（１）		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:200	図面番号	51 の 44
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

光ケーブル敷設平面図（2）S=1:200



施工範囲
波付ホリシリン管 FEP80 L=3,305.6m



区間延長(m)	L=96.0		L=171.0	L=38.0
ケーブル種別延長(m) (別途工事)	SM-SZ-100C L=96.0+余1.0		SM-SZ-100C L=171.0+余1.0×2	SM-SZ-100C L=38.0+余1.0
配管種別延長(m) (本工事)	FEP80 (4) L=95.4		FEP80 (4) L=169.8	FEP80 (4) L=37.4
配管施工種別 (本工事)	A1		A1	A1
	NO. 45+00.0		NO. 40+9.0 HH-6 (本工事) 1200×600×900 (T-20)	NO. 31+18.0 HH-5 (本工事) 1200×600×900 (T-20)
				NO. 30+00.0

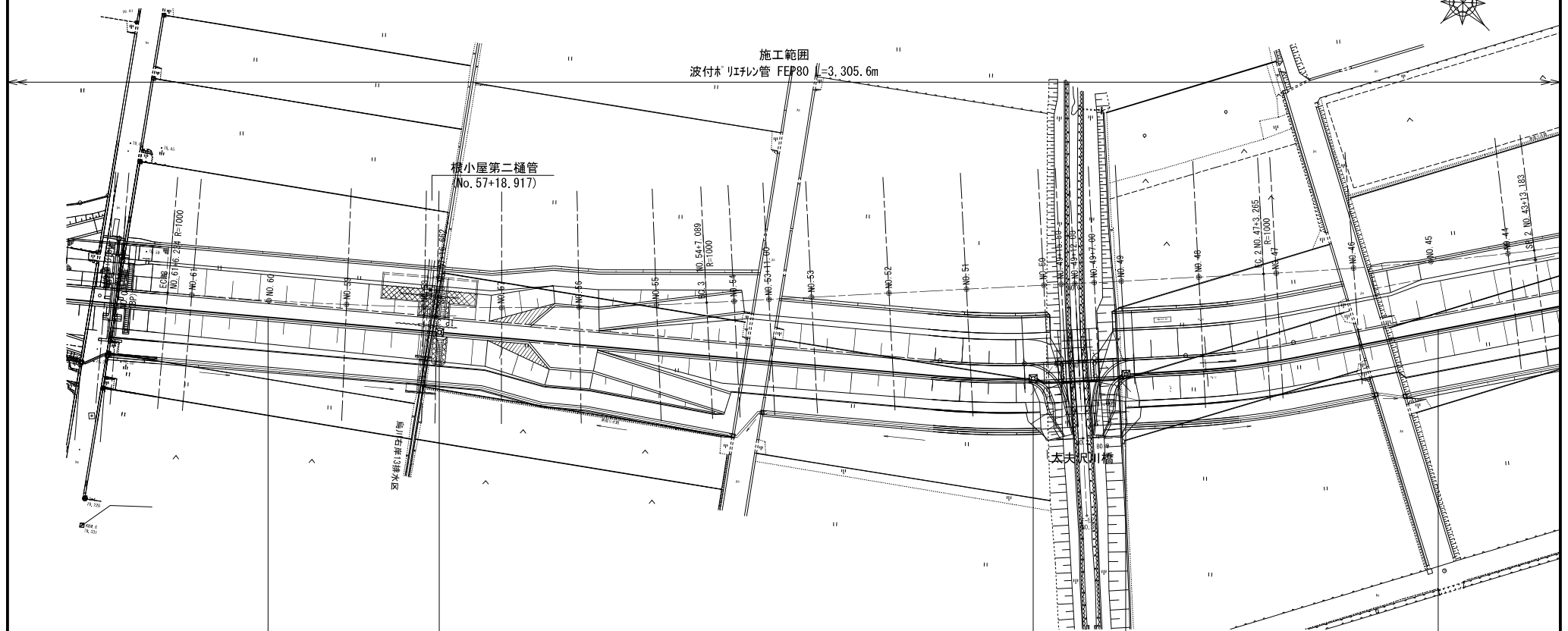
凡例

- A1 : 管理道路 路肩部 埋設
- A2 : 既設管理道路 路肩部 埋設
- A3 : 土工部 埋設
- A4 : 橋梁部 添架

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	光ケーブル敷設平面図（2）		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮尺	S=1:200	図面番号	51 の 45
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

光ケーブル敷設平面図（3）S=1:200



区間延長(m)	L=45.0	L=151.0	L=24.0	L=80.0
ケーブル種別延長(m) (別途工事)	SM-SZ-100C L=45.0+余1.0	SM-SZ-100C L=151.0+余1.0×2		SM-SZ-100C L=80.0+余1.0
配管種別延長(m) (本工事)	FEP80(4) L=44.4	FEP80(4) L=149.8		FEP80(4) L=79.4
配管施工種別(本工事)	A1	A1		A1
	NO. 60+00.0	NO. 57+15.0 HH-9(本工事) 1200×600×900(T-20)	NO. 50+4.0 HH-8(本工事) 1200×600×900(T-20)	NO. 49+00.0 HH-7(本工事) 1200×600×900(T-20)
				NO. 45+00.0

凡例)

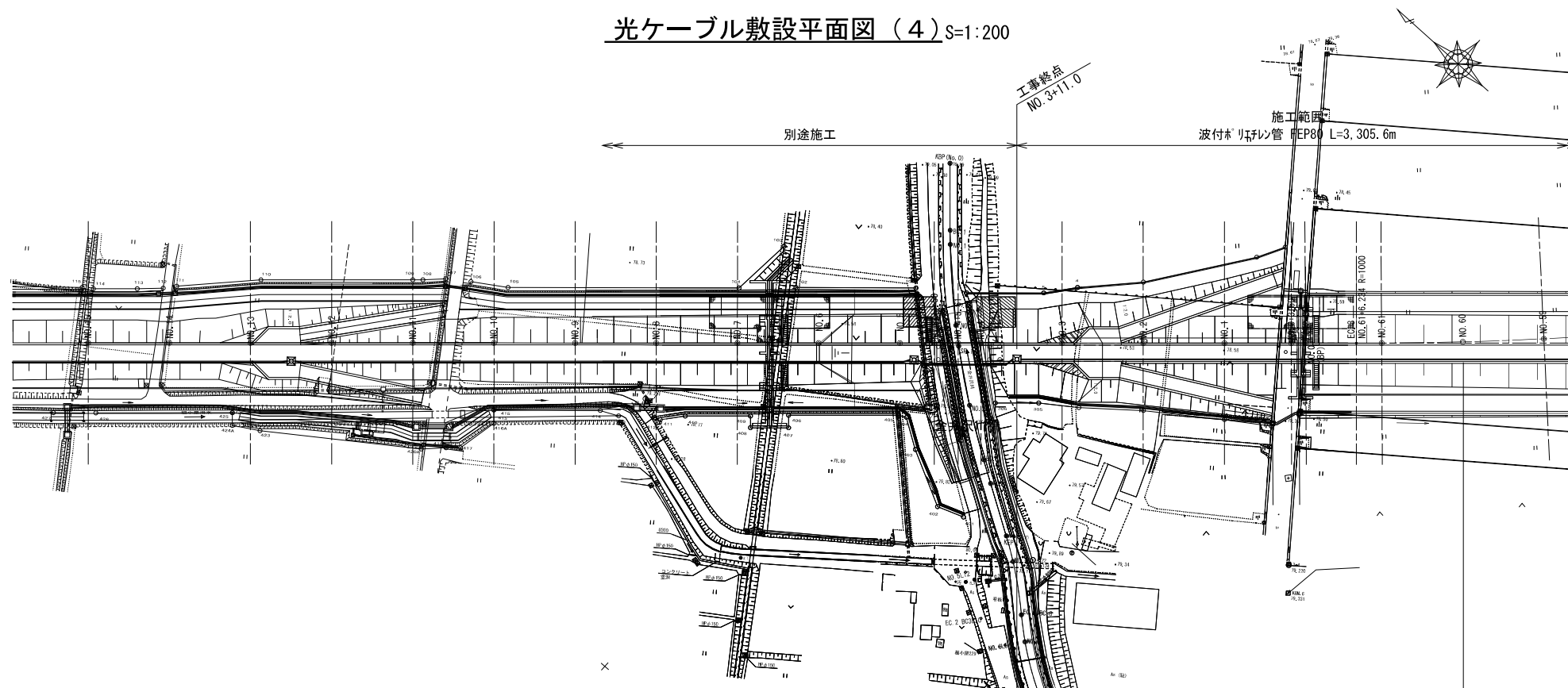
- A1 : 管理道路 路肩部 埋設
- A2 : 既設管理道路 路肩部 埋設
- A3 : 土工部 埋設
- A4 : 橋梁部 添架

SM-SZ-100C L=24.0+余1.0×2
FEP80(4)→SGP80(4) 橋梁部詳細図参照
A4 橋梁部詳細図参照

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 鳥川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	光ケーブル敷設平面図（3）		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮尺	S=1:200	図面番号	51 の 46
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

光ケーブル敷設平面図 (4) S=1:200



区間延長(m)	L=111.0	
ケーブル種別延長(m) (別途工事)	SM-SZ-100C L=111.0+余1.0	
配管種別延長(m) (本工事)	FEPS(4) L=110.4	
配管施工種別(本工事)	A1	
	NO. 3+11.0 HH-10 (本工事) 1200×600×900 (T-20)	NO. 60+00.0

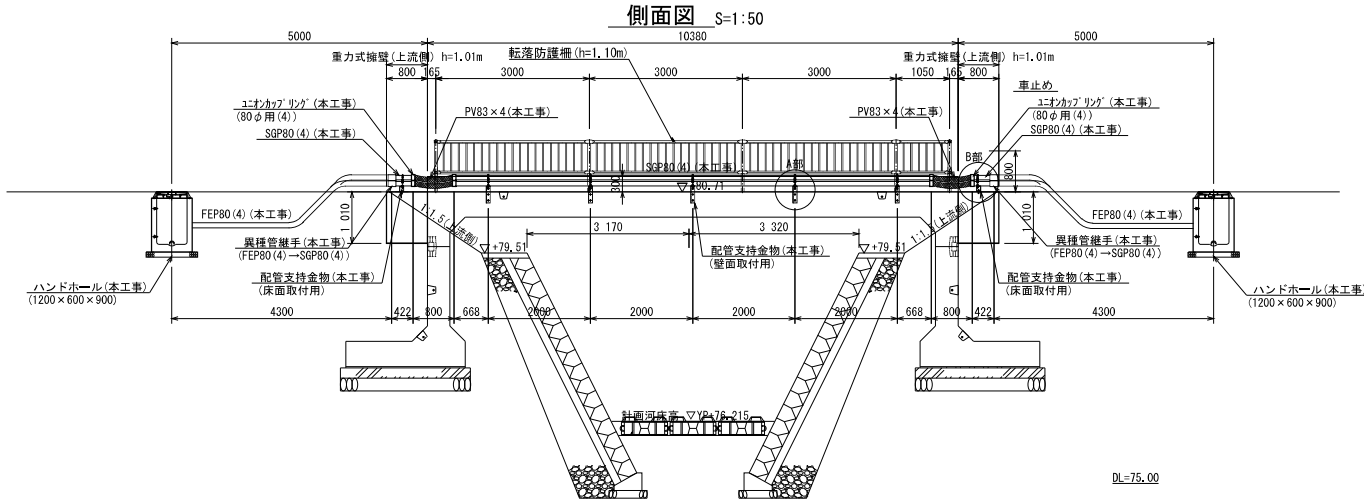
凡例)

- A1 : 管理道路 路肩部 埋設
A2 : 既設管理道路 路肩部 埋設
A3 : 土工部 埋設
A4 : 橋梁部 添架

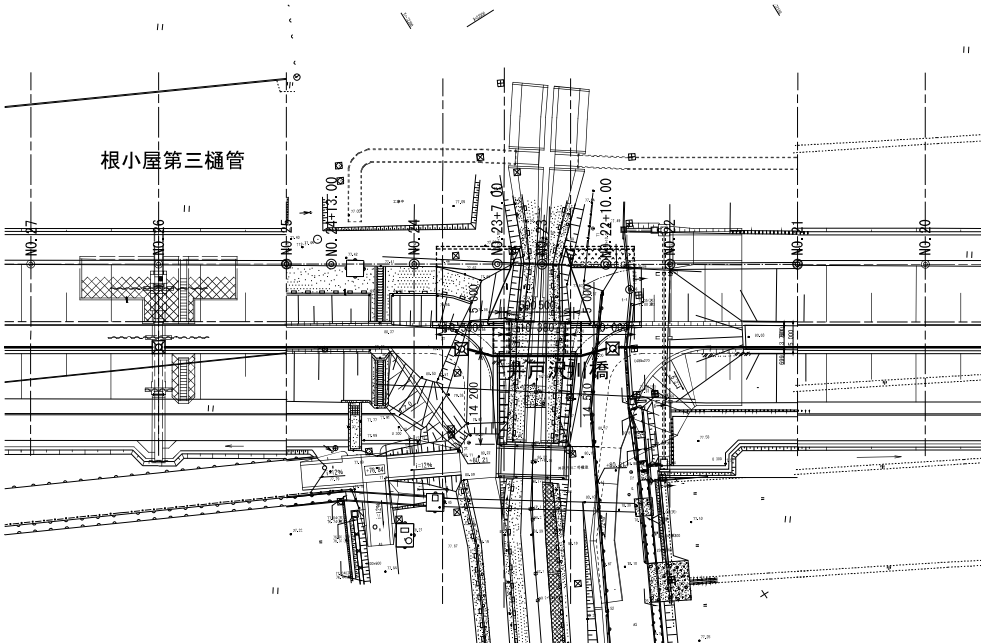
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	光ケーブル敷設平面図（４）		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:200	図面番号	51 の 47
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

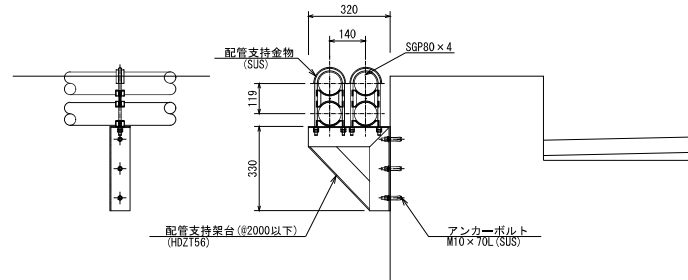
井戸沢川橋 配管敷設要領図



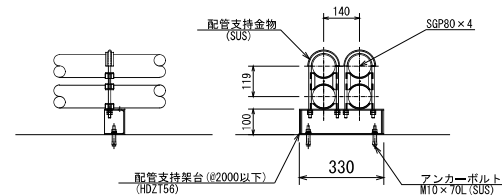
平面图 S=1:400



A部断面図 S=1:10



B部断面図 S=1:10

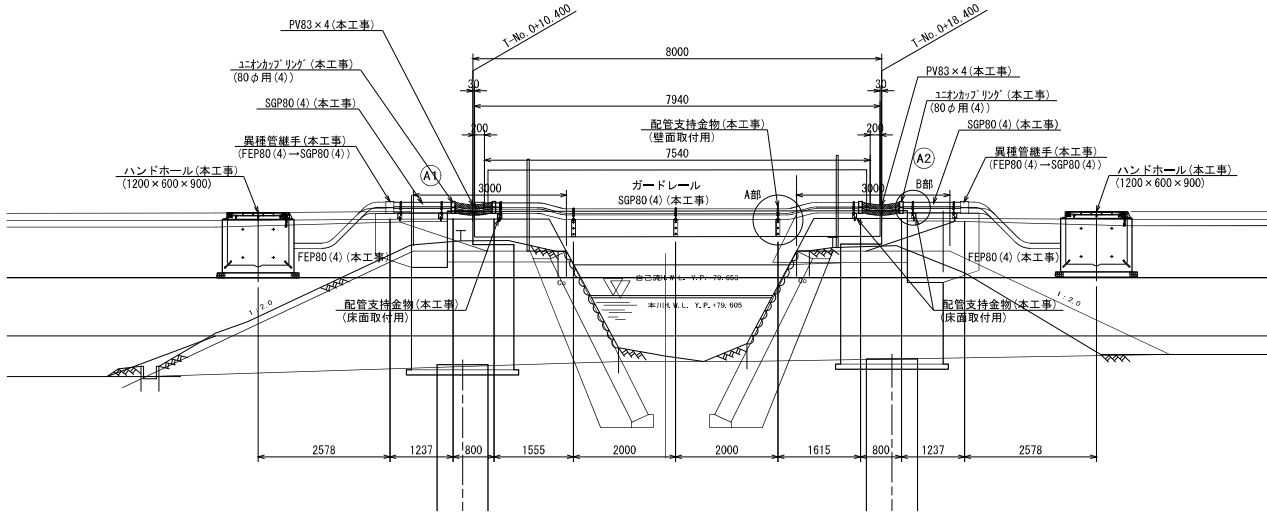


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

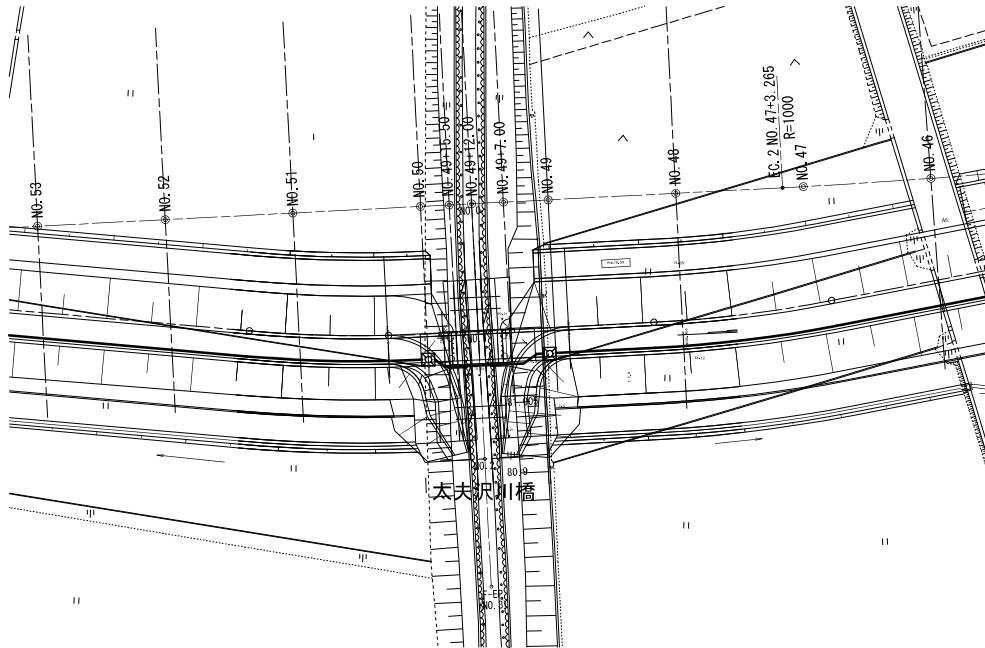
工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	井戸沢川橋 配管敷設要領図		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	図 示	図面番号	51 の 48
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

太夫沢川橋 配管敷設要領図

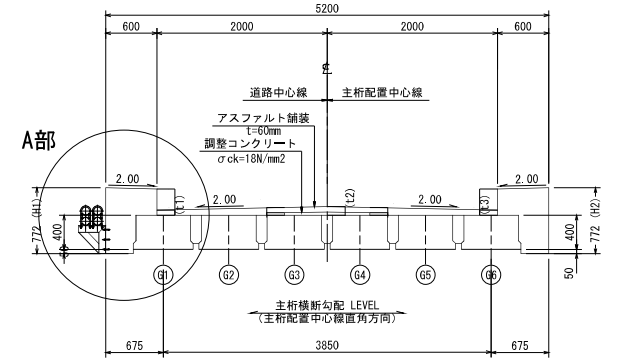
側面図 S=1:50



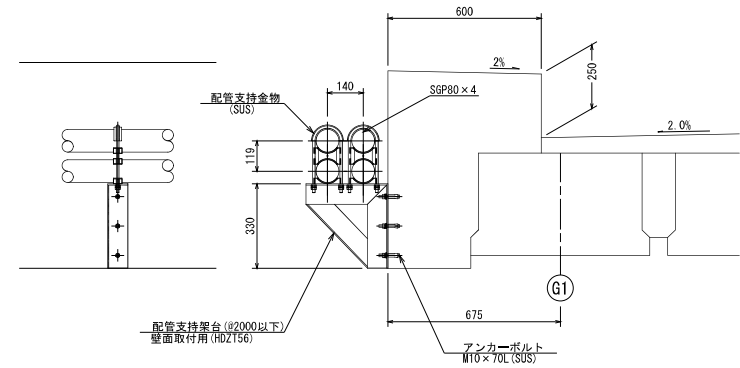
平面图 S=1:400



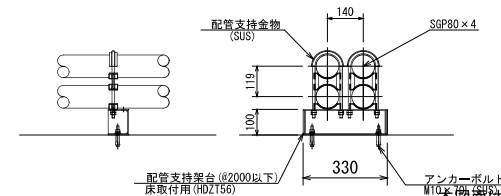
断面図 S=1:30



A部断面図 S=1:10



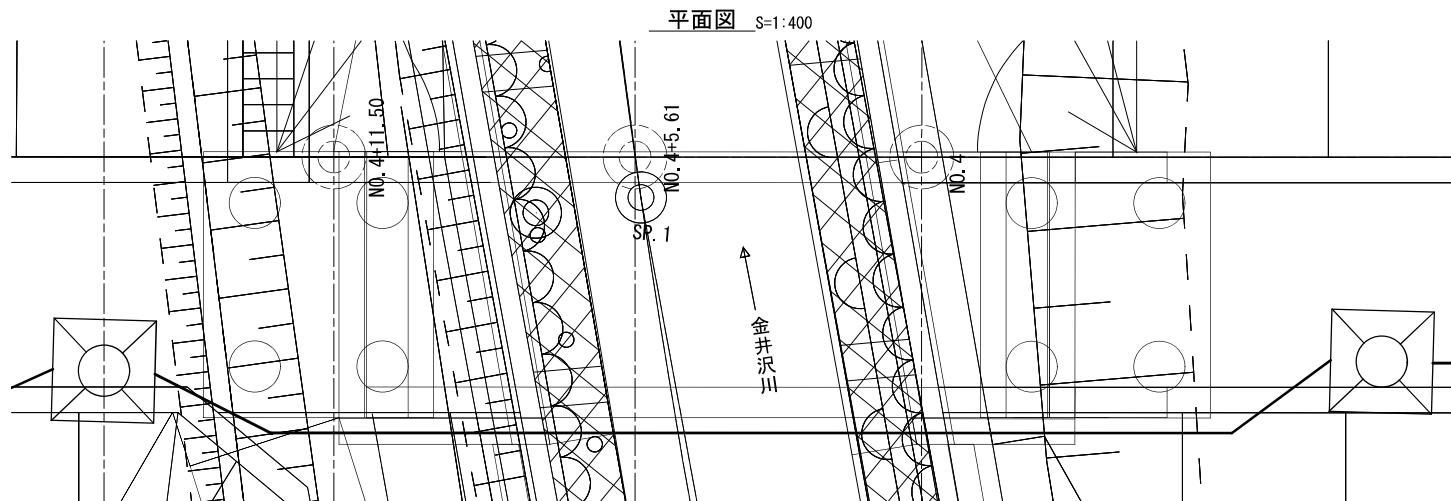
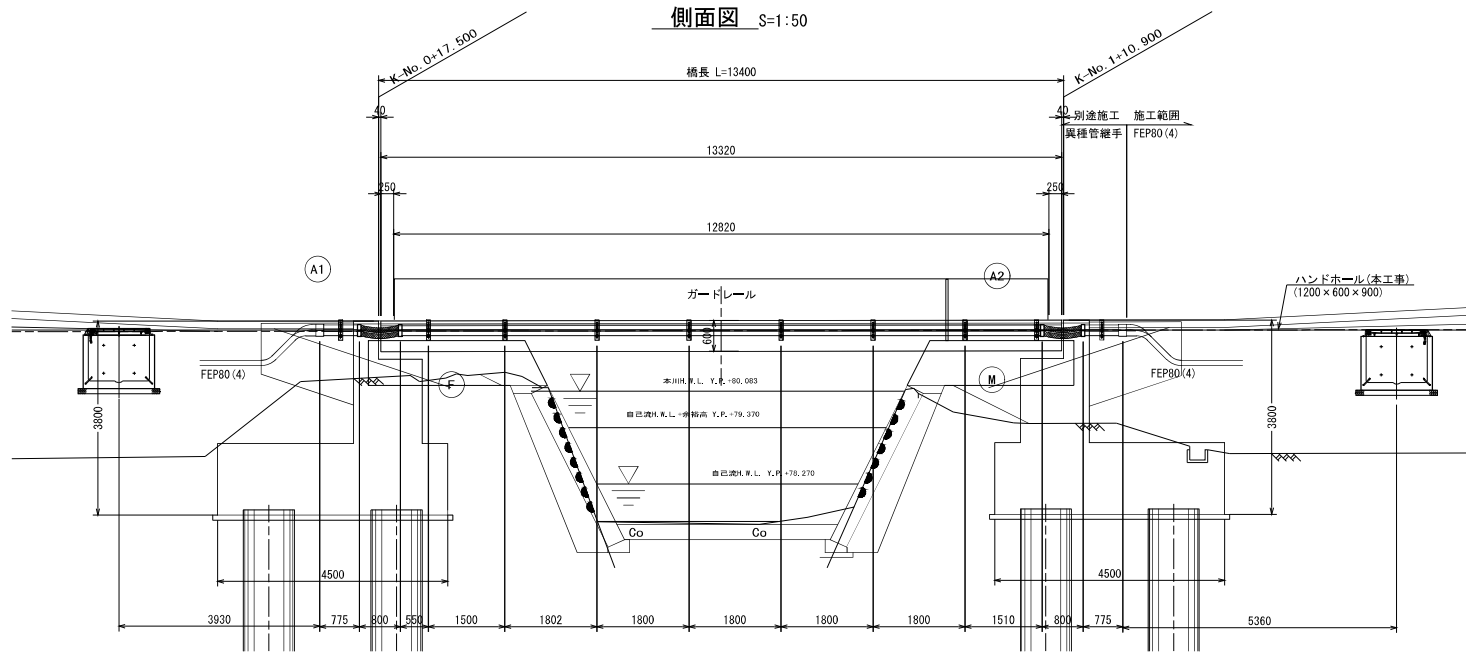
B部断面図 S=1:10



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	太夫沢川橋 配管敷設要領図		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	図 示	図面番号	51 の 49
設計社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

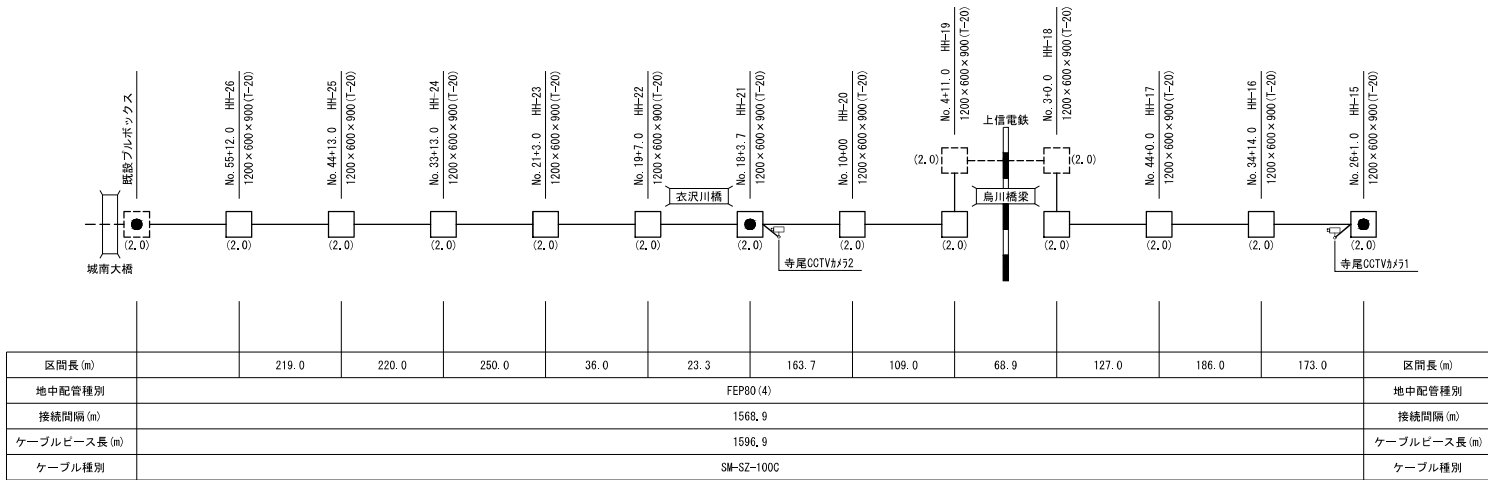
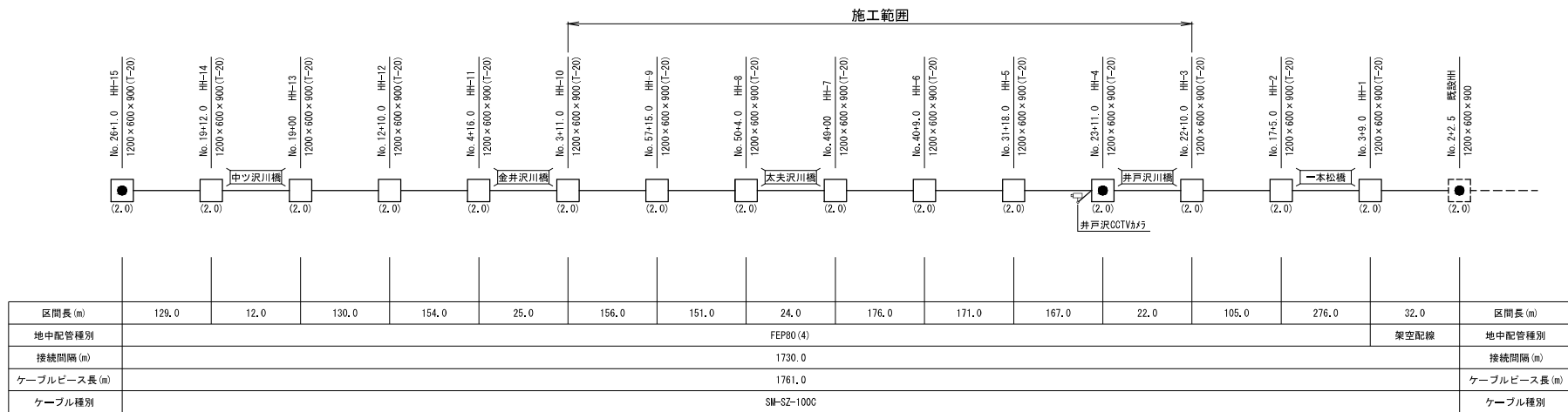
金井沢川橋 配管敷設要領図



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 烏川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	金井沢川橋 配管敷設要領図		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮尺	S=1:50	図面番号	51 の 50
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

光ケーブル系統図



凡 例

記号	名 称	備 考
□	ハンドホール(既設)	
⊕	ハンドホール(既設)接続有り	
□	ハンドホール(新設)	
⊕	ハンドホール(新設)接続有り	
—	埋設管(新設)	
----	埋設管(既設流用)	
CCTVカメラ	CCTVカメラ(新設)	別途工事

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 鳥川右岸根小屋町地先堤防整備工事		
図面名	光ケーブル系統図		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	—	図面番号	51 の 51
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		